

第四十三回 参議院商工委員会會議錄第九号

昭和三十三年二月二十六日(火曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

二月二十五日

阿部 竹松君 野上 元君

補欠選任

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

上原 正吉君

小林 英二君

豊田 雅孝君

久保 等君

榎 繁夫君

松澤 兼人君

二宮 文造君

奥 むねお君

向井 長年君

永井勝太郎君

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

通商産業省公 益事業局長 塚本 敏夫君
自治省税務局長 柴田 護君
事務局長 常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の会議に付した案件

○中小企業基本法案(内閣送付、予備審査)

○中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○中小企業近代化促進法案(内閣送付、予備審査)

○中小企業投資育成株式会社法案(内閣送付、予備審査)

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○中小企業基本法案(衆議院送付、予備審査)

○中小企業組織法案(衆議院送付、予備審査)

○中小企業基本法案(向井長年君発議)

○産業貿易及び経済計画等に関する調査(産業と税制に関する件)

○プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(赤間文三君) ただいまか

ら、商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせの協議事項について報告をいたします。

中小企業基本法案は八法案の提案理由の説明を聴取をし、産業と税制に関する件及び組織問題に関する件の質疑を行ない、プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案の補足説明を聞いた後に、もし時間があれば質疑を行なう、こういうことになりましたので御了承を願います。

○委員長(赤間文三君) 次に、委員の異動について御報告をいたします。

昨日、阿部竹松君が辞任をせられ、その補欠として野上元君が選任をせられました。

○委員長(赤間文三君) それでは、これより議事に入ります。

中小企業基本法案、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案、中小企業近代化促進法案、中小企業投資育成株式会社法案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、中小企業基本法案、中小企業組織法案、中小企業基本法案を一括して議題に供します。政府並びに発議者から順次提案理由の説明を聴取いたします。福田通商産業大臣。

○国務大臣(福田一君) 中小企業基本法案につきましては、提案の理由及びその概要をご説明申し上げます。

わが国の中小企業が鉱工業生産の拡大、商品流通の円滑化、海外市場の開拓、雇用機会を増大等国民経済のあら

ゆる領域にわたってその発展に寄与するとともに、国民生活の安定に貢献して参りましたことは、すでに国民の一人一人が高くこれを評価しているところであります。

しかるに、最近に至りまして、生産性等の著しい企業間格差は中小企業の経営の安定と、その従事者の生活水準の向上にとって大きな制約要因となりつつあります上に、技術革新の進展、生活様式の変化等による需給構造の変化と労働力の供給の不足とは、中小企業の存立基盤を大きく変化させようとしているのであります。

わが国の中小企業をこのような状態に放置いたしますときは、その事業経営の安定をそそない、ひいては国民経済の健全な成長発展をも達成し得なくなるものと深く憂慮いたしておる次第であります。

このような事態に対処して、特に小規模企業の従事者に対し適切な配慮を加えつつ、中小企業の成長発展をはかるため、その経済的社会的制約による不利を補正し、中小企業者の自主的努力を助長して、生産性を向上し、取引条件を改善するよう格段の努力をいたさねばならないと考える次第であります。このことは中小企業の経済的社会的使命にこたえるゆえんのものであるとともに、わが国経済の均衡ある成長を達成しようとする国民のすべてに課された責務でもあると確く信ずるものであります。

このような考えのもとに、ここに中

小企業の進むべき新たな道を明らかにし、中小企業に関する政策の目標を示すため、本法案を提出いたしました次第であります。

次に本法案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

先ず前文におきましては、以上に申し述べましたような趣旨を明らかにし、第一に、中小企業に関する国の政策の目標は、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自立的努力を助長して、中小企業の成長発展をはかり、あわせてその従事者の地位の向上に資することと規定しております。

これは、中小企業の成長発展を国民経済と遊離して考えることは非現実的であり、国民経済もまた均衡成長を果たすことなく高度成長を達成することはできないとの観点に立つて、国民経済の成長発展の方向に即しつつ、生産性等の企業間格差が是正されるように中小企業の生産性と取引条件が向上することを旨として、中小企業の成長発展をはかり、あわせてその従事者の地位の向上に資することと規定しております。

第二に、本法案の対象とする中小企業者の範囲を、製造業等にあつては、おおむね資本金五千万円以下または従業員数三百人以下、商業、サービス業にあつては同じく一千万円以下または五十人以下とし、具体的には諸般の施策が最も効果的に運用されるよう施策

ごとに弾力的に定めるべきであるとい
たしております。

第三に、第一に述べました目標を達
成するため、国は、ひとり産業政策の
分野のみならず、その政策全般にわた
り必要な施策を総合的に講じなければ
ならないこととしておりますが、その
際、重点的にとりあぐべき方向づけと
して設備の近代化以下八項目を明らか
にいたすとともに、地方公共団体もこ
れに準じて施策を講ずるよう、また
中小企業者以外のももこれらの施策
の実施について協力するよう要請して
おります。

これは、中小企業の成長発展をはか
ることが国民経済的課題であること
にかんがみ、国は、その産業経済、財
政金融、科学技術、社会労働等諸般の
政策を通じて、また国民は一致協力して
問題の解決に当たるべきであると考え
たためであります。

第四に、政府に対しまして、施策の
実施に必要な法制上、財政上の措置を
とるべきこと、中小企業の実態を明ら
かにするための調査を実施すべきこと
並びに中小企業の動向及び施策に関
し、国会に年次報告を提出すべきこと
を義務づけております。

以上が第一章の主たる内容でありま
すが、第二章から第六章までにおきま
しては、第一章で方向づけられました
必要な施策につきまして、その方針を
それぞれ明らかにいたすこととしてお
ります。

第二章におきましては、主として中
小企業の体質改善に関する施策につ
きまして、その方針を明らかにすること
といたしております。

第一に、中小企業の設備の近代化、

技術の向上、経営管理の合理化のた
め、積極的に施策を推進することとい
たしております。

第二に、中小企業の諸問題は、根本
的には企業規模が過小であることから
生じていることにかんがみ、これを抜
本的に改善いたし、生産性と取引条件
が最も向上するように基盤を整備する
ため、中小企業構造の高度化の方策と
して、企業規模の適正化、事業の共同
化、事業転換の円滑化及び小売商業に
おける経営形態の近代化のための施策
の方針を宣明いたしております。

すなわち、その一といたしまして、
企業規模の適正化をはかるため、事業
経営の規模の拡大、企業の合併、共同
出資会社の設立等を円滑化するよう必
要な施策を講ずるとともに、政府に対
しこれに関する指標を作成すべきこと
を義務づけ、その二として、事業共同
化のための組織の整備、工場店舗等の
集団化その他の助成を行ない、中小企
業者が体質改善するにあたり、協同し
てこれを効率的に推進できるように必
要な施策を講ずべきことといたしてお
ります。このほか、特に流通機構の合
理化の趨勢に中小商業者が対処し得る
ように必要な配慮をなすべきこと及び
中小小売商の経営形態の近代化のため
必要な施策を講ずべきことといたして
おります。なお、需給構造の変化等に
即応して中小企業者が自己の発意によ
り他の業種に転換しようとする場合に
は、これを助成するため必要な施策を
講ずべきことといたしております。

第三に、中小企業における労働関係
の適正化、従業員の福祉の向上をはか
るため必要な施策を講ずるとともに、
最近における求人難に対処すべく、職

業訓練、職業紹介の事業の充実等によ
り労働力確保のために必要な施策を講
ずべきことを規定いたしております。

第三章事業活動の不利の補正におき
ましては、中小企業の事業活動面にお
ける環境の整備をはかつて、その不利
を補正し、もって体質改善の推進に資
するという趣旨に出で、そのための施
策の方針を明らかにいたしております。

第一に、中小企業の過度の競争を防
止するとともに、下請取引を適正化す
るため下請代金の支払遅延の防止等及
び下請関係の近代化の施策を講ずるこ
ととしております。

第二に、中小企業者の利益の不当な
侵害を防止し、中小企業の事業活動の
機会を適正に確保するため必要な施策
を講ずるよう規定いたしております。

これは、最近における需給構造等の
変化に伴う大企業等の進出に対し、こ
れに起因する社会的経済的摩擦を回避
し、中小企業の経営の安定が阻害され
ることのないよう措置することが必要
であると考えたためであります。

また、これと関連いたしまして中小
企業製品と競合する物品の輸入により
中小企業に重大な影響を与えるおそれ
がある場合には、緊急に輸入調整等の
措置も講じ得るよう規定いたしてお
ります。

第三に、中小企業製品の輸出の振興、
国等からの受注機会の確保その他需要
の増進をはかるため必要な施策を講
ずべきこととしておるのであります。

第四章におきましては、小規模企業
者について、特にその経営の改善発達
とその従事者の生活の安定につき必要
な考慮を払うよう規定いたしております。

これは、数多くの小規模企業者に対
しては、一般の中小企業政策に加えて、
諸般の施策が円滑に実施されるように
特に手厚い施策を講ずる必要があるか
らであります。

第五章におきましては、中小企業の
体質を改善し、経営の安定をはかるた
め、中小企業に対し、資金の融通を適
正円滑化し、企業資本の充実を促進す
ることがきわめて重要な政策手段であ
ることにかんがみ、このための必要な
施策を講ずるよう規定いたしております。

次に、第六章におきましては、行政
機関の整備と行政運営の改善に努め
よう規定いたすとともに、中小企業者
が事業の共同化、事業活動の自主的調
整等によりその成長発展と地位の向上
をはかるため組織化を推進することが
特に必要であることにかんがみ、中小
企業者の組織化の推進その他中小企業
に関する団体の整備につき必要な施策
を講ずることといたしております。

最後に、第七章におきましては、中
小企業政策に関する重要事項を調査審
議せしめるため、総理府に、中小企業
政策審議会を設置することといたし、
その組織等について必要な規定を定め
ております。

中小企業基本法案の概要は以上のと
おりであります。ここに示された施
策の方向に従い今後にわたって施策の
拡充に努め、これを積極的に推進して
参る所存であります。なお、三十八年
度につきましては、予算案に本法案の
趣旨をすでに取り入れておりますが、
また関係法律案につきましては当面措
置すべきものについてすみやかに提案

いたすこととしております。
何とぞ慎重御審議の上、本法案に御
賛同下さいますようお願い申し上げます。

中小企業振興資金等助成法の一部を
改正する法律案につきまして、その提
案の理由及びその概要を御説明申し上
げます。

政府におきましては、わが国経済に
おいて、中小企業が占める地位の重要
性にかんがみまして、従来より、各般
にわたる中小企業対策を実施して、そ
の指導育成に腐心してきたところであ
ります。

このたび、中小企業基本法を制定
し、中小企業の進むべき道を明らかに
するとともに、関連施策の拡充強化を
はかることとしておりまして、その一
つとして、従来から行なわれておりま
す中小企業の近代化に必要な資金の貸
付事業を行なう都道府県に対する国の
助成内容を一そう拡充することとし、
新たに中小企業高度化資金の貸付制度
を設けて、中小企業者が行なう事業の
共同化等を強力に助成する必要がある
と考えまして、この法律案を提出する
こととした次第であります。

次に、本改正法案の内容につきまし
て、その概略を申し上げます。

第一は、中小企業高度化資金の貸付
制度を創設することに伴い、目的及び
題名を改めることとしたものでありま
す。

第二は、中小企業基本法の趣旨にあ
わせて中小企業者の範囲を引き上げる
こととしたこととあります。

第三は、新たに中小企業高度化資金
の貸付制度を設け、中小企業等協同組

合等の共同施設、工場団地、商業団地、中小企業者の合併、共同出資により設立された法人の施設、中小企業者の協業によるスーパー・マーケット等を助成対象とすることとし、これに伴い中小企業等協同組合等の共同施設、工場団地に対する国の助成の方法を従来の都道府県への補助金交付の制度から本制度に改めるものであります。

なお、都道府県からの中小企業者に対する貸付については、おおむね従来と異なることはございません。

また、中小企業高度化資金の貸付制度の円滑な運用をはかるため、別途、中小企業高度化資金融通特別会計法案を提案することとしております。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

次に中小企業近代化促進法案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国の中小企業は、国民経済のあらゆる領域にわたってきわめて重要な地位を占めており、わが国経済の発展に多大の貢献をしてきたことは申すまでもないところであります。政府におきましても、中小企業の成長発展をはかるため、従来より各般にわたる施策を実施して、その指導育成に努めて参ったのであります。

しかしながら、貿易の自由化、技術革新の進展等昨今の経済情勢の推移をみますと、わが国経済が、今後一そう健全な発展を遂げるためには、大企業と中小企業との生産性等の格差を是正することが緊要な課題となるのであります。この課題にこたえるためには、中小企業関係施策を一そう拡充強

化することが必要とされるのであります。

したがって、このたび、中小企業基本法を制定し、中小企業の進むべき道を明らかにいたしますとともに、その関連施策の重要な一環として、経済政策上特に中小企業の早急な近代化を必要とする業種につきまして、業種ごとに近代化計画を策定し、その実施のための強力な助成措置を講ずるため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、法律案の内容につきまして、その概略を申し上げます。

第一は、事業活動の相当部分が中小企業者によって行なわれており、かつ、国の経済政策上特に急速に近代化をはからなければならない業種を政令で指定いたしまして、指定業種ごとに、その業種に属する中小企業について近代化計画を策定することであります。

すなわち、指定業種ごとに実態調査を行ない、その結果に基づいて中小企業の実態に即した中小企業近代化計画を策定することとし、この近代化計画には、目標年度における製品の品質、生産費、適正生産規模等の近代化の目標を設けるほか、必要に応じ設備の近代化、経営管理の合理化等目標を達成するために必要な事項を定めるものとしていたしました。

さらに、計画を定めたときは、その要旨を公表して中小企業者またはその団体等に対し周知徹底をはかることも必要に、必要な指導を行なうこととしております。

第二は、中小企業者等に対して勧告ができることとしたことであります。

これは、近代化計画の円滑な実施のため必要があるときは、中小企業構造の高度化、競争の正常化及び取引関係の改善に關して主務大臣が中小企業者、関連事業者等に対して勧告ができるものと、計画の円滑な達成を確保しようとするものであります。

第三は、近代化計画を円滑に実施するため必要な助成措置を講ずることとしたことであります。

すなわち、指定事業を営む中小企業者に対しては、近代化のために必要な資金については、政府が資金の確保またはその融通のあつせんに努めるものとするほか、税制上も固定資産についての特別償却及び合併、共同出資による新会社の設立等の場合の課税の特例を認めることとし、近代化の促進を助成することとしております。

第四は、需給構造の変化等経済事情の変化に即応して事業の転換を行なう中小企業者に対し、適切な指導を行なうほか、資金の融通のあつせん、従事者の就職のための必要な援助を行なうこととするものであります。

以上のほか、中小企業近代化審議会を設けて、法の運用の慎重を期するとともに、所要の規定の整備を行なうこととしております。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業指導法案につきまして、その提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

わが国の中小企業は、大企業に比し、経営管理及び技術の面でも著しい立をくれを示してをりまして、これが大企業との格差の解消を困難ならしめ

るおもな原因の一つとなつております。

これに対し、国をよび地方公共団体におきましては、従来より密接な協力のもとに、中小企業者を対象として、企業診断を中心とする経営指導と試験研究を合わせた技術指導とを実施して参つたのであります。その効果もきわめて大なるものがあつたと思われま

しかし、最近にをける内外の経済情勢の変化や、経営管理技法をよび科学技術の著しい進歩を考え合わせますと、従来の中小企業指導事業をさらに一そう強化しますとともに、新たに人づくり対策の一環として、中小企業の経営者及び従業者に対し、経営管理及び技術に関する研修を実施いたしますことが、現下の急務であると考えられるのであります。

ところで、このような諸般の施策を計画的かつ効率的に推進いたしますためには、国が法律に基づいて計画及び基準を定めるとともに、必要に応じて地方公共団体に対する補助及び助言を行なうことにより、中小企業指導事業を調整し、助成していくことが適当であると考えられるのであります。

また、中小企業指導事業の充実をはかりますためには、優秀な指導担当員を数多く確保する必要があります。このため、昨年、財団法人日本中小企業指導センターが設立され、国庫補助を受けて現在指導担当者の養成及び研修等の事業を開始しておりますが、もとも同センターの事業は、公共的性格がきわめて強いのであります。いわば国の機能を代行しているといえます。したがって、この際、同センター

に対する指導、監督及び助成をさらに強化するため、国庫出資を行ないまして、特別の法律に基づきますところの、いわゆる特殊法人とするのが適当であると考えられます。

このような諸見地より、本国会に提出いたします中小企業基本法案の関連法規の一つとして、この法律案を提出いたしました。その内容は、次のとおりであります。

第一は、国において中小企業指導事業に関する計画及び基準を作成し、必要に応じて地方公共団体に対する補助及び助言を行なうこととあります。なお、計画及び基準を定めるにあたりましては、学識経験者の方々の御意見も取り入れたものとすため、別に本国会に提出いたします中小企業近代化促進法案で設置が予定されておりますところの中小企業近代化審議会の意見を聞くこととしております。

第二は、日本中小企業指導センターの組織、業務及び運営に関する事項であります。同センターは、役員として理事長、理事及び監事を置くこととし、通商産業大臣がその監督を行なうこととしたてております。同センターのおもな業務は、先ほど申し上げました指導担当者の養成及び研修のほか、役員または職員を派遣して、地方公共団体の中小企業指導事業の実施に協力すること等であります。

その他事務所の設置、名称の使用制限、業務方法書の認可、借入金等に関する、通常の特殊法人に関する法律と同種の規定をいたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び

その要旨であります。
何とぞ慎重に御審議の上御賛同下さいますようお願い申し上げます。

中小企業投資育成株式会社法案につきまして、提出の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国の産業構造の高度化をはかり、産業の国際競争力の強化を促進する上において、中小企業の果たす役割が重大であることは申すまでもないところでありまして、中小企業の経営の安定と近代化を促進することが急務と考えられる次第であります。このためには、中小企業の自己資本を充実して適正な資本構成の維持に努めることが何よりもまず要請されるところであります。しかしながら、現在の中小企業にありましては、自己資本の充実に必要な増資の機会がきわめて乏しい状況にあることにかんがみ、この法律案は、このような中小企業に対し投資等の事業を行なう中小企業投資育成株式会社会社を設立し、これに対し中小企業金融公庫が出資を行なう等所要の助成措置を講ずるとともに、必要な監督を行なうとするものであります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、中小企業投資育成株式会社会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展をはかるため、中小企業に対する投資等の事業を行なうことを目的とし、その事業は、産業構造の高度化または産業の国際競争力の強化の促進に寄与する業種に属する中小企業が発行する増資新株の引き受け及び投資先中小企業の経営上または技術上の指導を行なうこととした

しました。

第二に、東京、名古屋及び大阪の三地点にそれぞれ中小企業投資育成株式会社会社を設立することとし、その事業の性格上、各地の中小企業に密着した業務の運営に資することとしたしました。

第三に、会社に対する助成措置いたしましては、まず、中小企業金融公庫が総額で六億円かつ各会社の発行済み株式総数の三分の一を限度として、会社の発行する優先株式を引き受けることとしたしました。これは、会社の事業の性格上、その発足後当分の間は、純然たる私企業の運営をもってしては資金調達及び収支見込みの両面において少なからぬ困難が予想されるためであります。なお、会社が右の優先株式について配当をする場合には、会社の経理上これを損金扱いとするよう税法上の特別措置を講ずることとしたしました。さらに、会社に対する助成措置といたしまして、中小企業金融公庫からの貸し付けの道を開き、会社の事業に必要な長期資金を確保し得るよう配慮した次第であります。

第四に、会社の適正な事業運営を期するために、役員を選任、事業計画、定款等については、通商産業大臣の認可を通じて国が監督を行なうこととしたしました。

以上、この法律案の提出の理由及びその概要を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

ただいま提案になりました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を説明申し上げます。

中小企業金融の円滑化をはかるため、政府といたしましては、かねてより、政府関係中小企業金融機関の拡充をはかることと、中小企業者の信用補完の重要性にかんがみ、全国各地の信用保証協会の行なう保証業務に關連して、中小企業信用保険公庫に信用保険に關する業務を行なわせてきている次第であります。

中小企業信用保険公庫が行なう信用保険業務の対象となる中小企業者の範囲につきましては、今日まで、製造業者等にあつては資本の額一千万円以下または従業員数三百人以下、商業業者等にあつては資本の額一千万円以下または従業員数三十人以下等として取り扱って参つておりますが、最近における経済の進展にかんがみ、また、先に提案いたしました中小企業基本法案の趣旨に照らし、この法律におきましては、新事業に即応して中小企業者の定義を改定する必要があると考える次第であります。

また、産業構造の高度化または産業の国際競争力の強化を促進するために、中小企業の近代化を早急に実現することが必要と認められるところでありまして、信用保険制度の面におきましても、設備の近代化等を特に要請される中小企業者について設備近代化等に必要資金の借り入れの円滑化に資するため、新たな種別の保険制度を創設し、信用保険制度の一その拡充強化をはかるものとしてあります。

かような趣旨に従ひまして、まず中小企業者の定義につきましては、製造業者等にあつては資本の額が五千万円以下または従業員数三百人以下のもの、商業業者等にあつては資本の額が一

千万円以下または従業員数五十人以下のものとするに改め、この法律の対象となる中小企業者団体の場合にもこれに準じて所要の改正をしようとするものであります。

次に、新たに創設される保険制度は、特に設備の近代化等が緊急に要請されている業種に属する中小企業者について、その設備近代化等に必要資金の借り入れに伴う保証に關し、一人につき三千万円（中小企業者団体にあつては、五千万円）を限度とする保険契約を中小企業信用保険公庫と信用保証協会との間に締結することができるよう改正し、設備近代化の促進に資せしめようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○委員長（赤間文三君） 次に、発議者衆議院議員永井勝次郎君から提案の説明を聴取いたします。永井勝次郎君。○衆議院議員（永井勝次郎君） 日本社会党提出中小企業基本法案について、提出者を代表し我が党案と政府案を比較し、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

として大企業本位の財政金融政策を推進し、またせっかくの独禁法も有名無実のものとし、不当な独占支配を容認しているものであります。さらに最近では、自由化を理由とする大企業の合理化、吸収合併並びに縦の系列支配を促進し、その目的に沿わない中小企業は政策のうちに外に放置し、弱肉強食の冷酷な競争の中でその整理、淘汰を考えているといつても過言ではないのであります。

今回政府が提出した中小企業基本法案も、この意図に沿ったもので、大企業のための中小企業基本法案であります。

このため中小企業者は、明日の経営、将来の生活設計に大きな不安を抱き、全く希望を喪失してしまつていくのであります。

そこで、中小企業を今日の窮状から救い出し、大企業との間の格差を是正して、安定した将来に希望の持てる近代的な経営に引き上げるには、どうしてもこの際抜本的な基本政策を打ち立てる必要があるものであります。そして一元化された強力な行政機関のもとで、かかる基本政策を推進せねばならぬことは、今日ほど緊急を要することはないのであります。

これが本法律案を提出する理由であります。

次に、そのおもなる内容を御説明いたします。まず初めに、本案は中小企業政策の基本となるべき目標として、いわゆる国民経済の二重構造の解消と経済の民主化、自主的な協同化、個々の中小企業者に対する積極的な助成、中小企業労働者の所得増大、さらには中小企業者、労働者、農民相互間の調

和の五つの柱を明確に提示し、以下具体的政策、機構に及んでいるのでありまして、この産業構造の高度化、産業の国際競争力の強化を強調するだけで、肝心の企業の大企業との不当独占の排除、経済の民主化を忘れた政府の基本法案と根本的に異なるのであります。

次に、具体的な内容について申し上げます。第一は、本案に規定される抜本的な総合政策を実施するには、大企業の代弁機関と化しつつある通産省の一部局としての中小企業庁ではとうてい不可能であります。そこで新たに中小企業省を設置し、通産省と同等の立場において、強力に中小企業者の利益を擁護せんとするものであります。政府案がこの当然の問題を故意に回避しているのはきわめて遺憾であります。

第二は、中小企業者の範囲であります。上は従業員三百人、資本金三千万円に押え、下は特に従業員十人、百万円を勤労事業者として分離し、政策の恩恵が中小企業に偏せず、小企業、零細企業にも十分に浸透するよう考慮しているものであります。

第三は、中小企業の組織についてであります。中小企業の経営を近代化し、発展させるには、協同化が必要であります。本案は特に一章を設けて、在来の多種多様な組織を協同組合に統一し、強制や統制を排し、あくまで自主的協同を組織原則としているのであります。そして、その設立を簡易にし、これに国が積極的な助成措置を講ずることによって、協同組合に入つたほうが、中小企業にとって有利になるような条件を作り上げ、もって組織化を促進していくべきだとしているのであります。

ます。政府案が、この組織の問題に一言もふれていないのはまことに奇異の感を抱かせるものであります。

第四は、大企業との関係についてであります。今日の中小企業の困窮は、大企業からの圧迫、進出によるところが大きいのであります。そこで本案は、中小企業に適切な事業分野に、大企業がむやみに進出することを規制し、官公需の発注についても大企業のひとり占めを排除して、中小企業に一定割合を確保することにしておるのであります。また下請企業に対する大企業の不公正な取引行為を厳に取り締り、さらに中小企業の協同組織による団体交渉権を確立し、大企業と同等の地位を確保するよう努めているのであります。さらに中小企業者の地位を補強するため、特に中小企業調整委員会を設立し、大企業との間の一切の紛争を中小企業者に有利に処理し、一方的な泣き寝入りの現状を是正することにしております。政府案が、対大企業との関係は正について配慮していないのは、今日の中小企業問題がいかにあるかという根本を忘れた論議だと断言せざるを得ないのであります。

第五は、零細な勤労事業者に対する政策についてであります。本案は特にこれを別ワケのものとして、組織、税制、金融労働福祉、社会保障の全般にわたって、社会政策的な立場をあわせ考慮しつつ特別の優遇、保護助成策を提起しているものであります。政府案が最終段階になって中小企業者の強い反対にあい、やっと小規模事業者の定義を付加しただけで、具体的な政策、なかなか、税制、社会保障についてさえ、ふれるところがないのは、零細業者無視もはなはだしきといわざるを得ません。ここに政府案の零細企業切り捨ての意図が如実に示されているのであります。

第六は、商業政策についてであります。従来政府の施策は工業に偏し、商業政策はきわめて欠如しているののであります。このため流通秩序は混乱し、百貨店、スーパー・マーケットの不当進出、メーカー、問屋の乱売、小売市場の乱立など、それだけでなく相互の過当競争に悩む一般小売業者が、より一そう苦境に追い込まれているのであります。そこで、本案は、特に商業政策の確立を強調し、商品の流通秩序の維持のため、メーカー、卸売業者による直接小売行為の制限、百貨店、スーパー・マーケットの不当進出の規制をはからんとするものであります。同時に他方では、消費者に対するサービスとしての商業本来の立場から、一般小売業者のみずから経営改善、近代化を促進助成することによって、大資本商業と十分に対抗し得るまでに、その地位の安定向上を期しているののであります。政府案が商業についてきわめておざなりの一項だけを設けているのは、依然として従来の工業政策偏重のそしりを免れ得ないのであります。

最後に、事態に即し適切な中小企業政策を実施するために、政府に対し総合的な調査を行なわれ、さらに中小企業政策に関する基本計画や実施計画並びにその実施状況について国会に年次報告する義務を課しているののであります。また、総理府に中小企業審議会を設け、本法運用に万遺憾なきを期しているののであります。

以上が本法草案提出の理由並びにその内容の概要であります。何とぞ御審議の上政府案にかわり我が党案をすみやかに成立させるため御賛成あらんことをお願い申し上げ提案説明を終わります。

次に、中小企業組織法案の提案理由を御説明いたします。本法律案は、中小企業基本法案と密接不可分の関連法であり、中小企業省設置法案とあわせて、三位一体のものとして、本院に提出しているものであります。

今日、技術革新に伴う経済情勢の著しい変化の中で、中小企業の経営を安定させ、その近代的な発展をはかるには、中小企業者の団結の強化、協同化の促進をはかることが最も急務とされているのであります。

中小企業に関する組織は、現在中小企業団体組織法、中小企業協同組合法、環境衛生関係営業の適正化に関する法律等各種あります。私どもが現存する組合の実態をみますと、ただだけ活発に活動しているかはなほ疑問な組合がきわめて多いのであります。しかも未組織の中小企業者がいかに多いか、および中小企業に属するもののひとつとして痛感するところがあります。

かかるに、以上のように中小企業の当面する課題と現状とは、不幸にも相離反した姿を示しているものであります。そして、この離反をもたらした最大の原因が、政府の施策の不備、怠慢にあるということは、何としても遺憾きわまりないことであります。

この理由は一体どこにあるのか。これは一つには、現行法律の規定が中小企業者の現状に適應しておらないところからきておるのであります。二つには、一般に仏作って魂入れずという言葉がありますように、法律は作っても、肝心の組織化促進の助成を積極的に行なわれない、予算の裏づけがほとんどなされないということのためであります。

わが党は、ここに中小企業基本法案の重要な一環として、中小企業組織法案を提出するゆえにも、実にこの現状を打開せんがためであります。そして中小企業者の協同化への切実な要望にこたえ、だれもがみずからの自由意志に基づいて、その業種業態に適應した組合に簡易に参加でき、協同事業活動のもとに恩恵に浴することができるよう、国に積極的な施策の実行を義務づけることとすべきであります。さらにまた、これらの組織に強力な団結権、団体交渉権を保障することによって、従来の大企業からの不当な圧迫に対し、それに動じない中小企業者の強固な、安定した地位を確立して参らうとするものであります。

最近、中小企業者は組織化の必要、協同事業の必要について切実に目覚めつつあります。そして、現に何らかの組織、任意団体に参加するものが多くなつて参りました。

これが、いままでの中小企業者の組織に關係する諸法律を一本化し、中小企業組織法案として提案する理由であります。

次に、本法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、本法律案の定める中小企業の基本組織は、協同組合であります。この協同組合は加入・脱退の自由、組合員の権利の平等を原則とし、設立の要件、手続を簡易にし、経済事業、調整事業、団体協約の締結をあわせ行ない得る組織として考えられておるのであります。また、あくまで自主的な、中小企業者が喜んで入る組織を原則とし、強制加入はいかなる場合にもこれを認めていないのであります。

第二に、組合の種類としては、事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、信用協同組合、企業協同組合、協同組合連合会を考えています。これによって従来の事業協同組合を勤労事業協同組合に発展させ、また商工組合を廃止して、新たに下請並びに商店街の両協同組合を設けることいたしました。また今までの事業協同組合、環境衛生同業組合、火災共済協同組合、企業組合、企業協同組合、それぞれ勤労事業協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、企業協同組合に組織がえすることとしております。

勤労事業協同組合は、地区内の勤労事業者、すなわち、従業員おむね十人以下にしてかつ資本金百万円以下のもの、ただし商業、サービス業にあつてはおおむね三人以下のものによつて、下請協同組合は主として地区内の下請業者によつて、商店街協同組合は主として地区内の小売業またはサービス業者五十人以上によつて、共済協同組合は一または二以上の都道府県の区

域の全部または全国の区域内の中小企業者によつて組織され、他の組織は大体従前どおりであります。

第三にその事業の内容につきまして、事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合の各組合は、経済事業、調整事業、団体協約の締結をあわせ行なうものであります。そして事業協同組合、下請協同組合、環境衛生協同組合が調整事業を行なう場合には、同一業種について地区の重複を認めないこととしておるのであります。

また、共済協同組合は、火災だけでなく、風水害、地震、盗難、交通事故、爆発等による損害をも共済事業の対象に加えております。信用協同組合、企業協同組合の事業については、従来のとおりであります。第四は調整事業に関する事項についてであります。すなわち調整事業を行なう場合は、不当に差別的でないこと、一般消費者及び関連事業の利益を不当に害するおそれがないことを一般的な必要要件としております。

さらに、それに加えて、不況カルテルの場合には不況要件を、合理化カルテルの場合には価格等に不当な影響を及ぼさないことを要件としてしております。また、調整規程については、中小企業者のみが加入している組合の場合は届出制で足り、中小企業者以外のものが加入できる組合の場合は認可制をとることとし、特に価格協定については公正取引委員会の同意を必要としたのであります。

また、調整事業を効果あらしめるために、不況カルテルの場合について、アウトサイダー規制命令を出し得ることとしておりますが、事業停止命令や加入命令は認めておりません。

第五は、団体協約についてであります。協同組合は取引条件並びに調整事業について団体協約を締結することができ、相手方はこの団体交渉に対し、応諾する義務があります。そして団体協約のうち、取引条件に関するもの、中小企業者のみが加入している組合の締結したものについては、届出制で足りることとしたしました。なおまた、系列別の下請協同組合が、親事業者との間に取引条件に関して締結した団体協約については、その四分の三以上が適用を受ける場合、その親事業者と取引関係のある組合員以外の下請業者に対し、一般的拘束力を持つこととしておるのであります。

第六に、中央会の機構、運営につきまして、従来の天下り方式を改め、真に民主的な中小企業者の組織とするよう配慮いたしました。すなわち、中央会に正規の理事会をおき、理事会は業務の執行を決する、会長は理事会の定めるところに従つて業務を行ない、会長事故あるときは理事がその職務を代理する、といったのであります。第七といたしまして、特に政府の助成義務を明記しておるのであります。

これは初めに申し上げましたように、せっかくの組織に関する立派な法律ができて、協同化を促進する政府の助成措置に欠けることがあつては、法の効果的な運用を期することができませんので、共同施設、福祉厚生施設に要する経費、組合の事務に要する経費について、国がその一部を補助することを義務づけたのであります。

また、商店街など協同組合の設置する街灯の公共性を考え、その電気料金について特別の軽減措置をとることといたしておるのであります。

その他、細目の規定につきまして、はおおむね従来の法律の規定を準用しております。以上が本法律案の提案理由と内容の概要であります。

○委員長(赤間文三君) どうも御苦労さまでございました。

○委員長(赤間文三君) 次に、参議院議員向井長年君から提案理由の説明を聴取いたします。向井長年君、どうぞ。

○向井長年君 ただいま議題となりました中小企業基本法案の民主社会党案の提案理由とその概要を説明いたします。

中小企業基本法の成立が何ゆゑに必要か、それは今さら申し上げるまでもありません。わが党を初めとして与野党三党とともに、それぞれの中小企業基本法案を提出し、かつまた今回は政府案が提出された事実こそ、本案の重要性並びに一日も早く成立をはかるべき緊要性を立証しているものであります。

わが国の中小企業は、雇用面では全労働者の約七割を占め、生産においては全生産額の約六割を生産し、輸出面では輸出総額の五割強を受け持っております。わが国経済において、中小企業が実際に果たしている役割の大きさは、何人といえども認めざるを得ないのであります。

しかしながら、かかる中小企業の置かれていた実態を見ますと、資本・労働・技術・経営のそれぞれの面で、まだまだ近代化が進んでおりません。大企業に比べて競争条件が著しく劣っているばかりか、企業の規模も、零細企業を底辺として、大ききに格差があり過ぎます。現在の中小企業は、大企業対中小企業といういわゆる経済の二重構造の極端にしばられておるばかりか、お互いの間で激しい過当競争を繰り返しているという、二重、三重の不利な条件のもとに置かれております。

このような条件にある中小企業をいかに振興育成し、その生産性を高め近代化を進めていくか、その基本策を定め、それに基づいて具体策の体系的計画的推進をはからない限り、わが国経済から、二つの経済構造、二つの労働条件が存在するという根本欠陥を取り除くことはできません。

中小企業基本法こそは、中小企業者が自分の正しい創意を生かして企業の発展と従業員労働条件の向上をはからんとする努力を、高く評価し、この努力が生かされるよう保障していく中小企業の進むべき大道を示すものであります。私も、このような観点に立つて本法案を立法し提案しているものであります。

本案は、前文及び二十八条よりなる本文によつて構成いたしました。まず、前文におきましては、ただいま述べましたような本法の本質を明らかにいたしました。特に前文の最後にありますように「国の将来の理想像は、全国民の中産階級化と福祉国家の実現にあり、この目標に向かって、中小企業の安定と振興を図るため、ここに新ら

たなる中小企業政策の基本原則を指向し、この法律を制定する。」という点に、私どもの理想が集約されております。

本文の第一章総則におきましては、本法が目的としている中小企業政策の基本目標をまず明らかにし、この政策を実現する国、地方公共団体の責任を明らかにしました。特に私どもは、国の政策実施機関として中小企業省を設置すべきである旨を規定しました。なお、中小企業の定義につきましては、最近の経済発展の実態にかんがみまして、資本金は最高五千万円といたしました。また中小企業のうち、特に小規模事業の発展を明らかにして、小規模事業政策の確立をはかりました。

第二章調査及び計画は、国が政策実施するにあたり、調査、基本計画と実施計画の三案、国会に対する報告義務について規定しました。

第三章中小企業者の協力組織におきまして、今後の中小企業者の基本組織は、業種別地域別に自主的に組織され民主的に運営される同業組合である旨を規定しました。従来の協同組合はもちろん活発に活動しなければなりませんが、さまざまな産業分野を担当していく社会的責任体制を確立し、大企業に対抗していく実力を備え、かつお互いの過当競争を自主的に調整していくためには、同業組合の設立こそが、中小企業発展の土台となるべきであります。なお、協同組合組織として商店街組合を新たに加えることにいたしました。

第四章中小企業者の産業分野の確保におきましては、今後のわが国の産業構造の中にあつて、中小企業者による

経営が経済的社会的に適切であると認められる業種を確保し、大企業がここに不当侵入せしめないような方向を明らかにしました。

第五章中小企業者の事業活動の保護におきましては、現在並びに将来にわたつて中小企業と大企業との間の紛争を処理し、中小企業者の事業活動をこの面から保護する基本規定であります。

第六章中小企業者に対する官公需の確保におきましては、政府並びに政府関係機関としての公企業団体、公団、公庫及び地方公共団体などが、わが国における最も大きな購買力を持つ団体である事実にかんがみまして、これらの諸団体が、できるだけ中小企業者より物資サービスを購入するよう、その基本方針を規定しました。これによつて中小企業者に対する安定した発注先を確保せんとするものであります。

第七章から第十一章までは、設備、技術及び経営の近代化施策、貿易上の施策、財政金融上の施策、税制上の施策、労務上の施策の五つの面の基本施策を規定しました。

第十二章中小企業政策審議会におきましては、中小企業行政の民主化をはかる当然の措置として、国が中小企業政策の立案、実施にあたりましては、民間から選ばれた総理府附属の本機関に諮問すべき旨を規定しました。

私どもは、政府案が、中小企業者の自主的努力を大きくうたいながら、その努力の基盤となるべき中小企業者の自主的な協業組織の強化について、何らの規定を持たない点を深く遺憾といたします。また政府案は、小規模事業について一条を充てておりますが、その位置づけは基本法案のきわめて僅少な

る一部としての扱いであります。これは中小企業者のほとんど大半を小規模事業が占めている実情を無視したものと云わざるを得ません。

このほか政府案について、私どもはきわめて不満とし、不十分と判断せざるをえない側面が多岐あります。今や貿易自由化という世界的潮流に、中小企業も裸でさらされようとしていくときにあたりまして、中小企業者のため、特に小規模事業者のための基本法の確立は緊急の必要がありま

す。したがつて、政府案及び各党案について、中小企業者のための中小企業基本法確立のために、お互いに率直に審議し合うことが非常に大切であると考えます。この意味におきまして、本案につきまして、慎重審議の上、何卒、御賛同あらんことを希望いたします。

○委員長(赤間文三君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査はいずれも後日に譲ることいたします。

○委員長(赤間文三君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、産業と税制に関する件の調査を進めます。御質疑のあり方は順次御発言を願います。

今出席されておられる人は、上林通商産業政務次官、塚本公益事業局長、それから自治省から柴田税務局長が出席されております。いずれそのうちに篠田大臣も出席される予定になっております。

○近藤信一君 先般阿部委員、それから向井委員が特に大臣の出席を要望しておりますので、この点は大臣が出席されてから質問をいたすことにしたいと思います。

○委員長(赤間文三君) 速記をとめて下さい。

(午後二時二十八分 速記中止)
(午後二時五十九分 速記開始)
○委員長(赤間文三君) 速記を始めて下さい。

次に 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、産業と税制に関する件の調査を進めます。ただいま篠田自治大臣も見えましたので、質疑のある方は順次発言を願います。

○近藤信一君 先般来、本委員会におきまして、同僚阿部委員から電気ガス税に關し通産大臣に質問いたしましたところ、来年度から一%下げた八%にするとのことでした。電気ガス税の軽減ないし廃止について各方面から要望があつたことは大臣も御承知のとおりです。実は一%だけの軽減ということではかなり失望した次第でございます。きょう同僚阿部委員がおりませんので、かわりまして二、三の点について大臣に伺つておきたいと思ひます。

まず、昨年、東北電力の料金改定問題が起りましたときに、なるべく消費者の負担を軽減するために電気ガス税を減免するよう検討すると、こう伝えられていたのでありますが、どうして一%しか下げることができなかったのですか。従来から、電気ガス税は大量課税であるからこれは撤廃してはいいという要望がきわめて強いのであります。電気やガスはだれでも使うものであり、したがって、これに税金をかけるということはまことに非社会政策的であると思ひるのであります。

ただ、先年、一カ月三百円以下を免税にしたことは、これはまことにけっこうですが、それでもそれ以上の使用者には依然として税金がかかるのであります。大量課税という点では少しもかわりがない。自治大臣としてこの問題についてどのようにお考えになっておられるのか、まず、この点の御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(篠田弘作君) 電気ガス税が大衆課税であるということはお説のとおりであります。政府として、も、電気ガス税はなるべく軽減をしていきたい。できるならば将来これをやめたいという考えはございます。しかしながら、御承知のとおり、電気ガス税は今や町村の固有財源としまして有力なる財源であります。同時にまた非常な伸びのある財源です。安定かつ伸びのある財源であるといふことによりまして、地方自治体はこれを廃止することを非常にきらつております。したがひまして、もしこれを軽減あるいは廃止するといふことの方に向かうとするならば、現在地方の自治体の行政力は非常に弱いのでありますから、これを国において補てんをしてやらなければ、地方財政はそれだけの圧迫を感じるわけでありまして、したがひまして、本年度におきましても一%しか下げられなかったという理由は、もっと下げることができれば下げたいのでありますけれども、今申しました補てんの財源というものがなかなか見つかりません。そういう面におきまして、被課税者は下げてもらいたいという希望を持つております。町村は下げてもらつちや困るというふうなことで、補てんのでき得る範囲内において下げた

というのが実情でございます。

○近藤信一君 まあできれば廃止したい、こういう御意見ですが、今も大臣のいわれるように、地方財政にとつてはこの電気ガス税というものは非常に重要な財源であるということではもう間違いないのです。そこで、三十八年度における電気ガス税の税収見込みは一体幾らぐらいになっているのか。それからまた、地方財政に占める割合はどのくらいになっているのか。この点をあわせてお答え願いたいと思います。

○国務大臣(篠田弘作君) 三十八年度における収入見込額は四百五十八億でありまして、その町村の税収入に占むる位置は大体一割であります。

○近藤信一君 先般の閣僚懇談会で、輸出授受という目的から、紙、それから繊維等の輸出品の製造用電力について電気ガス税を非課税として、非課税の範囲を広げていくことが話に出たようであります。これも結局見送ったようなことになっているので、こういう面について、さらに検討して将来実施するお考えであるのかどうか、この点について御見解を承りたいと思います。

○国務大臣(篠田弘作君) 経済閣僚懇談会におきまして、通産大臣から発言があったのであります。私は当時旅行しておりましたので、その席にはおらなかつたわけでありまして、おっしゃるとおり、紙あるいは繊維等について十億程度のひもつきの減税を行うようにしたらどうか、こういうお話がありました。経済閣僚の中にも、輸出振興のためにそういうことは必要じゃないかという意見があったのであります。私が旅行から帰つてきましたとき

に、通産大臣から私に話がありました。私のほうからそういうことも含めて事務当局に検討したわけでありまして、今回の減税は税制調査会の答申にもあるとおり、地方の財政状態が非常に伸びておらないので、そういう特殊な産業について減税をするというよりも、平均減税をするほうがよろしい。また紙、繊維等におきまして、通産並びに自治省との間に申し合わせがありまして、原価に占むる五%以上、第一次製品だけについて五%以上を占めた場合には、それを免除並びに軽減していくという、そういう申し合わせがありまして、従来そのとおりやってきました。紙並びに繊維というものは第二次製品でありまして、同時にまたその占むる地位が五%以下である。そういうことになりました。紙、繊維だけをやって、どういうわけではかものをやらないか。第二次産業まで及ぼすということになり、五%以下のコストに占むる地位のものをやるということになると、非常にたくさんものが出てきて、紙及び紡績だけをやるということは一産業から見た場合に非常に不公平になるわけでありまして、そういうようないろいろな事情がありまして、むしろこの際、税制調査会の答申どおり一般のために減税をしたのであるから平均して減税をすべきである、こういう意見となりました。最後に私と総理が相談をいたしてくれて、実は今回の平均の減税になったわけでありまして。

○近藤信一君 自治省の重要な一つの財源になっておる電気ガス税というのが、今、農業関係の電力需用に對し

まするところのガス料金というものが、これはかげんされておる。ところが日本の産業からいって、今特に化学産業が発達してきておる関係から、電気、ガスの需要度というものは非常に高い地位を占めておると思うのです。やはり池田内閣の所得増進政策による線から言つても、この産業に需要するところの電気、ガスというものに對する大幅な減税というものは私どもとしてはひとつ考えてもらいたい、かような考えを持っておるわけですが、この点大臣はどのように考えておられますか。

○国務大臣(篠田弘作君) 方針としてはお説のとおり私は賛成であります。しかしながら、金額が非常に大きくなるわけでありまして慎重に検討してみなければならぬと考えております。

○近藤信一君 最後に、私は要望しておきますが、やはり日本の官庁といひますか、とにかく取りいところから税金をとると、こういうふうな慣習というものがあつて、一たんそういう点から税金を取りますと、なかなかこれいつまでも値下げということや廃止ということが考えられない。こういうことでは、私はやはり日本の産業発展のためによくない、こう思うので、こういう点はできるだけ早く自治省としても大幅な値下げまたは廃止と、こういうことをひとつ十分検討していただきたい、かように希望いたします。簡潔ですが、私の質問を終わります。

○向井長年君 同じ電気ガス税の問題について自治大臣に質問いたしますが、まず、この電気ガス税というよう

な、こういう税金は、これは池田総理もたびたび必要悪の税金である、こう言つたおられる。あるいは歴代の通産大臣は、こういう悪税は一日も早くなくしてもらわなきゃ困る、こういうことを歴代の通産大臣は言つておりました。したがって、まず自治大臣としては、地方自治あるいは地方財源という立場でいろいろと考へられておること

はよくわかるのですが、この電気ガス税というこの税金の本質ですね、これについて今言われるように、必要悪の悪税である、こういう考へ方を持っておりますかどうか、まず、お聞きしたい。

○国務大臣(篠田弘作君) 悪というほどあくどいものであるかどうかは、これは検討の余地があると思ひます。しかしながら、消費者はガス並びに電気の代金を払つておるわけですから、その上に税を払つておるのでありますから、私は非常にいい税金だということには、これは考へることはできない、こう思ひます。

○向井長年君 それは自治大臣のほうから考へると、先ほどお話あつたように安定した、あるいはまた伸びのいいあるいは徴収のしやすいこんな税金はおそらくないと思ひます。あるいは地方財源としても有数の地方財源になっておると思ひます。しかし一たん日本の政府から考へて、国民の消費者の立場に立つて考へた場合に、電気の、いわゆる一般大衆の電気というものは、これは生活の必需品だと思ひますね。これに税金をかけるという

から悪ということとは言えませんが、大体あなたと同じくいろいろ考へてあろうと思ひます。

○向井長年君 私は同じような考へえと、私は悪と考へる。というのは、大体これは、自治大臣も御承知のごとく、戦後非常に荒廃した日本のこの経済の中で、特に地方自治が財源難に陥つたときに、何か地方財源を確立するためのいい税金がないか、こういうことで、いろいろと検討した結果、まず電気に消費者税としてかけよう、あるいはガスにかけよう、これによつて財源はどれくらいになるか、こういう計算をして、この税金が生まれたと思うのです。そういうことを考へると、ところの産業があるはずで、御承知のとおりアルミ、肥料、その他非鉄、いろいろな産業の中で免税しておる産業があるのです。そういうところにはなぜ免税をするのか、今近藤さんの御意見と違ひますけれども、若干私は矛盾を感じるわけですが、これはやはり物価の高騰なり、あるいは産業を確立するために、消費者の立場を考へて免税しているのじゃないかと、こう思うのです。そうすると、消費者を考へて免税することになると、一般の家庭の電気に對してなぜ税金をかけるかという議論が成り立つてくるわけですから、そういう立場から考へても、これは非常に矛盾をするのじゃないか。こういう気がするのですが、この点いかがですか。

○国務大臣(篠田弘作君) 第一次産業というものは基礎産業でございますから、電気に税金をかけるということになりますと、電気は第一次産業から見

○国務大臣(篠田弘作君) 三百円のもの
が免税されて三百五円のもものが免税

るのやないですか。

○国務大臣(篠田弘作君) これは免稅

みずからが、自治省みずからが、国自体が見つけ出してやはり補てんをしな

で、国自体が地方公共団体に対して見ていくのだと、こういうことになって

これが一応生活の最低の必需である、
 こういうことを考えておられるかどうか

か、三百円で事足りると、こう考えておるのか、この点を明確にしたい。

○国務大臣(藤田弘作君) どこかに線を引かなければならぬということ、これは自明の理であります。その場合どこに線を引くかということが問題であります。三百円というものは一つは定額電灯のほとんど全部に及ぶというところが一つ、いま一つは市町村財政の關係上いわゆる補てんができるかどうかという問題、その両点から見て三百円というところに線を引いたわけがあります。

○向井長年君 三百円というものはこれは基準じゃないですよ。少なくとも線を引いたと自治大臣が言うのだった、いいですか、自治大臣が三百円で引いたというなら、三百円までを免税点として引いたらどうですか、いわゆる基礎控除という形で。それだったらその理論は成り立ちますよ。今の三百円が免税になっただけで、したがって三百円以上に超過すればわずかででもみな取られていく。これは一つも基準にならない。ほんとうの低所得者に対して減税をしたということはいえる。それとも一つは、今言われたように定額電灯のことを言われるけれども、今九つの会社で定額電灯のないところもあるんですよ。いいですか、全部計量になって、そういうことよう供給をしているところもあるんですよ。そういう場合においては、そういう意味では該当しない。しかし生活の必需なんです。この点についてどうですか。

○国務大臣(藤田弘作君) 電気の使用量を三百円というところで線を引いたということが適当であるかどうかとい

うことは、これは私には議論の余地があります。もちろん三百円のものとは三百五十円のものとは生活がどれだけ違うか、しかしどこかで引かなければならぬというところであれば、今申しましたように定額等の大部分がそこに入るとすれば、まあ一方において、いわゆる財源調査の必要がある、その財源は一体どういうふうに見つけてくるかということになると、ことしでいえば、たばこ消費税で五十二億円持つてきた、その一つの制約がありますから、それと大体定額電灯の使用者の大部分がそこに入る、この二つの線を見合わせて引いたのであって、あなたのおっしゃるようにならば線を引くまでも、たとえば五百円でもそれじゃ線を引いたら妥当かということになれば、五百円で線引いて五百五十円のものとするか、こういう問題は常に私は起こると思います。ですからベストではありませんが、ベターな方法をとったという以外に私はないと思います。

○向井長年君 私の言うことをお聞き違ひになつてゐるんですよ。そういう今は免税点ですよ、三百円というものは基礎控除方式をとるならば、そういう矛盾はないのですよ、はっきり申しまして。大体今三百円免税で全国で財源は約二十億ですよ。それから二%で財源が約百億になります。そうすると、一応百二十億円ということになるんですよ。いいですか、百二十億のいわゆる減税をしたということになる。その減税は先ほどから言っているように、もしこれがほんとうの生活の必需のための基準を設けるならば、一般家庭用の平均を出せばいいんですよ。一般家庭用の平均が出たら、メートルで

五十キロ、額に直して六百円、六百円までの免税をすれば、これは大体百二十億におさまるんですよ。いいですか、自治大臣。これは聞いていたきたい。百二十億の範囲内で六百円の基礎控除をするならばこれは撤廃するにしましても、一段階公平に生活の必需という立場から考えてくるならば、今の減税の財源を一応基準に合わせて五十キロなら五十キロ、メートルで五十キロ、額に直して六百円、これを全部六百円までは基礎控除を行なう。それ以上使ったやつに対しては、これは若干千円いたくもあるいは文化生活も含めていたくもある、これは税金かけるといっても四百八十億から五百億の税金は残るわけですよ。こういう考え方をたびたびわれわれが主張しておるにもかかわらず、これをやろうとしない、こういう点はどうかというのです。

○国務大臣(藤田弘作君) それは三百円で線を引くより、六百円で線を引いたほうがいいにきまつています。しかし、そういうことになりまますという、今度はその財政措置が非常に困難になつてきて、ことしの五十二億円で、御承知のとおり閣議におきまして、六時間半も論争してようやくまとめた。そうなりますと、今度は財源の処置がなかなかむずかしい。そうしますと、今度はいなかの市町村が非常に困つてしまふ。私のほうはそれは減らせばいいにきまつておるけれども、先ほど来言つたように、いなかばかりでなく、市町村財政を非常に圧迫してまで、これを早急に減らしていくということとは実情に合わないから、そうしているのではありません、あなたの

言われるのは逆からきておる。私のほうから言つておるのは、またその逆であります。

○向井長年君 消費者の立場から、一昨年あたりから、もう各世論からいろいろこれに対するところの強い撤廃の要望が出ています。

○委員長(赤間文三君) 予算委員会が始まつて、大臣行かなければなりませんから、結論を。

○向井長年君 わかりました。それで、大体そういう要望が一昨年あたりから強く大臣、出ておるんですよ。これに対してまあこたえたというのが、一%なり三百円の免税になつて参つておりますけれども、先ほど来言うように、地方財源のいろいろな諸問題はあつてはならないという税金を今までかけてきたのだから、これを徐々になくしようとするならば、先ほど言つたように、生活の必需の基準をもつて、これは六百円ということが言えると思つて。三百円は、これは全部免税じゃありませんから、三百円でも基礎控除をやつたとするならば、これは話がわかりまますけれども、これは免税点ですから、これは基礎控除にならない。そういう立場から考えても、これは少なくとも、私財源の範囲内でやれるのだから、ただ地方財政に対する調整というものは、国自体が積極的にこれは調整をし、場合によれば国の交付金を出し、こゝまで踏み切らなければ、これは将来撤廃すると言つたつて撤廃できないと思つて。だからこの点はき違へないように答弁願ひたいと思つて。

○国務大臣(藤田弘作君) 御承知のとおり、電気ガス税は消費税であります

から、税の性質上基礎控除というものはないわけ。そういう税制の問題は、私これから予算委員会に、閣僚全部そろわなければ開かないと言つておりますので、予算委員会に出かけますから、税務局長に御質問願ひたい。

○橋本虎君 めつたに大臣おいでいただけないですから、この機会にちよつとお尋ねいたしますが、地方財源の確保について、今いろいろ質疑があるわけですが、この間新興キネマの女優をしておつた人で、芝居割烹をやつておる山路ふみ子さんというのが一億円の社会事業に対する寄付をした。その人の話が、土地を持つておりましたところが、知なぬ間に土地が値上がりになつて、これだけの余裕ができましたので、私することはいかがと思つて寄付をいたしました、こういうのです。そこで、都市でも町村でもそうです。都市計画をやる、あるいは地下鉄を引く、水道を布設する、そういうことによつて、土地の価格が上がるものがある。土地の増加税というのがありますか、土地の増加税というのがある、外国では。こういうふうなものを地方団体の固有財源として考えるというふうなことはいかがなものか、私は非常に有力な、今電気ガス税で五百億弱のものを中心に大きな議論が起つておるわけですが、都市が都市計画なつて、電車が引ける、地下鉄ができる、水道ができるというふうなことによつて、土地が自然に価値が上がつていく、それを地方団体の固有の財源として考えるようなことはできないかと

いうことを一点だけひとつお聞きしたい。

○国務大臣(藤田弘作君) 土地の価格が上がつているということは事実です。しかしながら、個人々々に考えますと、たとえば私が買ったとき一百万円の土地に住んでおる。今それが上がつて二十万円になった。しかし売れば二十万円ですけれども、住んでいける分には、一百万円の土地に住んでおつても二十万円の土地に住んでおつても、利用価値も同じだし、また土地の価値も同じです。でありますから、今おっしゃったように、道路とか、そういうようなものの発達によって土地の価格が上がつたという場合は、都市計画税というものを取っております。それからその土地が、今、山路さんの話が出ましたが、売られる場合には、いわゆる譲渡所得に対する税を取っている、したがって、この現在持っている土地が上がつていったから、それに対して売りもしないのに上がつただけ税金をかけていったら、どんな個人でもどんな商店でも困ってしまう、そういうことは事実上不可能だ、そういう意味において、譲渡所得税を取るとか、あるいは都市計画税を取る、こういう段階であります。

○榎本大君 大臣はえらいお急ぎだったから、言いたいほうだいのことを言ってお帰りになりましたが、なるほど譲渡所得に対する課税、都市計画税あるいは事業をやることによって受益者負担というようなものをいろいろかけてはおられますけれども、空地を持っています、そうして売ることによって税

金をかけてなお多額の所得を得る、それほど地価というものは、特に都市における地価というものは暴騰しているのです。そういうものについて、地方財源というものを確保してあげるという見地から、何かお考えないのか、こういうことを私は聞いたのです。

○政府委員(柴田義君) 土地の増価税あるいは休閑地税というものをどうするかという問題は前からございます。土地増価税の問題は、外国におきましても学説としてはあるわけですが、実施してうまくいったためしはないようでありまして、と申しますのは、増加した価格というものの算定が非常にむずかしい、それが技術上の難点がございます、なかなかうまくいっておらないようでございます。日本でも最近の地価の値上がりに関連いたしました、増加税をかけたかどうかという、こういうお説もございしますが、まあ宅地の売り惜しみというものを抑制する手段として、かりにそういう税を起すにしますとすれば、税率は禁止的な税率にしなればならぬ、非常に高い税金をかけなければ意味がない、そういうなれば、むしろ零細所得者に対して全部負担が軽減されてしまうおそれがある、心配があるのでございます。休閑地税に対して同じような問題が起ります。したがって、そういう税が現在でもございまして、従来からも思案はいたしておりました、私も思案はいたしては、土地というものの政策との関連を見ながら研究をいたしたい、かような考え方で今日まで進んでいて、そのわけでありまして、十分研究の価値ある問題でございますけれども、なかなか技術上むずかしい点が多

多ある、こういうことでございます。

○向井長年君 自治大臣、あれはほんとうにわからぬのですよ。局長が横から言っているが、わからないままに答弁しているのです。免税と基礎控除をこつちやにしている、したがって、これは局長よく御存じだと思ひますが、自治省はなぜ消費者の立場に立つてこの免税を考へないか、ただ税金の財源確保だけしか考へていないということで、これは、代々、前の税制局長もそういう考へ方を持っています。だからこれは一昨年あたりから全国的な大きな陳情がたびたび来ております、これは一般消費者から、あらゆる団体から、これにこたえるために一%や二%とかないかと言つてくれども、一%というのはいかなる家庭にしたら、六百円使っている人だったらなんぼですか、六百円ですか、それくらいですよ。五百円使ったら五円ですよ。五円使ったら減税をやったんだと、こういう考へ方を持っておりますが、それで、一%です。したがって、消費者の立場になつて考へるならば、こういう問題についての財源確保というものは自治省みずから考へなければならぬ。地方団体に、いわゆる公共団体に何とか確立せよというふうなことを言うから不安になる。どうして自治省自体が国の財源からこういううわさか五百億程度のことを考へられないかというところですよ。財源がないとは言えませんが、こういう点を私たちは指摘しておるわけですよ。まず第一に安易な増収していく分だけ減税するのだと、これは実際の減税がないと思うのですよ。減税政策じゃないと思う。その点いかがですか。

○政府委員(柴田義君) 先ほど来のお話の中の免税点の低過ぎやせぬかというお話でございますが、この問題につきましては昨年作つたわけですから、そのまゝいろいろ関係で、そのときも問題だつたわけですが、いろいろな関係でそれが低過ぎやせぬかという問題があることは承知いたしておりました。したがって、税率を一律に下げることがいいか、あるいはおっしゃるやうに免税点を上げることがいいかというのはいくつかの研究問題であります。本年度はそれが税率引き下げの方向に向つて、電気ガス税につきましても、先ほど大臣もおっしゃつたやうに理論もございまして、ございしますが、今日の税率が妥当かどうかといへば、高過ぎるといへば高過ぎると思ひます。そつちのほうから先にやろうじゃないかと、こういう形で追いついたのが今日の改正案の姿であります。私たちは三百円の免税点でこれ十分だとは決して思つておりません。ただ免税点を上げますと、いなかの市町村の財源がたつと減つてしまふ。そこに問題がある。それなら何かかわり財源を探したらいいじゃないかとおっしゃいますけれども、ことしの場合も、たつた五十億取つたにしろてもあれだけやまします。今のごときは消費増税の類も府県、町村合わせまして相当額になつておりますから、そこに財源増強という観点からなかなか抵抗がある、こういうのが現状でございます。しかし御説のやうに、私も満足しておるわけじゃない。まあ、その辺のところはかわり財源を積極的に考へるよ

うな方向で検討はしていきたい、かやうに考へております。

○向井長年君 かわり財源といつても、地方税でかわり財源を考へるとしても、これはやはり無理を生じると思ふのです。したがって、先ほど言つたやうに、一つの免税あるいは減税を考へる場合に、若干の調整は市町村ごとに違つて不便を生ずると思ひます。しかしながらこれは調査すればすぐわかることだから、これだけの減税をやれば、どこの市町村でもどれだけのマイナスイメージということでは明確にわかることですから、これは総計して六百円増税にしたらところで五百円、財源の中で占める地位はどれくらいか、これの補てんというものは政府みずから二百億から二百億考へる、あるいはまた百五十億考へると、こんなこと、わずかなことで、それをやろうという根本的な考へ方がないから地方に依存する地方に依存するから、こういう自然増収以外に減税できないこととなるのです。こういう点を自治省みずから考へてもらわなければ、これはなくならない税金であつて、いつまでも、これだけは、五百億といふものは少なくともある程度の間は続く、こういう結果になる。これがまず第一。

それからもう一つは、どうしても矛盾を感じることは、先ほども言いましたやうに、一般の免税された産業、こういうところには免税をしておきながら、一般家庭にかけるといふことがわからぬんです、どうしたつて。産業よりも国民生活という一産業を考へることは、日本の経済あるいは国民の経済から出てきているのだと思う。そ

多ある、こういうことでございます。

○向井長年君 自治大臣、あれはほんとうにわからぬのですよ。局長が横から言っているが、わからないままに答弁しているのです。免税と基礎控除をこつちやにしている、したがって、これは局長よく御存じだと思ひますが、自治省はなぜ消費者の立場に立つてこの免税を考へないか、ただ税金の財源確保だけしか考へていないということで、これは、代々、前の税制局長もそういう考へ方を持っています。だからこれは一昨年あたりから全国的な大きな陳情がたびたび来ております、これは一般消費者から、あらゆる団体から、これにこたえるために一%や二%とかないかと言つてくれども、一%というのはいかなる家庭にしたら、六百円使っている人だったらなんぼですか、六百円ですか、それくらいですよ。五百円使ったら五円ですよ。五円使ったら減税をやったんだと、こういう考へ方を持っておりますが、それで、一%です。したがって、消費者の立場になつて考へるならば、こういう問題についての財源確保というものは自治省みずから考へなければならぬ。地方団体に、いわゆる公共団体に何とか確立せよというふうなことを言うから不安になる。どうして自治省自体が国の財源からこういううわさか五百億程度のことを考へられないかというところですよ。財源がないとは言えませんが、こういう点を私たちは指摘しておるわけですよ。まず第一に安易な増収していく分だけ減税するのだと、これは実際の減税がないと思うのですよ。減税政策じゃないと思う。その点いかがですか。

○政府委員(柴田義君) 先ほど来のお話の中の免税点の低過ぎやせぬかというお話でございますが、この問題につきましては昨年作つたわけですから、そのまゝいろいろ関係で、そのときも問題だつたわけですが、いろいろな関係でそれが低過ぎやせぬかという問題があることは承知いたしておりました。したがって、税率を一律に下げることがいいか、あるいはおっしゃるやうに免税点を上げることがいいかというのはいくつかの研究問題であります。本年度はそれが税率引き下げの方向に向つて、電気ガス税につきましても、先ほど大臣もおっしゃつたやうに理論もございまして、ございしますが、今日の税率が妥当かどうかといへば、高過ぎるといへば高過ぎると思ひます。そつちのほうから先にやろうじゃないかと、こういう形で追いついたのが今日の改正案の姿であります。私たちは三百円の免税点でこれ十分だとは決して思つておりません。ただ免税点を上げますと、いなかの市町村の財源がたつと減つてしまふ。そこに問題がある。それなら何かかわり財源を探したらいいじゃないかとおっしゃいますけれども、ことしの場合も、たつた五十億取つたにしろてもあれだけやまします。今のごときは消費増税の類も府県、町村合わせまして相当額になつておりますから、そこに財源増強という観点からなかなか抵抗がある、こういうのが現状でございます。しかし御説のやうに、私も満足しておるわけじゃない。まあ、その辺のところはかわり財源を積極的に考へるよ

うな方向で検討はしていきたい、かやうに考へております。

○向井長年君 かわり財源といつても、地方税でかわり財源を考へるとしても、これはやはり無理を生じると思ふのです。したがって、先ほど言つたやうに、一つの免税あるいは減税を考へる場合に、若干の調整は市町村ごとに違つて不便を生ずると思ひます。しかしながらこれは調査すればすぐわかることだから、これだけの減税をやれば、どこの市町村でもどれだけのマイナスイメージということでは明確にわかることですから、これは総計して六百円増税にしたらところで五百円、財源の中で占める地位はどれくらいか、これの補てんというものは政府みずから二百億から二百億考へる、あるいはまた百五十億考へると、こんなこと、わずかなことで、それをやろうという根本的な考へ方がないから地方に依存する地方に依存するから、こういう自然増収以外に減税できないこととなるのです。こういう点を自治省みずから考へてもらわなければ、これはなくならない税金であつて、いつまでも、これだけは、五百億といふものは少なくともある程度の間は続く、こういう結果になる。これがまず第一。

それからもう一つは、どうしても矛盾を感じることは、先ほども言いましたやうに、一般の免税された産業、こういうところには免税をしておきながら、一般家庭にかけるといふことがわからぬんです、どうしたつて。産業よりも国民生活という一産業を考へることは、日本の経済あるいは国民の経済から出てきているのだと思う。そ

多ある、こういうことでございます。

○向井長年君 かわり財源といつても、地方税でかわり財源を考へるとしても、これはやはり無理を生じると思ふのです。したがって、先ほど言つたやうに、一つの免税あるいは減税を考へる場合に、若干の調整は市町村ごとに違つて不便を生ずると思ひます。しかしながらこれは調査すればすぐわかることだから、これだけの減税をやれば、どこの市町村でもどれだけのマイナスイメージということでは明確にわかることですから、これは総計して六百円増税にしたらところで五百円、財源の中で占める地位はどれくらいか、これの補てんというものは政府みずから二百億から二百億考へる、あるいはまた百五十億考へると、こんなこと、わずかなことで、それをやろうという根本的な考へ方がないから地方に依存する地方に依存するから、こういう自然増収以外に減税できないこととなるのです。こういう点を自治省みずから考へてもらわなければ、これはなくならない税金であつて、いつまでも、これだけは、五百億といふものは少なくともある程度の間は続く、こういう結果になる。これがまず第一。

それからもう一つは、どうしても矛盾を感じることは、先ほども言いましたやうに、一般の免税された産業、こういうところには免税をしておきながら、一般家庭にかけるといふことがわからぬんです、どうしたつて。産業よりも国民生活という一産業を考へることは、日本の経済あるいは国民の経済から出てきているのだと思う。そ

多ある、こういうことでございます。

○向井長年君 かわり財源といつても、地方税でかわり財源を考へるとしても、これはやはり無理を生じると思ふのです。したがって、先ほど言つたやうに、一つの免税あるいは減税を考へる場合に、若干の調整は市町村ごとに違つて不便を生ずると思ひます。しかしながらこれは調査すればすぐわかることだから、これだけの減税をやれば、どこの市町村でもどれだけのマイナスイメージということでは明確にわかることですから、これは総計して六百円増税にしたらところで五百円、財源の中で占める地位はどれくらいか、これの補てんというものは政府みずから二百億から二百億考へる、あるいはまた百五十億考へると、こんなこと、わずかなことで、それをやろうという根本的な考へ方がないから地方に依存する地方に依存するから、こういう自然増収以外に減税できないこととなるのです。こういう点を自治省みずから考へてもらわなければ、これはなくならない税金であつて、いつまでも、これだけは、五百億といふものは少なくともある程度の間は続く、こういう結果になる。これがまず第一。

それからもう一つは、どうしても矛盾を感じることは、先ほども言いましたやうに、一般の免税された産業、こういうところには免税をしておきながら、一般家庭にかけるといふことがわからぬんです、どうしたつて。産業よりも国民生活という一産業を考へることは、日本の経済あるいは国民の経済から出てきているのだと思う。そ

多ある、こういうことでございます。

○向井長年君 かわり財源といつても、地方税でかわり財源を考へるとしても、これはやはり無理を生じると思ふのです。したがって、先ほど言つたやうに、一つの免税あるいは減税を考へる場合に、若干の調整は市町村ごとに違つて不便を生ずると思ひます。しかしながらこれは調査すればすぐわかることだから、これだけの減税をやれば、どこの市町村でもどれだけのマイナスイメージということでは明確にわかることですから、これは総計して六百円増税にしたらところで五百円、財源の中で占める地位はどれくらいか、これの補てんというものは政府みずから二百億から二百億考へる、あるいはまた百五十億考へると、こんなこと、わずかなことで、それをやろうという根本的な考へ方がないから地方に依存する地方に依存するから、こういう自然増収以外に減税できないこととなるのです。こういう点を自治省みずから考へてもらわなければ、これはなくならない税金であつて、いつまでも、これだけは、五百億といふものは少なくともある程度の間は続く、こういう結果になる。これがまず第一。

それからもう一つは、どうしても矛盾を感じることは、先ほども言いましたやうに、一般の免税された産業、こういうところには免税をしておきながら、一般家庭にかけるといふことがわからぬんです、どうしたつて。産業よりも国民生活という一産業を考へることは、日本の経済あるいは国民の経済から出てきているのだと思う。そ

多ある、こういうことでございます。

○向井長年君 かわり財源といつても、地方税でかわり財源を考へるとしても、これはやはり無理を生じると思ふのです。したがって、先ほど言つたやうに、一つの免税あるいは減税を考へる場合に、若干の調整は市町村ごとに違つて不便を生ずると思ひます。しかしながらこれは調査すればすぐわかることだから、これだけの減税をやれば、どこの市町村でもどれだけのマイナスイメージということでは明確にわかることですから、これは総計して六百円増税にしたらところで五百円、財源の中で占める地位はどれくらいか、これの補てんというものは政府みずから二百億から二百億考へる、あるいはまた百五十億考へると、こんなこと、わずかなことで、それをやろうという根本的な考へ方がないから地方に依存する地方に依存するから、こういう自然増収以外に減税できないこととなるのです。こういう点を自治省みずから考へてもらわなければ、これはなくならない税金であつて、いつまでも、これだけは、五百億といふものは少なくともある程度の間は続く、こういう結果になる。これがまず第一。

それからもう一つは、どうしても矛盾を感じることは、先ほども言いましたやうに、一般の免税された産業、こういうところには免税をしておきながら、一般家庭にかけるといふことがわからぬんです、どうしたつて。産業よりも国民生活という一産業を考へることは、日本の経済あるいは国民の経済から出てきているのだと思う。そ

多ある、こういうことでございます。

○向井長年君 かわり財源といつても、地方税でかわり財源を考へるとしても、これはやはり無理を生じると思ふのです。したがって、先ほど言つたやうに、一つの免税あるいは減税を考へる場合に、若干の調整は市町村ごとに違つて不便を生ずると思ひます。しかしながらこれは調査すればすぐわかることだから、これだけの減税をやれば、どこの市町村でもどれだけのマイナスイメージということでは明確にわかることですから、これは総計して六百円増税にしたらところで五百円、財源の中で占める地位はどれくらいか、これの補てんというものは政府みずから二百億から二百億考へる、あるいはまた百五十億考へると、こんなこと、わずかなことで、それをやろうという根本的な考へ方がないから地方に依存する地方に依存するから、こういう自然増収以外に減税できないこととなるのです。こういう点を自治省みずから考へてもらわなければ、これはなくならない税金であつて、いつまでも、これだけは、五百億といふものは少なくともある程度の間は続く、こういう結果になる。これがまず第一。

それからもう一つは、どうしても矛盾を感じることは、先ほども言いましたやうに、一般の免税された産業、こういうところには免税をしておきながら、一般家庭にかけるといふことがわからぬんです、どうしたつて。産業よりも国民生活という一産業を考へることは、日本の経済あるいは国民の経済から出てきているのだと思う。そ

多ある、こういうことでございます。

○向井長年君 かわり財源といつても、地方税でかわり財源を考へるとしても、これはやはり無理を生じると思ふのです。したがって、先ほど言つたやうに、一つの免税あるいは減税を考へる場合に、若干の調整は市町村ごとに違つて不便を生ずると思ひます。しかしながらこれは調査すればすぐわかることだから、これだけの減税をやれば、どこの市町村でもどれだけのマイナスイメージということでは明確にわかることですから、これは総計して六百円増税にしたらところで五百円、財源の中で占める地位はどれくらいか、これの補てんというものは政府みずから二百億から二百億考へる、あるいはまた百五十億考へると、こんなこと、わずかなことで、それをやろうという根本的な考へ方がないから地方に依存する地方に依存するから、こういう自然増収以外に減税できないこととなるのです。こういう点を自治省みずから考へてもらわなければ、これはなくならない税金であつて、いつまでも、これだけは、五百億といふものは少なくともある程度の間は続く、こういう結果になる。これがまず第一。

それからもう一つは、どうしても矛盾を感じることは、先ほども言いましたやうに、一般の免税された産業、こういうところには免税をしておきながら、一般家庭にかけるといふことがわからぬんです、どうしたつて。産業よりも国民生活という一産業を考へることは、日本の経済あるいは国民の経済から出てきているのだと思う。そ

多ある、こういうことでございます。

○向井長年君 かわり財源といつても、地方税でかわり財源を考へるとしても、これはやはり無理を生じると思ふのです。したがって、先ほど言つたやうに、一つの免税あるいは減税を考へる場合に、若干の調整は市町村ごとに違つて不便を生ずると思ひます。しかしながらこれは調査すればすぐわかることだから、これだけの減税をやれば、どこの市町村でもどれだけのマイナスイメージということでは明確にわかることですから、これは総計して六百円増税にしたらところで五百円、財源の中で占める地位はどれくらいか、これの補てんというものは政府みずから二百億から二百億考へる、あるいはまた百五十億考へると、こんなこと、わずかなことで、それをやろうという根本的な考へ方がないから地方に依存する地方に依存するから、こういう自然増収以外に減税できないこととなるのです。こういう点を自治省みずから考へてもらわなければ、これはなくならない税金であつて、いつまでも、これだけは、五百億といふものは少なくともある程度の間は続く、こういう結果になる。これがまず第一。

それからもう一つは、どうしても矛盾を感じることは、先ほども言いましたやうに、一般の免税された産業、こういうところには免税をしておきながら、一般家庭にかけるといふことがわからぬんです、どうしたつて。産業よりも国民生活という一産業を考へることは、日本の経済あるいは国民の経済から出てきているのだと思う。そ

多ある、こういうことでございます。

○向井長年君 かわり財源といつても、地方税でかわり財源を考へるとしても、これはやはり無理を生じると思ふのです。したがって、先ほど言つたやうに、一つの免税あるいは減税を考へる場合に、若干の調整は市町村ごとに違つて不便を生ずると思ひます。しかしながらこれは調査すればすぐわかることだから、これだけの減税をやれば、どこの市町村でもどれだけのマイナスイメージということでは明確にわかることですから、これは総計して六百円増税にしたらところで五百円、財源の中で占める地位はどれくらいか、これの補てんというものは政府みずから二百億から二百億考へる、あるいはまた百五十億考へると、こんなこと、わずかなことで、それをやろうという根本的な考へ方がないから地方に依存する地方に依存するから、こういう自然増収以外に減税できないこととなるのです。こういう点を自治省みずから考へてもらわなければ、これはなくならない税金であつて、いつまでも、これだけは、五百億といふものは少なくともある程度の間は続く、こういう結果になる。これがまず第一。

ういつても、その会社はやはり商法上の利潤を追及する会社なんです。それでしよう、基本産業といつても。そういうところには免税をして、一般家庭に税金をかけてある。しかもそれは生活の必需品である。こういうところに自治省はある程度矛盾を感じないかということですよ。過去において、それは戦後のあいつ時代の中ではやむを得なかったかも知れません。しかし現在の社会情勢なり、あるいは国民生活の実態から考えるならば、やはり何といつても池田総理が言ったように、これは悪税だということは言えると思うのです。明確にしたがつて、この悪税を是正するためには根本的な料理がなければできない。ただ単に地方財源は地方財源をして見つけるという、こういう制度では根本的な減税になつていないので、少なくとも自治省みずからが国のそれに対するかわり財源をそこに補てんをするという中から、明確な減税というものは表われてくるわけですよ。こういう点を私は強く要望いたしまして次期の――まあ三十八年度は一つということも関係できました。そうであるから、次期に備えてこの問題は明確にやはり根本的な減税方針を立てていただくように要望して質問を終わりたいと思います。

○委員長(赤間文三君) ほかに御発言もなければ、本件はこの程度にとどめます。

○委員長(赤間文三君) 次に、繊維問題に関する件の調査を進めます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○二宮文造君 アメリカに対する問題

の綿製品の交渉についてちょっとお伺いしたいと思ひます。この問題につきましても、さきに衆参両院の緊急質問の議題に上程されました。大体的方向は示されておりますけれども、なお若干不十分なところがございしますのでお伺いしたいと思ひます。

まず、考え方を整理する方法としまして、現在までのことを振り返つて見ますと、一月一日に、それまで七年間にわたつて自主規制に基づく短期取りきめで割合スムーズに行なわれてきたこの綿製品の貿易が、突然アメリカのほうから、ジュネーブの綿製品の国際貿易に関する長期取りきめという条項をたてにして、第三条の市場擾乱のおそれがあるということ、及び従来の二十七品目を六十四品目に分類して規制をしようというふうな申し入れがあつた。それを受けて立つた政府のほうでは、一月の九日から交渉に入つた。しかしその交渉の主たるものは相互の数字の食い違いを突き合はした。二月の十三日に入つて、アメリカから、あえて交渉期間を六十日に限定することはしない、締結をすることを眼目にすることだ、そうしてそのときに三十六品目の上に四品目を加えて規制しよう、というふうな申し入れをしてきた。それを受けて日本が二十日のガットの理事会で青木代表からガット十一一条国移行の問題と並んで、綿製品の長期協定の運営に関する報告というので議題に上した。こういうふうな経過を今までたどつてきた、このように承知しておるのですが、それでよろしゅうございしますか。

○政府委員(磯野太郎君) 今おっしゃいましたとおりでございます。

○二宮文造君 そこでお伺いしたいのですが、アメリカが突如として六十四品目にわたる分類を適用してきたというふうなことはございしますが、この分類の仕方はあらかじめ考えられなかったかどうかという点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(磯野太郎君) 六十四品目の分類につきましては、これも御承知と思ひますけれども、従来アメリカでは全綿製品につきまして六十四品の分類に分けておりました。これはアメリカと日本の場合は一九六〇年にございまして、御承知の日米二国間協定がございまして、そこでは二十七品目に分けておつたわけでございますけれども、御承知の、別に短期協定――現在の長期協定の前身でございまして短期協定がございまして、その短期協定に基づきましてアメリカが各国と協定をいたしましたときには、大体私のはうは六十品目に分けておりましたというふうなことで、その一部分について協議を要請したというふうな歩みをたどつております。

○二宮文造君 もう一度お伺いいたしますが、アメリカが六十四品目に分けておるといふことを日本側は承知していたのですか。

○政府委員(磯野太郎君) アメリカは全綿製品の分類について六十四品の分類をしておるといふことは、アメリカでそういう考え方をとつておるといふことは承知いたしております。

○二宮文造君 アメリカはそういう分類をやつておることを承知しているにもかかわらず、日本側は二十七品目の分類で相互の融通をしやすくしておこうという考えであつた。そこに食い違

いがあつた。このアメリカの考え方は、すでは一九六一年ですか。あのジュネーブの長期取りきめの話が始まるころに、第三条の問題と、それから六十四品目に分類しようといふことを提案したつてつづかれたということがあつたのですが、それもそのとおりでよろしゅうございしますか。

○政府委員(磯野太郎君) 今おっしゃいましたように聞いております。

○二宮文造君 それから昨年の九月にブラウスとズボンの船積み停止がありました。このときの問題も、日本側としては短期取りきめのワクのうちだ。だがアメリカはその分類の仕方によつて数量計算が違ふということの問題になつたはずですよ。そのときのブラウス、ズボンの品目の日本の分類の仕方は何品目でございしますか。

○政府委員(磯野太郎君) 詳しいことをちよつと覚えておりませんけれども、日本のほうはいわゆるブラウス単体とセット物というふうに分けておりました。そのセット物について、これは上下セットしておりますから、ブラウスはブラウスの分類、ズボンはズボンの分類に数えるというのがアメリカの要請だつたように覚えております。

○二宮文造君 その後その問題が解決しましたときに、一九六三年の取りきめには、そのときには、従来の分類の仕方と若干変わつておるよに聞いております。と申しますのは、ズボンにしても、男子用のズボンと、婦人用のズボンというふうに変つてきた。なぜ私がこのようなことを申しますかと申しますと、すでにアメリカが分類をこまかくして品目の規制をどんどん進

めていこうという方法を講じていた。にもかかわらず、政府のほうでは予見しながらもその努力をやらなかった、こういうふうな問題が出てくるのじゃないかと考えてお伺いするのですが、といひますのは、もう一度言ひますと、ブラウス、ズボンの一九六三年の取りきめにはすでにこまかく分類された。にもかかわらず、その後起こつたこの問題に対する政府の考え方は、突如として六十四品目に分けてきたといふふうな言い方をしております。これは非常に政府の分類の仕方といひますが、数字に対する考え方といひものが非常におかれていていふふうなことになるのではないかと思ひますが、この点はいかがですか。

○政府委員(磯野太郎君) 今御指摘のズボンにつきましては六二年、去年につきました。男物、女物一本でございまして、今度の米側要請には、それを男物と女物に分けております。これは、今御指摘のとおりでございます。それからは、今いろいろ御指摘になつたことは、私も長期協定がきまりましたときの過程とか、その他、アメリカのほうでは全綿製品につきまして六十四品の分類を米政府としてはやつておるといふことは承知いたしております。承知いたしておりましたが、これも御承知のとおり、日本とアメリカの間は六二年におきまして特別の二国間協定がございまして、それは二十七品目に分けておりましたので、長期協定の運用につきましては、これは御承知のとおり、特定の品目について市場擾乱があるのかないのか、あるいはそのおそれがあるのかないのかとい

う話でございますので、全体の品目の点につきましては、必ずしも長期協定の運用として日本に対する要請といえますか、話の仕方が六十四品目で始まるというふうには考えていなかったというところでございます。

○二宮文造君 もう一つ大事な問題であります、この前のズボンとブラウスの問題のときの繊維局長の説明では、日本側は日本側の輸出統計でいく、アメリカ側はアメリカ側の輸入統計で突き合わせをした。したがって、このような食い違いができて問題が起ったという御説明でありました。今度の場合も、一月九日から二月の中ごろに及ぶまで、ほとんど交渉されないので、事務的な折衝—数字の突き合わせに終わったと聞いております。その場合はズボン、ブラウスのときに行なったような数字の突き合わせのやり方を進めたわけですか。

○政府委員(磯野太郎君) お話のございましたとおり、九日から大体二月十日ごろまで統計資料の突き合わせをやったのであります。突き合わせのやり方といたしましては、日本の輸出統計による数字はこういうものである。それから米側の輸入統計によりますればこういうふうな数字が出てくるというふうなことで突き合わせをいたしました。

○二宮文造君 どうも私は昨年来、通産省のお話を聞いておりまして、こういう問題に關しまして、国内的には非常に大胆な放送がされるのだが、アメリカに向いてはほとんどこちらの要望が伝わっていないような感じがするのであります。最近世論が非常に高まって参りまして、政府の発言も相当強い

ようなことを言っておりますが、今度の場合の、問題になりますこの振りかえ率の五%をなくして、そうして、しかも六十四品目に分類して、その中の追加された四十品目を規制しようという考え方を基礎にして交渉されるのかどうか、これを伺いたいと思ひます。

○政府委員(磯野太郎君) 一番最近の交渉におきましては、これは問題がいろいろあるかと思ひます。それけれども、まず、市場擾乱の有無の認定の問題でございますが、これはアメリカ側は今御指摘がございましたように四十品目でございまして、ブラウス、ズボンは去年妥結をいたしました。この数字がきまっております。これは、実質は三十七品目でございます。これに對しましては市場擾乱のおそれがある。わがほうも、あなたのほうがそういう考え方であれば、あるいはそういうおそれがあるかもしれないのは四品目であるというふうなことで交渉いたしました。決して今お話のございましたように、向こうの主張につきまして、こちらといたしまして納得できないものについてまで向こうの主張で交渉しているというふうなことはございせん。

○二宮文造君 そうしますと、あくまでも日本の主張というものは、第三条の市場擾乱を撤回せよというふうな線から進めていくわけですね。

○政府委員(磯野太郎君) ただいま申し上げましたとおり、四品目につきましてはその市場擾乱のおそれがあるというふうなことを当方といたしまして受け入れたという前提で、規制レベルの話し合いをやるうじやないかという提案をいたしております。それからそ

の他の品目につきましては、あなたのほうは市場擾乱のおそれがあると言っているけれども、日本としてはないと思われる。しかもあなたのほうはなぜ、市場擾乱のおそれがあるというふうに言ひましては、こちらのほうから市場擾乱のおそれがないじやないかという資料を出してやるのだから、その返事、つまりこっちの反論に對するまた回答になりますけれども、そういうふうなものを下さいというふうなことで交渉を進めておる次第であります。

○二宮文造君 そこで、ある新聞に、確かな筋の情報としまして、彼我の食の違ひ、それを適用した場合、それから昨年のワケと実績という数字を並べておりますが、それを今、私ここで申し上げたいと思ひますが、まず第一番に、アメリカから規制を要請してきた数字は、一次製品については、一億二千八十万五千平方ヤール。二次製品については、七千四百二十一万四千平方ヤール。合計一億九千五百一十九万九千平方ヤール。それから付属品Bを使つた場合の計算ですが一次製品では、一億三千九百四十一万平方ヤール。二次製品では、九千二百二十万平方ヤール。合計二億三千六百六十一万平方ヤール。そして、昨年の一九六二年度の対米輸出のワケは、一次製品が一億二千五百五十万平方ヤール。二次製品が九千四百八十万八千平方ヤール。合計二億二千三百三十万八千平方ヤール。さらに一昨年、一九六一年の十月から昨年の九月までの輸出実績は、一次製品が一億三千八百九十五万六千平方ヤール。二次製品が七千六百八万四千平方ヤール。合計二億一千五百四十四万平方ヤール。このような数字に

なつて、アメリカと日本との間の食い違ひが、この線から交渉が始まつていくような解説になっておりますが、この点は一応考え方の中においてよろしうございませうか。

○政府委員(磯野太郎君) アメリカから十三日に提案されました数字につきましては、これはいろいろ統計の問題、あるいはその計算の問題、非常にむずかしいいろいろ計算方式がございまして、ただいまおっしゃいました数字は、実は大体向こうから、提案に對してのこまかい資料が参りました直後において、判読いたした数字、大体そういうふうな数字ではないかと思ひます。特にそういう中間的な数字でございまして、ただいま数字につきましては、検討中でございまして、まだまだいまの時点では、はっきりした数字は出ておりません。傾向といたしましては、今おっしゃつたような大体の傾向ではないかと思ひますが、ただ二次製品につきましては、御承知のとおりこれには、あとから入つて参りました三品目のブラウス、ズボンの数字が、ヤール計算に入つておりませんので、そのヤール計算をいたしますと、大体これは三千五、六百万平方ヤールではないかと思ひますが、そういうふうな数字は、おのおのの数字に入つていないというふうなことではないかと思ひます。

○二宮文造君 そこで非常に交渉が局面に分かれて、これから難航していかうと思ひます。で、この間、二十日ですか、ラスク國務長官の談話として、この解決の道は、政治解決を考えなければならぬのではないかと、このうな談話が出ておりました。そのあと

で、緊急質問のときに、大平外務大臣は、特使の必要なし、あくまでも言外に含めて、商業ベース—今のような交渉のやり方で進めていくのだ、こういうふうなお話でございまして、事務局として、今までの交渉方式で解決がつく確信がありますか。

○政府委員(磯野太郎君) これは、いろいろ立場、角度からの感覚と判断があるわけでございます。私も事務局の立場から申し上げますと……十三日に提案されましたアメリカのレベルの話につきましては、実は計算方式その他について、一部分と申しますか、なおわからないところが相当あるわけでございます。そういう点で、かりにレベルの話といたしまして、米國との關係で事務的な最後の煮詰めにきたという段階ではないというふうにご考へております。今後、私もといひますか、私の感じといたしましては、一番最近のわがほうからの提案あるいは要請に對しまして、アメリカのほうでどういうふうな回答に出てくるかというところ、一つの岐路であるというふうにご考へておる次第でございます。

○二宮文造君 そこで、アメリカの場合、いわゆる業者が、政府に對して非常に圧力をかけて、民間も、政府も一体になつて、この問題を押し通していかうという雰囲気、新聞を通じてにおひがします。ところが、一方、日本のはうの状況を伺つてみますと、紡協あたりは、非常に強硬だ。ところが繊維業者の業界のほうは、四半期に分けられてもしようがないじやないか、振りがえ率がなくなつてもしようがないじやないかというふうな弱氣な意見だ。で、業界自体も、その対策に四苦

第七章 設備、技術及び経営の近代化の施策（第十五条）

第八章 貿易上の施策（第十六条）
第九章 財政金融上の施策（第十七条）
第十章 税制上の施策（第二十条）
第十一章 労働上の施策（第二十一条）
第十二章 中小企業政策審議会（第二十三条）
第二十三条（第二十八条）

附則
中小企業は、わが国経済構造上きわめて重要な地位を占め、雇用、生産、輸出、消費等の各方面にわたり常に国民経済の発展に多大の貢献をしてきた。今後においても、また、将来の理想社会においても、中小企業の果たすべき社会的経済的使命は、重要である。従って中小企業が自己の創意を傾けて企業の発展と従業員的生活水準の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与しようとする努力は、高く評価されるべきである。

しかるに、中小企業は、資本、労働、技術及び経営の各方面において著しく立ち遅れており、大企業に比べて競争条件が著しく低位にある。加えるに、その企業数はおおよそ、かつ、企業規模も零細企業を底辺としてその階層差が著しく、これが中小企業問題をおとしめている。中小企業のこのような現状と環境は、今日までとられてきた国の政策の資本主義的矛盾が強くつたことに起因する。国は、この反省の上に立って国民経済にみられる不均衡とゆがみを是正し、公正なかつ均整のとれた経済の発展を推進するため、画期的な諸施策を強力に遂行すべきである。

そもそも、人は、単一の経済人ではなくて多元的存在であり、それ故に多元的社會を形成するものである。この多元的社會における中小企業は、社会企業と相並んで、経済活動の基礎をなすものである。国の最大の責務は、これら中小企業の公正かつ自由な競争を確保するための基盤を整備することにある。すべて国の施策は、ここにその重点がおかれるべきである。

国の将来の理想像は、全国民の中産階級化と福祉国家の実現にあり、この目標に向かって、中小企業の安定と振興を図るため、ここに新たな中小企業政策の基本原則を指向し、この法律を制定する。

第一章 総則
（中小企業政策の目標）
第一条 中小企業に関する国の政策の目標は、国民経済の成長発展と国民生活水準の向上のため中小企業が果たすべき重大な役割にかんがみ、経済社会において公正かつ自由な競争が行なわれ得る基盤の整備を図るとともに、中小企業の体質の改善と経営の近代化を促進し、もって中小企業の安定と振興を図ることにあつて、この法律を制定する。

（国及び地方公共団体の責任）
第二条 国は、中小企業に関する国の政策（以下「中小企業政策」という。）の目標を実現するため、財政、税制、金融、貿易その他の部門にわたって必要な諸施策を総合的に実施する責任をもつ。
2 国は、中小企業政策を積極的に推進するため、別に法律で定めるところにより、中小企業省を設置するものとする。
3 地方公共団体は、国の施策に準

じて施策を実施する責任をもつ。
（定義）
第三条 この法律で「中小企業者」とは、資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業とするものについては三十人）以下の会社若しくは個人であつて、工業、鉱業、運送業、商業、サービス業その他の業種に属する事業を営む事業者及びこれらの者を直接又は間接の構成員とする団体をいう。

2 この法律で「小規模事業者」とは、中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が九人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする者については二人）以下の者及びこれらの者を直接又は間接の構成員とする団体をいう。
3 前二項の規定にかかわらず、中小企業者及び小規模事業者の範囲については、業種の実情に應じ特に必要がある場合においては、この法律を実施するために制定される法律で別段の定めをすることが出来る。

4 この法律に規定する大企業者の範囲については、この法律を実施するために制定される法律で各別に定める。
第二章 調査及び計画
（調査）
第四条 政府は、別に法律で定めるところにより、中小企業の実態調査を行なわなければならない。
（中小企業基本計画）
第五条 政府は、第一条の目標を

現するため、中小企業政策審議会の意見をきいて、次の各号に掲げる計画を含む中小企業基本計画を定めなければならない。
一 中小企業者の組織の整備拡充計画
二 中小企業者の産業分野の確保に関する計画
三 中小企業者に対する官公需の確保に関する計画
四 中小企業者の設備、技術及び経営の近代化計画
五 中小企業経営の指導及び診断を行なう施設の拡充計画
六 中小企業者のための資金の確保に関する計画
七 中小企業者に対する信用補完制度の拡充計画
八 小規模事業者に対する保護助成計画
九 中小企業従事者に対する福利厚生施設の整備拡充計画
十 その他中小企業の振興に関し特に必要な事項に関する計画

2 政府は、前項の中小企業基本計画を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、中小企業政策審議会の意見をきいて、中小企業基本計画を変更しなければならない。
（中小企業実施計画）
第六条 政府は、毎年、中小企業基本計画の実施を図るため、中小企業政策審議会の意見をきいて、中小企業実施計画を定めなければならない。
2 前条第二項の規定は、前項の中小企業実施計画を変更する場合について、準用する。

（国会に対する報告）
第七条 政府は、中小企業基本計画及び中小企業実施計画を決定したときは、文書をもって、国会に報告しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。
2 政府は、毎年、中小企業の動向及び政府が実施した中小企業政策に関する報告を国会に提出しなければならない。
第三章 中小企業者の協力組織（同業組合）
第八条 中小企業者の組織は、中小企業者の公正な事業活動の機会を確保し、その事業の安定と振興を期するため、業種別地域別に組織する同業組合をその基本とする。
2 同業組合は、自主的に組織され、かつ、民主的に運営されるものとする。
3 同業組合は、次に掲げる事業を行なうものとする。
一 組合員の事業の振興を図るための教育、情報の提供、広告宣伝、技術の改善、品質の向上、経営の近代化、取引の適正化等に関する事業
二 共同して行なう経済事業
三 組合員の事業活動を調整する事業
四 組合員のためにする組合協約の締結
4 同業組合の組織の単位は、業種の実情に應じ全国をその地区とすることが出来るものとする。
5 国は、中小企業者が同業組合を組織することについて、及び同業組合の運営について必要な指導と助成を行なわなければならない。

（国会に対する報告）
第七条 政府は、中小企業基本計画及び中小企業実施計画を決定したときは、文書をもって、国会に報告しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。
2 政府は、毎年、中小企業の動向及び政府が実施した中小企業政策に関する報告を国会に提出しなければならない。
第三章 中小企業者の協力組織（同業組合）
第八条 中小企業者の組織は、中小企業者の公正な事業活動の機会を確保し、その事業の安定と振興を期するため、業種別地域別に組織する同業組合をその基本とする。
2 同業組合は、自主的に組織され、かつ、民主的に運営されるものとする。
3 同業組合は、次に掲げる事業を行なうものとする。
一 組合員の事業の振興を図るための教育、情報の提供、広告宣伝、技術の改善、品質の向上、経営の近代化、取引の適正化等に関する事業
二 共同して行なう経済事業
三 組合員の事業活動を調整する事業
四 組合員のためにする組合協約の締結
4 同業組合の組織の単位は、業種の実情に應じ全国をその地区とすることが出来るものとする。
5 国は、中小企業者が同業組合を組織することについて、及び同業組合の運営について必要な指導と助成を行なわなければならない。

中小企業者の産業分野として指定された業種については、特に積極的に指導を行なわなければならない。

(協同組合等)

第九條 中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行なうための組織である事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、商店街組合及び商店街組合連合会については、国は、中小企業者がこれらの組合等を組織することについて必要な指導を行なうとともに、これらの組合等の発展を図るため助成を強化しなければならない。

2 国は、中小企業者の事業の発展を図るため、同業組合及び前項の組合等以外の中小企業者の団体の運営についても、必要な助成を行なわなければならない。

(商工会)

第十條 国は、商工会が中小企業者の事業の発展に占める地位の重要性にかんがみ、中小企業者の事業の成長と発展に資することとなるように指導と助成を行なわなければならない。

(小規模事業者の協力組織)

第十一條 国は、小規模事業者の存立の維持を図ることが社会的に必要であることにかんがみ、小規模事業者の組織については、特別の保護と助成を行なわなければならない。

第四章 中小企業者の産業分野の確保

(中小企業者の産業分野の確保)

第十二條 国は、別に法律で定めるところにより、製造業、建設業、商業、サービス業等に属する産業のうちで、中小企業者による経営が経済的、社会的に適切であると認められる業種を指定し、中小企業の産業者業分野を確保するものとする。

2 国は、業種の指定をした後は、大企業者が、その指定業種に属する事業を営むことができないようにするものとする。

3 国は、業種の指定がなされたため、その指定業種に属する事業を廃止する大企業者に対し、その事業の廃止に伴う損失の補償を行なうものとする。

4 国は、前三項に規定する中小企業者の産業分野の確保に関する措置につき、中小企業者の申請があつた場合においては、中小企業政策審議会の意見をきき、すみやかに、必要な措置を講じなければならない。

第五章 中小企業者の事業活動の保護

(中小企業者の事業活動の保護)

第十三條 国は、公正な下請関係を確立し、及び小売業に関する流通秩序の正常化を図るため、積極的な施策を講じなければならない。

2 国は、中小企業者を直接又は間接に圧迫する大企業者の事業活動を予防かつ抑制しなければならぬ。

3 国は、中小企業者が大企業者の事業活動により受ける圧迫について、これを排除するための措置が充分に行なわれるよう、行政機関

を整備し、充実しなければならない。

4 国は、中小企業者と大企業者との間の経済上の紛争について、公正な解決を図るため、あつせん及び調停をしなければならない。

第六章 官公需の確保

(官公需の確保)

第十四條 国、地方公共団体、公共企業体等は、民間からの役務又は物資を調達する場合において、毎年度の発注総量の一定割合以上を中小企業者から調達するようにしなければならない。

2 政府は、前項の規定により、国、地方公共団体、公共企業体等が役務又は物資の調達をした実績について、毎年、文書をもって、国会に報告しなければならない。

第七章 設備、技術及び経営の近代化の施策

(設備等の近代化)

第十五條 国は、中小企業者の設備の近代化に努め、資金の確保を図るとともに、用地の確保及びあつせん、機械及び設備の貸与等の措置を講じなければならない。

2 国は中小企業者の事業に関する技術の改善及び開発並びに生産性の向上に努めなければならない。

3 国は、中小企業者の経営の近代化を図り、経営指導、企業診断、経営者及び経営後継者の教育訓練等を行なう施設の拡充強化に努めなければならない。

4 国は、中小企業者の経営規模の適正化を図るため、中小企業者の自主的な合同を援助するとともに

に、法人である中小企業者の自己資本を充実するため積極的な施策を講じなければならない。

第八章 貿易上の施策

(貿易上の施策)

第十六條 国は、中小企業者の製品の輸出を振興するため、輸出取引の適正化、輸出競争力の強化、海外市場調査の充実、海外市場の開拓、海外への普及宣伝の強化等必要な施策を講じなければならない。

2 国は、中小企業者が海外において行なう事業活動を円滑化するため、積極的に助成しなければならない。

3 国は、輸出又は輸入の調整に関するしは、大企業者の独占等により、中小企業者に対し不利益にならないように努めなければならない。

第九章 財政金融上の施策

(予算の確保)

第十七條 国は、毎年度、中小企業実施計画を実施するため、必要かつ充分な金額を予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、毎年度、中小企業のための施策を実施するため、必要かつ充分な金額を予算に計上しなければならない。

(資金の確保)

第十八條 国は、毎年度、その財政投融資総額のうち、百分の三十を下らない額に相当する金額を中小企業者のための資金(信用補完のための資金を含む。)として確保しなければならない。

者に対して貸し付けられているようにするため、必要な措置を講じなければならない。

3 政府関係中小企業金融機関は、その融資総額の一定割合以上が、常に小規模事業者に対して貸し付けられているようにするため、必要な措置を講じなければならない。

4 国は、民間金融機関の中小企業者に対する融資を促進するため、集中融資を排除するよう必要な措置を講じなければならない。

(金融の円滑化)

第十九條 国は、中小企業者に対する金融を円滑にするため、金融機関の拡充強化に努めなければならない。

2 国は、中小企業者に対する信用補完制度の拡充強化に努めなければならない。

3 国は、金融機関が資金の貸付けをする場合において、中小企業者に対する貸付利率が、大企業者に対する貸付利率に比し、実質的に上回ることとならないよう必要な措置を講じなければならない。

第十章 税制上の施策

(税制上の施策)

第二十條 国は、中小企業者に対しては、その組織の発展並びに事業の安定及び振興を図るため、税制上特別の措置を講じなければならない。

2 国は、小規模事業者に対しては、その存立の維持を図るため、税負担を特に軽減する措置を講じなければならない。

第十一章 労務上の施策

(労働力の確保)

第二十一条 国は、中小企業従業員
の確保のため、積極的な措置を講
じなければならない。

(労働条件の向上)

第二十二条 国は、すべての中小企
業従業員が各種の社会保険に加入
し得るようにするため、必要な措
置を講じなければならない。

2 国は、中小企業者及びその従業
員の福利厚生施設の拡充に努め、
かつ、助成しなければならない。

3 国は、中小企業従業員の所得の
増加を図るため、最低賃金制度の
普及のための積極的な措置を講じ
なければならない。

4 国は、家内労働者の所得を確保
するよう必要な措置を講じなけれ
ばならない。

5 国は、中小企業従業員の技術の
修得及び素質の向上を図るため、
教育訓練施設の拡充強化に努めな
ければならない。

第十二章 中小企業政策審議会
(設置)

第二十三条 総理府に、附属機関と
して、中小企業政策審議会(以下
「審議会」という。)を置く。

(権限)

第二十四条 審議会は、この法律の
規定によりその権限に属させられ
た事項を処理するほか、内閣総理
大臣又は関係各大臣の諮問に応
じ、この法律の施行に関する重要
事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項
に関し内閣総理大臣又は関係各大
臣に建議することができる。

(組織)

第二十五条 審議会は、委員十五人

以内で組織する。

2 委員は、中小企業従事者、消費
者の意見を代表する者及び中小企
業に関し学識経験のある者のうち
から内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

第十五条第一項の表中「

対外経済協

力審議会

経済協力に

関する基本

的かつ総合

的な政策及

び重要事項

を調査審議

すること。

中小企業基本法(昭和三十

八年法律第

一〇号)に改める。

とができる。

(庶務)

第二十七条 審議会の庶務は、通商

産業大臣官房において処理する。

(委任規定)

第二十八条 この法律に定めるもの

のほか、審議会の組織及び運営に

関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法

律第二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

3 中小企業省が設置されたときは

第二十七条に規定する審議会の庶

務を処理する権限は、中小企業大

臣官房に移されるものとする。

(資料の提出等の要求)

第二十六条 審議会は、その所掌事
務を遂行するため必要があると認
めるときは、関係行政機関の長に
対し、資料の提出、意見の開陳、
説明その他必要な協力を求めるこ

とをすることができる。

内閣総理大臣の諮問に応じて対外

経済協力に関する基本的かつ総合

的な政策及び重要事項を調査審議

すること。

中小企業基本法(昭和三十

八年法律第

一〇号)に改める。

とができる。

(庶務)

第二十七条 審議会の庶務は、通商

産業大臣官房において処理する。

(委任規定)

第二十八条 この法律に定めるもの

のほか、審議会の組織及び運営に

関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法

律第二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

3 中小企業省が設置されたときは

第二十七条に規定する審議会の庶

務を処理する権限は、中小企業大

臣官房に移されるものとする。

附 則

わが国の中小企業は、鉱工業生産の

拡大、商品の流通の円滑化、海外市場

の開拓、雇用の機会の増大等国民経済

のあらゆる領域にわたるその発展に寄

与するとともに、国民生活の安定に貢

献してきた。われらは、このような中

小企業の経済的社会的使命が自由かつ

公正な競争の原理を基調とする経済社

会において、国民経済の成長発展と国

民生活の安定向上にとって、今後も変

わることなくその重要性を保持してい

くものと確信する。

しかるに、近時、企業間に存在する

生産性等の著しい格差は、中小企業の

経営の安定とその従事者の生活水準の

向上にとって大きな制約となりつつあ

る。他方、貿易の自由化、技術革新の

進展、生活様式の変化等による需給構

造の変化と経済の著しい成長に伴う勞

働力の供給の不足は、中小企業の経済

的社会的存立基盤を大きく変化させよ

うとしている。

このような事態に対処して、特に小
規模企業の従事者に対し適切な配慮を
加えつつ、中小企業の経済的社会的制
約による不利を補正するとともに、中
小企業者の自主的な努力を助長して、
中小企業の成長発展を図ることは、中
小企業の使命にこたえるゆえんのもの
であるとともに、産業構造を高度化し、
産業の国際競争力を強化して国民経済
の均衡ある成長発展を達成しようとし
るわれら国民に課された責務である。

ここに、中小企業の進むべき新たな
みちを明らかにし、中小企業に関する
政策の目標を示すため、この法律を制
定する。

第一章 総 則

(政策の目標)

第一条 国の中小企業に関する政策

の目標は、中小企業が国民経済に

おいて果たすべき重要な使命にか

んがみて、国民経済の成長発展に

即応し、中小企業の経済的社会的

制約による不利を補正するとともに

に、中小企業者の自主的な努力を

助長し、企業間における生産性等

の諸格差が是正されるように中小

企業の生産性及び取引条件が向上

することを旨として、中小企業

の成長発展を図り、あわせて中小

企業の従事者の地位の向上に資す

ることにあるものとする。

(中小企業者の範囲)

第二条 この法律に基づいて講ずる

国の施策の対象とする中小企業者

は、おおむね次の各号に掲げるも

のとし、その範囲は、これらの施

策が前条の目標を達成するため効

率的に実施されるように施策ごと

に定めるものとする。

一 資本の額又は出資の総額が五

千万円以下の会社並びに常時使

用する従業員数が三百人以下

の会社及び個人であつて工業、

鉱業、運送業その他の業種(次

号に掲げる業種を除く。)に属

する事業を主たる事業として営

むもの

二 資本の額又は出資の総額が一

千万円以下の会社並びに常時使

用する従業員数が五十人以下

の会社及び個人であつて、商業

又はサービス業に属する事業を

主たる事業として営むもの

(国の施策)

第三条 国は、第一条の目標を達成

するため、次の各号に掲げる事項

につき、その政策全般にわたる、

必要な施策を総合的に講じなけれ

ばならない。

一 近代化設備の導入等中小企業

の設備の近代化を図ること。

二 技術の研究開発の推進、技術

技術の向上を図ること。

三 近代的経営管理方法の導入、経営管理者の能力の向上等によって中小企業の経営管理の合理化を図ること。

四 中小企業の企業規模の適正化、事業の共同化、工場、店舗等の集団化、事業の転換及び小売商業における経営形態の近代化（以下「中小企業構造の高度化」と総称する。）を図ること。

五 中小企業の取引条件に関する不利を補正するように過度の競争の防止及び下請取引の適正化を図ること。

六 中小企業が生産する物品の輸出の振興その他中小企業の供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。

七 中小企業者以外の者の事業活動の調整等によって中小企業の事業活動の機会を適正な確保を図ること。

八 中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図ること。

2 前項の施策は、経済的社会的諸事情の変化を考慮して、産業構造の高度化及び産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の均衡ある成長発展に資するように講ずるものとする。

（地方公共団体の施策）

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、第三条第一項の施

策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

（中小企業者の努力等）

第六条 中小企業者は、経済的社会的諸事情の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、生産性及び取引条件の向上に努めなければならない。

2 中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、第三条第一項又は第四条の施策の実施について協力するようにしなければならない。

（調査）

第七条 政府は、中小企業政策審議会の意見をきいて、定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行ない、その結果を公表しなければならない。

（年次報告等）

第八条 政府は、毎年、国会に、中小企業の動向及び政府が中小企業に關して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、中小企業政策審議会の意見をきいて、前項の報告に係る中小企業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 中小企業構造の高度化等（設備の近代化）

第九条 国は、中小企業の設備の近代化を図るため、中小企業者が近代化設備の設置その他資本設備の増大、設備の配列の合理化等をすることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（技術の向上）

第十条 国は、中小企業の技術の向上を図るため、試験研究機構の整備、技術の研究開発の推進、技術指導及び技術者の研修の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

（経営管理の合理化）

第十一条 国は、中小企業の経営管理の合理化を図るため、経営の診断及び指導並びに経営管理者の研修の事業の充実、経営の診断及び指導のための機構の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（企業規模の適正化）

第十二条 国は、中小企業の企業規模の適正化を図るため、中小企業者が企業の合併、共同出資による企業の設立等を円滑に行なうことができるようにする等必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前三条の施策を講ずるにあたっては、中小企業の企業規模の適正化につき必要な考慮を払うものとする。

3 政府は、特に中小企業の企業規模の適正化を必要とする業種について、適正な生産の規模その他の適正な企業規模を定め、これを公表しなければならない。

（事業の共同化のための組織の整備等）

第十三条 国は、第九条から前条までの施策の重要な一環として、事業の共同化又は相互扶助のための組織の整備、工場、店舗等の集団化その他事業の共同化の助成等中小企業者が協同してその設備の近代化、経営管理の合理化、企業規

模の適正化等を効率的に実施することができるようするため必要な施策を講ずるものとする。

（商業）

第十四条 国は、中小商業について、流通機構の合理化に即応することができるよう、第九条又は第十条から前条までの施策を講ずるほか、小売商業における形態の近代化のため必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中小商業について第九条若しくは第十条から前条まで又は前項の施策を講ずるにあたっては、地域的条件につき必要な考慮を払うものとする。

（事業の転換）

第十五条 国は、中小企業者が供給構造等の変化に即応して行なう事業の転換を円滑にするため必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるにあたっては、中小企業の従事者の就職を容易にすることができるよう必要な考慮を払うものとする。

（労働に関する施策）

第十六条 国は、中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るため必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るため、職業訓練及び職業紹介の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 事業活動の不利の補正（過度の競争の防止）

第十七条 国は、中小企業の取引条件の向上及び経営の安定に資するため、中小企業者が自主的に事業活動を調整して過度の競争を防止

することができるようその組織を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

（下請取引の適正化）

第十八条 国は、下請取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止等必要な施策を講ずるとともに、下請関係を近代化して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるようするため必要な施策を講ずるものとする。

（事業活動の機会を適正に確保）

第十九条 国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の事業活動の機会を適正に確保を図るため必要な施策を講ずるものとする。

（国等からの受注機会の確保）

第二十条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に關し、中小企業者の受注の機会を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

（輸出の振興）

第二十一条 国は、中小企業が生産する物品の輸出の振興を図るため、中小企業が生産する輸出に係る物品の競争力を強化するとともに、輸出入の秩序の確立、海外市場の開拓等必要な施策を講ずるものとする。

（輸出品との関係の調整）

第二十二条 国は主として中小企業が生産する物品につき、輸入に係る物品に対する競争力を強化する

ため必要な施策を講ずるほか、物品の輸入によってこれと競争関係にある物品を生産する中小企業に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要なときは、関税率の調整、輸入の制限等必要な施策を講ずるものとする。

第四章 小規模企業

第二十三条 同は、小規模企業者（おむね常時使用する従業員数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。）に対して第三条第一項の施策を講ずるにあつては、これらの施策が円滑に実施されるように小規模企業の経営の改善発達に努めるとともに、その従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができるように必要な考慮を払ふものとする。

第五章 金融、税制等

（資金の融通の適正円滑化）

第二十四条 国は中小企業に対する資金の融通の適正円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導等必要な施策を講ずるものとする。

（企業資本の充実）

第二十五条 国は、中小企業の企業資本の充実を図るため、中小企業に対する投資の円滑化のための機関の整備、租税負担の適正化等必要な施策を講ずるものとする。

第六章 行政機関及び中小企業団

体

（中小企業行政に関する組織の整備等）

第二十六条 国及び地方公共団体は、第三条第一項又は第四条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

（中小企業団体の整備）

第二十七条 国は、中小企業者が協力してその事業の成長発展と地位の向上を図ることができるよう、中小企業者の組織化の推進その他中小企業に関する団体の整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第七章 中小企業政策審議会

第二十八条 総理府に、附属機関として、中小企業政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第二十九条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第三十条 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

第三十一条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第三十二条 審議会の庶務は、中小企業庁長官官房において処理する。

（委任規定）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中輸出会議の項の次に次のように加える。

中小企業政策審議会（第三十八年法律第...）の権限に属せしめられた事項を行なうこと。

中小企業基本法案
中小企業基本法

目次
第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 中小企業者の組織
第一節 通則（第十条―第十四条）

第二節 中小企業等協同組合（第十三条、第十四条）

第三節 中小企業団体中央会（第十五条、第十六条）

第四節 指導者の養成（第十五条）

第三章 産業政策一般

第一節 産業分野の確保（第十八条、第十九条）

第二節 中小企業者に対する官公體の確保（第二十条、第二十一条）

第三節 経営の近代化（第二十二條―第二十七條）

第四節 貿易政策（第二十八條―第三十二條）

第五節 事業の転換その他の場合における施策（第三十三條―第三十四條）

第四章 産業別振興政策

第一節 鉱工業に関する施策（第三十五條―第三十八條）

第二節 商業に関する施策（第三十九條―第四十三條）

第五章 勤労事業者等に対する政策（第四十四條―第四十八條）

第六章 金融税制政策
第一節 金融政策（第四十九條―第五十三條）

第二節 税制政策（第五十四條―第五十七條）

第七章 労働福祉及び社会保障政策（第五十八條―第六十條）

第八章 中小企業者と大規模事業者等との間の紛争の調整（第六十一条―第六十三條）

第九章 調査及び計画並びに年次報告（第六十四條―第六十七條）

第十章 中小企業審議会（第六十八條―第七十八條）

第十一章 補則（第七十九條）
附 則
第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、中小企業者の事業活動が国民経済においてはたす機能の重要性にかんがみ、中小企業者の事業経営の近代化を推進し、中小企業者の事業の維持と発展を図るとともにその協同組織化を促進し、中小企業者及びその雇用する労働者の福祉を増進し、並びに大規模の事業者の事業活動が中小企業者の事業活動に及ぼす不利益な影響を排除する等の措置を講じ、もって国民経済の二重構造を解消して経済民主化の実現を図ることにより中小企業者の経済的地位の向上に寄与することを目的とする。

（中小企業政策の基本方針）

第二条 中小企業者に関する国の政策は、中小企業者の事業活動が国民経済においてはたす機能の重要性にかんがみ、国民経済の二重構造を解消するように樹立され、及び実施されなければならない。

第三条 中小企業者に対する国の政策は、中小企業者が国民経済の発展に十分な貢献をすることができるようになるため、中小企業者の事業活動を助成し、及び中小企業者の事業の維持と発展を図ることをその主たる内容とすべきものであつて、中小企業者を統制し、又はその事業活動を制限することを目的とするものであつてはならない。

第四条 中小企業者に対する国の政策は、中小企業者、労働者及び農民が国民経済をささえており、かつ、その発展のため欠くべからざる

るものであることにかんがみ、これらの者を対立させるようなものであつてはならず、これらの者をともに向上させるように指向するものでなければならない。

第五条 国は、中小企業者の事業の維持と発展を図るため、中小企業者の協同化を推進するとともに、個々の中小企業者についても直接必要な指導と助成を行なわなければならない。

第六条 国は、中小企業者の営む事業に従事する労働者の所得の増大を図るためには、中小企業者の経済的地位の向上と近代的労使関係の確立が必要であることにかんがみ、その実現のために、中小企業者に対し、積極的に必要な指導及び助成の措置を講ずるよう努めなければならない。

(施策を樹立する場合等における措置)

第七条 国は、中小企業者に対する施策を樹立し、又は実施しようとするときは、これに中小企業者の意見が反映するようにするため、あらかじめ、中小企業者の意見をきき、又はその協力を求める等の措置を採るようしなければならない。

(中小企業者の設置)

第八条 国は、中小企業者に対する施策を積極的に推進するための行政機関として、別に法律で定めるところにより、中小企業省を設置する。

(中小企業者の定義)

第九条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に掲げ

る者をいう。

一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の者であり、かつ、会社(前号に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む者を除く)にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下のものであつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 この法律に規定する諸条項を実施するための法律の規定により設立された団体であつて、前各号に掲げる者を直接又は間接の構成員とするもの

2 この法律において「勤労事業者」とは、次の各号の一に掲げる者をいう。

一 前項第一号から第三号までに掲げる者であつて、常時使用する従業員の数がおむね十人以上の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が百万円以下のものであつ

て、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 前項第一号から第三号までに掲げる者であつて、常時使用する従業員の数がおむね三人以下の者であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 この法律に規定する諸条項を実施するための法律の規定により設立された団体であつて、前二号に掲げる者のみを直接又は間接の構成員とするもの

3 この法律に規定する諸条項を実施するための法令において、特定の業種については、中小企業者の範囲につき別段の定めをすることができ。

第二章 中小企業者の組織

第一節 通則

(中小企業者の組織の基本的性格)

第十条 中小企業者の組織は、中小企業者が事業活動の機会を確保し、及びその安定と発展を期するために、相互扶助の精神に基づき自主的に団結するもので、原則として、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 構成員の相互扶助を目的とするもの。
二 構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。
三 構成員の議決権及び選挙権は、平等であること。
四 剰余金の配当は、主として事業の利用分に応じ配当をすとし、出資額に応じて配当をす

るときは、その限度が定められていること。

2 中小企業者の組織の運営に当たっては、前項の趣旨に沿うため、次の各号に掲げる事項が守られなければならない。

一 その行なう事業によつてその構成員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の構成員の利益のみを目的としてその事業を行なわないこと。
二 特定の政党のために利用しないこと。

3 中小企業者の組織は、中小企業者が積極的に加入して協同活動を行なうことによつてその共通の利益を増進しようとするものでなければならない。

(種類)

第十一条 この法律による中小企業者の組織する団体は、次のものと

一 中小企業等協同組合
イ 事業協同組合
ロ 勤労事業協同組合
ハ 下請協同組合
ニ 商店街協同組合
ホ 環境衛生協同組合
ヘ 共済協同組合
ト 信用協同組合
チ 企業協同組合
リ 協同組合連合会

二 中小企業団体中央会
イ 都道府県中小企業団体中央会(以下「都道府県中央会」という。)
ロ 全国中小企業団体中央会(以下「全国中央会」という。)

第十二条 中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の設立には、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

2 前項の認可は、設立の手続その他の事項が法令に違反せず、又は法律で定める設立の基準に適合する限りは、これをしなければならないものとする。

第二節 中小企業等協同組合(組織)

第十三条 事業協同組合は、主としてその地区内において事業を行なう中小企業者で組織するものとする。

2 勤労事業協同組合は、その地区内において事業を行なう勤労事業者で組織するものとする。
3 下請協同組合は、主としてその地区内において下請により事業を行なう中小企業者で組織するものとする。

4 商店街協同組合は、主としてその地区内において小売業又はサービス業に属する事業を行なう中小企業者で組織するものとする。
5 環境衛生協同組合は、主としてその地区内において環境衛生関係の業種に属する事業を行なう中小企業者で組織するものとする。
6 共済協同組合は、主としてその地区内において事業を行なう中小企業者で組織するものとする。

7 信用協同組合は、その地区内において事業を行なう中小企業者、その信用協同組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又はその信用協同組合の地区内において勤労に従事する者で組織するものと

する。
8 企業協同組合は、個人で組織するものとする。
9 協同組合連合会は、第十一条第一号に掲げる中小企業等協同組合（以下「組合」という。）等で組織するものとする。

第十四条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、主として次の各号に掲げる事業を行なうものとする。
一 組合員のためにする経済事業
二 組合員のためにする調整事業
三 組合員のためにする団体協約の締結

2 共済協同組合は、組合員のために、事故によりその財産に生ずることのある損害をうめるための共済事業を行なうものとする。
3 信用協同組合は、組合員のために、金融事業を行なうものとする。

4 企業協同組合は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の業種に属する事業を行なうものとする。
5 協同組合連合会は、次の各号に掲げる事業の一部を行なうものとする。

一 協同組合連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所屬員」という。）のためにする経済事業
二 会員が行なう調整事業の全部又は一部についての総合調整事業
三 その所屬員のためにする団体協約の締結

四 会員が行なう共済事業の再共済に関する事業
五 会員のためにする金融事業
第三節 中小企業団体中央会（会員の資格）
第十五条 都道府県中央会は、都道府県中央会の地区内に事務所を有する組合及び定款で定めるその他の者で組織するものとする。

2 全国中央会は、都道府県中央会、全国の区域を地区とする組合及び定款で定めるその他の者で組織するものとする。
第十六条 都道府県中央会は、主として組合の組織、事業及び経営の指導並びに連絡に関する事業を行なうものとする。

2 全国中央会は、主として都道府県中央会の組織及び事業の指導並びに連絡に関する事業を行なうものとする。
第四節 指導者の養成（指導者の養成）
第十七条 国は、中小企業者の組織の拡充を図り、及びその事業活動を促進するため、中小企業者の組織活動の指導者の養成機関を設置し、又は国以外の者が設置するその指導者の養成施設に対し助成しななければならない。

第三章 産業政策一般
第一節 事業分野の確保（中小企業者の事業分野の確保）
第十八条 国は、中小企業者の存立の基盤を擁護し、あわせて経済秩序の維持を図るため、中小企業者の事業分野として適切であると認められる業種に属する事業について、これを中小企業者の事業分野として確保するものとする。

第十九条 政府は、前条の中小企業者の事業分野の確保を図るため製造業、建設業及びサービス業に属する事業のうち、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に属する事業に係る過去一年間の生産実績のおおむね三分の二以上が中小企業者によって占められているものであって、経済的に中小規模の企業形態による経営にも適切であり、かつ、当該業種に属する事業の分野に大規模の事業者が進出することとが中小企業者の事業活動を著しく圧迫すると認められる事業を指定するものとする。

2 国は、前項の規定に基づき指定された業種に属する事業については、大規模の事業者がその事業を新たに開業し、又は事業設備を新設し、若しくは増設することに対して必要な規制をするものとする。
第二節 中小企業者に対する官公需の確保（官公需の確保）
第二十条 国、地方公共団体及び公共企業体等は、中小企業者の事業活動の機会を確保するため、官公需に係る発注の総金額の一定割合以上の金額に相当する物資又は役務を中小企業者から調達するように努めなければならない。

第二十一条 政府は、毎会計年度、国、地方公共団体及び公共企業体等がそれぞれ中小企業者に対してする発注の金額が官公需に係る発注の総金額に対して占めるべき割合を定めるものとする。
第三節 経営の近代化（経営の近代化のための施策）
第二十二条 国及び地方公共団体は、中小企業者の事業経営の近代化を推進するため、機械化の推進、科学技術の導入、経営規模の適正化、生産品又は販売品の専門化、技能者訓練の徹底、科学的経営管理方法の採用、労使関係と労務管理の改善等に関し必要な施策を講ずるとともに、中小企業者のための投資機関の整備に関し必要な施策を講じなければならない。

（中小企業センター）
第二十三条 地方公共団体は、中小企業者の事業経営の近代化と事業活動の発展に資するため、企業経営の共同計算、経営技術指導、企業診断、商工業等に関する情報の提供、経済調査、中小企業者及び従業員の教育訓練、金融のあっせん等の業務を行なう中小企業センターを設置するように努めなければならない。

2 国は、前項の中小企業センターを設置する地方公共団体に対し、必要な補助を行なうものとする。（中小企業者等に対する経営及び技術教育）
第二十四条 国は、特に中小企業者の事業経営に関する能力及びその従業員の技能の向上を図るため、経営及び技術に関する教育訓練について必要な施策の整備その他の措置を講じなければならない。

（試験研究機関の拡充）
第二十五条 国及び地方公共団体は、その試験研究機関を拡充して中小企業者の科学技術の向上に寄与するように努めなければならない。

（設備の近代化に対する助成）
第二十六条 国及び地方公共団体は、中小企業者の事業設備の近代化を推進するため、中小企業者が近代的機械器具を取得するための資金を確保し、及び中小企業者に対して近代的機械器具を貸し付けるために必要な措置を講じなければならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、組合がその構成員の事業経営の近代化を図るための共同施設を新設し、又は増設する場合においては、補助金を交付し、又は資金の貸付けをする等の措置を講じなければならない。
第四節 貿易政策（市場調査等を行なう施設の整備）
第二十八条 国は、中小企業者が生産した商品の輸出の増大を図るため、海外における市場調査、市場開拓及び商品の普及宣伝を行なう施設を整備する措置を講じなければならない。

2 国は、中小企業者が設置する前項に掲げる事業を行なう施設については、その設置及び運営に要する経費の一部を補助する措置を講じなければならない。（海外における事業活動に対する助成）
第二十九条 国は、中小企業者が海外において行なう経済協力その他の

の事業活動に対し、積極的に指導し、及び援助するための措置を講じなければならない。

(特産品の輸出の助成)

第三十条 国は、主として中小企業者の生産に係る伝統的な特産品の輸出の振興を図るため、中小企業者が設置するこれらの特産品の品質及びデザイン等の向上を図るための施設については、その設置及び運営に要する経費の一部を補助する措置を講じなければならない。

(貿易金融等に対する助成)

第三十一条 国は、中小企業者が生産した商品の輸出及びその商品の原材料の輸入に関し、資金の確保、輸出保険等について必要な助成措置を講じなければならない。

(輸入品との関係の調整)

第三十二条 国は、物品の輸入によつてこれと競争関係にある物品を生産する中小企業者に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合には、当該輸入する物品について、関税率の調整、輸入の制限等必要な施策を講じなければならない。

第五節 事業の転換その他の場合における施策

(衰退業種に対する措置)

第三十三条 国及び地方公共団体は、経済事情の変更に伴つて衰退する業種に属する事業を営む中小企業者の存立又は事業活動が著しく困難となる場合においては、その者の事業経営の協同化又は事業の転換に対し、積極的に援助し、及び応急的救済のための措置を講じなければならない。

なければならない。

2 前項の規定は、企業整理を行なうために同項の措置を採ることを認める趣旨のものとして解釈してはならない。

(地域開発等の場合における中小企業者に対する配慮)

第三十四条 国、地方公共団体及び公共企業体等は、低開発地域、臨海工業地帯、工場跡地等を造成し、又は開発するに当たっては、中小企業者の事業活動の機会を確保するように配慮しなければならない。

2 国、地方公共団体及び公共企業体等は、その所有する土地又は施設を事業者の事業の用に供しようとするに当たっては、中小企業者についてその機会を確保するように配慮しなければならない。

第四章 産業別振興政策

第一節 鉱工業に関する施策

(工業生産部門における取引関係の原則)

第三十五条 工業生産部門において中小企業者が大規模の事業者に対する従属性を脱却して経済的に対等な関係を樹立するためには、中小企業者と大規模の事業者との間の取引関係は、公正であり、かつ、平等な取引の機会が確保されるものでなければならない。

(下請関係についての国の施策)

第三十六条 国は、前条の趣旨の実現を図るため、大規模の事業者が取引関係における自己の優越的な地位を利用して下請により事業を行なう中小企業者に対して行なう拘束を排除するため必要な措置を講じなければならない。

講じなければならない。

(鉱業に対する助成)

第三十七条 国は、国内の地下資源の開発の促進を図るため、地下資源開発事業者の特殊性にかんがみ、当該事業を行なう中小企業者に対し、探鉱及び採鉱について、資金の確保、技術指導等必要な助成措置を講じなければならない。

(鉱工業品の標準化)

第三十八条 国は、鉱工業生産部門における中小企業者の生産能力の増進その他生産の合理化及び取引の円滑化を図るため、主として中小企業者の生産に係る鉱工業品に關し適正かつ合理的な工業標準を制定し、及びその普及に努めなければならない。

第二節 商業に関する施策

(商業に関する施策の目標)

第三十九条 国は、中小企業者が小売商業部門においてはたしている経済的機能及び中小企業者が会社組織に占める地位の重要性にかんがみ、小売業を行なう中小企業者の経営の近代化、小売商業部門における正常な経済秩序の確保、中小企業者と大規模の事業者等との間における取引条件の改善その他小売業を行なう中小企業者の経営の安定を図るため必要な措置を講じなければならない。

(商品の流通秩序の維持)

第四十条 国は、製造業者又は卸売業者が行なう小売業に關し製造業者又は卸売業者と小売業者との間に過度の競争が行なわれることにより、小売業を行なう中小企業者の事業活動に關する取引の円滑な

運行が阻害され、小売業を行なう中小企業者の経営が著しく不安定となつており、又はなるおそれがある場合においては、商品の正常な流通秩序を維持し、及び小売商業部門における中小企業者の存立を擁護するため、これらの者の間の業務分野を調整するため必要な措置を講じなければならない。

2 政府は、製造業者又は卸売業者と小売業を行なう中小企業者との間の業務分野に關し前項の調整措置を講ずる必要があると認めるときは、当該調整措置を講ずべき商品及び地域を指定するものとする。

3 政府は、前項の規定に基づく指定をしたときは、その指定の際現に当該指定に係る地域内において当該指定に係る商品の小売業を行なっている当該商品の製造業者又は卸売業者が当該指定をした後当該地域内において当該商品の小売業のための設備を新設し、又は増設することについて必要な規制を講ずるものとする。

4 政府は、第二項の規定に基づく指定をした後は、当該指定に係る地域内においては、当該指定に係る商品の製造業者又は卸売業者が当該商品の小売業を新たに開業することについて必要な規制を講ずるものとする。

第四十一条 国は、生活必需品の販売が行なわれる小売市場の濫立により、小売業を行なう中小企業者相互間の競争が過度に行なわれることとなりそのため当該中小企業者の経営が著しく不安定となるお

それがある場合においては、当該小売市場の新設又は増設について、必要な規制をするものとする。

(大規模事業者の進出に対する抑制措置)

第四十二条 国は、小売業を行なう中小企業者の事業活動の機会を確保するため、百貨店業者その他の大規模の事業者の小売商業部門への進出を抑制する措置を講じなければならない。

(商店街の中小企業者に対する助成)

第四十三条 国及び地方公共団体は、商店街を形成している地域において、主として商業又はサービス業を行なう中小企業者が組織する団体がその構成員の事業に關する共同施設を設置する場合においては、その資金を確保し、又はこれに對して補助金を交付するため必要な措置を講じなければならない。

第五章 勤労事業者等に対する政策

(勤労事業者等に対する政策の基本方針)

第四十四条 国及び地方公共団体は、勤労事業者の事業活動の自由を尊重することを旨として、その者及びその雇用する労働者の生活の安定を図るため必要な助成と保護をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、中小企業者のための施策を講じようとするときは、特に勤労事業者に對し十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、中小企業者のための施策を講じようとするときは、特に勤労事業者に對し十分な配慮をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、中小企業者の零細化の傾向を解消するため、積極的な施策を講じなければならない。

(雇用の拡大)

第四十五条 国及び地方公共団体は、勤労事業者及びその雇用する労働者のうちに潜在的失業者が多数包含されている現状にかんがみ、積極的に産業を振興して雇用の拡大を図り、その状態を解消するように努めなければならない。

(勤労事業者に対する援助及び指導)

第四十六条 国及び地方公共団体は、経済的に存立しうる条件を備えている勤労事業者に対しては、事業の体質改善その他事業経営の発展のために必要な援助を与えなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の条件を備えていない勤労事業者に対しては、その生活の安定を図るため、事業の転換の指導及び応急的救済のための措置を講じなければならない。

(勤労事業者等の所得の増大に対する施策)

第四十七条 国は、勤労事業者及びその雇用する労働者の所得の増大を図るため、事業経営の近代化のための施策を講ずるとともに、その労働者のための最低賃金制の普及を図るように努めなければならない。

(勤労事業者の協同組織化に対する助成)

第四十八条 国及び地方公共団体は、勤労事業者がその事業経営を

近代化し、及び経済の発展に順応することができるようになるため、勤労事業者の協同組織化について積極的な助成しなければならない。

第六章 金融税制政策

第一節 金融政策

第四十九条 国は、中小企業者に対する金融の円滑化を確保するため、金融機関の融資総額の一定割合以上が中小企業者に対して貸し付けられるようにするための措置を講じなければならない。

2 前項の措置は、勤労事業者についても配慮がなされたものでなければならない。

(中小企業者に対する融通資金の増加等の措置)

第五十条 国は、中小企業者が必要とする事業資金が十分かつ容易に確保されるようにするため、中小企業者に対して金融機関が貸し付ける資金が増加されるように努めるとともに、その貸付けについての条件の緩和及び手続の簡素化を図られるように努めなければならない。

2 地方公共団体は、中小企業者の事業に関する施設の設置に必要な資金が十分かつ容易に確保されるようにするため、中小企業者に対して貸し付ける資金を増加するように努めるとともに、その貸付けについての条件の緩和及び手続の簡素化に努めなければならない。

(中小企業緊急救済資金の設置)

第五十一条 国は、中小企業者が、災害、景気変動等により、臨時か

つ緊急に資金を必要とする場合において、中小企業者に対し、資金を貸し付け、又は補助するため、中小企業緊急救済資金を設置するものとする。

(金融機関の集中融資の排除)

第五十二条 国は、金融機関の集中融資を排除するため、原則として、当該金融機関の資本及び準備金の総額の十分の一をこえる金額を、一の事業者に対して貸し付けることができないこととするような措置を講じなければならない。

(中小企業者に対する信用補完制度の拡充)

第五十三条 国は、中小企業者に対する金融の円滑化を確保するため、中小企業者の中小企業信用保険及び信用保証等の制度を拡充する措置を講じなければならない。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、原則として金融機関が勤労事業者に対する金融を無担保で行なうことができるようにするため、特に配慮しなければならない。

(勤労事業者に対する勤労所得控除等の制度)

第五十四条 国は、勤労事業者の所得の特殊性にかんがみ、勤労所得控除の制度及び家族労働者の給与所得に対する合理的な税制を確立しなければならない。

(組合に対する軽減税率の適用)

第五十五条 国は、組合に対してはすべて、法人税の軽減税率が適用されるような措置を講じなければならない。

(設備近代化のために取得する設備に対する特別償却)

第五十六条 国は、中小企業者の事業設備の近代化を推進するため、中小企業者が新たに取得し、又は製作してその事業の用に供する近代的設備について、特に短い期間内で減価償却ができるようにするため、税制上特別の措置を講じなければならない。

(設備近代化のためにする資金の積立に対する税の特別措置)

第五十七条 国は、中小企業者の事業設備の近代化を推進するため、中小企業者がその事業の用に供するための近代的設備を取得し、又は製作するためにする資金の積立については、税制上特別の措置を講じなければならない。

第七章 労働福祉及び社会保障政策

(近代的労使関係確立等のための国の指導)

第五十八条 国は、中小企業者をして、その雇用する労働者の賃金その他の労働条件が大規模の事業者の雇用する労働者のそれに比して劣ることがないように努めさせるとともに、その事業の経営に対する労働者の自発的協力が得られるような近代的労使関係の確立に努めさせるように積極的に指導しなければならない。

(労働福祉事業の推進等)

第五十九条 国及び地方公共団体は、中小企業者の雇用する労働者の福祉を増進するため、労働福祉施設を設置するとともに、中小企業者が共同して行なうこれらの労働者のための福祉事業を推進し、及び助成するために必要な措置を講じなければならない。

(勤労事業者等に対する社会保険の適用)

第六十条 国は、勤労事業者及びその雇用する労働者の福祉を増進するため、これらの者のすべてが健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険等の社会保険に加入することができるような措置を講じなければならない。

2 国は、前項の場合においては、勤労事業者の負担を軽減するために必要な措置を講じなければならない。

第八章 中小企業者と大規模事業者等との間の紛争の調整

(国の任務)

第六十一条 国は、中小企業者と大規模の事業者等との間に生ずる紛争について必要な調整措置を講ずることにより、正常な経済秩序の維持を図るものとする。

(中小企業調整委員会)

第六十二条 中小企業者と大規模の事業者等との間に生ずる紛争につき、あつせんし、調停し、又は規定するため、別に法律で定めるところにより、中小企業者、大規模の事業者、労働者、消費者及び学識経験のある者をもって組織する中小企業調整委員会を設置する。

2 中小企業調整委員会は、中央中小企業調整委員会及び地方中小企業調整委員会とする。

3 中央中小企業調整委員会は中小企業者に置き、地方中小企業調整

委員会は都道府県が設けるものと
する。

第六十三条 中小企業調整委員会が
あつせんし、調停し、又は裁定す
る紛争は、おむね次に掲げるも
のとする。

一 組合を直接又は間接に構成す
る者と取引関係がある大規模の
事業者と組合との間における取
引条件に関する団体協約を締結
するための交渉に關し生じた紛
争

二 組合が調整事業又は総合調整
事業に關する事項について団体
協約を締結するための交渉に關
し相手方との間に生じた紛争

三 製造業者又は卸売業者がその
製造又は卸売に係る物品につい
て行なう一般消費者に対する販
売事業に關し、その製造業者又
は卸売業者とその物品と同種の
物品について小売業を営む中小
企業者との間に生じた紛争

四 前号に掲げるもののほか、小
売業を営む中小企業者以外の者
が行なう一般消費者に対する販
売事業に關しその者と小売業を
営む中小企業者との間に生じた
紛争

第九章 調査及び計画並びに年
次報告

次報告

第六十四条 政府は、中小企業者の
事業の実態を明らかにするため、
総合的な調査を実施しなければ
ならない。

(基本計画)

第六十五条 政府は、中小企業審議
会の意見をきいて、次の各号に掲

げる事項について基本計画を定
め、これを国会に報告しなければ
ならない。

一 中小企業者の組織に關する事
項

二 中小企業者の事業経営の近代
化に關する事項

三 産業別振興政策に關する事項

四 勤労事業者に対する政策に關
する事項

五 金融税制政策に關する事項

六 労働福祉及び社会保障政策に
關する事項

七 その他中小企業者の事業に關
し特に必要な事項

2 政府は、前項の基本計画を定め
る基礎となつた事情が著しく變更
したときは、中小企業審議会の意
見をきいてその基本計画を變更
し、これを国会に報告しなければ
ならない。

(実施計画)

第六十六条 政府は、毎年、中小企
業審議会の意見をきいて、基本計
画の実施を図るため必要な実施計
画を定め、これを国会に報告しな
ければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場
合に準用する。

(年次報告)

第六十七条 政府は、毎年、国会に
對し、中小企業者の事業の実態及
びその動向並びに政府が中小企業
者のために講じた施策に關し報告
しなければならない。

2 前項の報告には、中小企業審議
会から内閣総理大臣又は関係各大
臣に對してなされた建議について
その内容の要旨及びこれに對して

講じた措置の概要の報告が含まれ
ていなければならない。

第十章 中小企業審議會

(設置)

第六十八条 総理府に、附屬機關と
して、中小企業審議會（以下「審
議會」という。）を置く。

(権限)

第六十九条 審議會は、法律の規定
によりその権限に属せられた事
項をつかさどるほか、内閣総理大
臣又は関係各大臣の諮問に應じ
て、この法律の施行に關する重要
事項を調査審議し、及びこの法律
の施行に關する重要事項について
必要と認める事項を内閣総理大臣
又は関係各大臣に建議することが
できる。

(組織)

第七十条 審議會は、委員三十五人
以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、
内閣総理大臣が任命する。

一 中小企業者を代表する者

十二人以内

二 大規模の事業者を代表する者

六人以内

三 労働者を代表する者

五人以内

四 消費者を代表する者

五人以内

五 学識経験のある者

七人以内

第七十一条 審議會に会長を置き、
委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議會
を代表する。

第七十二条 専門の事項を調査させ
るため、審議會に、専門委員を置

くことができる。

2 専門委員は、関係行政機關の職
員及び学識経験のある者のうちか
ら内閣総理大臣が任命する。

(任期)

第七十三条 会長及び委員の任期
は、二年とする。

(勤務)

第七十四条 会長、委員及び専門委
員は、非常勤とする。

(部会)

第七十五条 審議會に、部会を置く
ことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指
名する委員がこれに当たる。

3 部会に属すべき委員は、会長が
指名する。

4 審議會は、その定めるところに
より、部会の決議をもつて審議會
の決議とすることができ。

(資料提出等の要求)

第七十六条 審議會は、その所掌事
務を遂行するため必要があると認
めるときは、関係行政機関及び地
方公共団体の長に對し、資料の提
出、意見の開陳、説明その他必要
な協力を求めることができる。

中小企業審議會
中小企業基本法（昭和三十八年法律第
一〇号）その
他の法律の規定によりその権限に属せしめられた事
項を行なうこと。

(庶務)

第七十七条 審議會の庶務は、中小
企業大臣官房において処理するも
のとする。

(政令委任)

第七十八条 この章に定めるものの
ほか、審議會の組織及び運営その
他審議會に關し必要な事項は、政
令で定める。

第十一章 補則

(諸事項実施のための立法措置)

第七十九条 この法律に掲げる諸条
項を実施するために必要がある場
合には、適当な法令が制定されな
ければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算
して六月を超えない範囲内におい
て政令で定める日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法（昭和二十四年法
律第二十号）の一部を次のよ
うに改正する。

第十五条第一項の表中輸出會議の
項の次に次のように加える。

第二章 組合

第一節 通則（第七條―第十四
條）

第二節 事業

第一款 通則（第十五條―第
二十三條）

第二款 共同經濟事業（二十
四條―第三十五條）

第三款 共同經濟事業（二十
四條―第三十五條）

第四款 共同經濟事業（二十
四條―第三十五條）

第五款 共同經濟事業（二十
四條―第三十五條）

第六款 共同經濟事業（二十
四條―第三十五條）

第七款 共同經濟事業（二十
四條―第三十五條）

第八款 共同經濟事業（二十
四條―第三十五條）

目次
第一章 總則（第一條―第六條）

第二章 中小企業組織法案

第三章 中小企業組織職法

第四章 中小企業組織職法

第五章 中小企業組織職法

第六章 中小企業組織職法

第七章 中小企業組織職法

第八章 中小企業組織職法

本法案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平
年度約一千万円の見込みである。

中小企業組織職法

中小企業組織職法

中小企業組織職法

中小企業組織職法

中小企業組織職法

中小企業組織職法

中小企業組織職法

第三款 調整事業（第三十六
条—第四十八条）

第四款 団体協約（第四十九
条—第五十七条）

第三節 組合員及び会員（第五
十八条—第七十一条）

第四節 設立（第七十二条—第
八十一条）

第五節 管理（第八十二条—第
百九十九条）

第六節 解散及び清算（第二百
十条—第二百二十八条）

第七節 事業活動の規制に關す
る命令等（第二百二十九条—第
百三十八条）

第三章 中央会

第一節 通則（第三百九条・
第四百十条）

第二節 事業（第四百十一条・
第四百十二条）

第三節 会員（第四百十三条—
第四百四十七条）

第四節 設立（第四百四十八条—
第四百五十一条）

第五節 管理（第四百五十二条—
第四百六十一条）

第六節 解散及び清算（第四百
六十二条—第四百六十七条）

第四章 助成（第四百六十八条—第
百七十一条）

第五章 雑則（第四百七十二條—第
百九十条）

第六章 罰則（第四百九十一条—第
二百七条）

附則

第一章 總 則

（趣旨）

第一条 この法律は、中小企業基本
法（昭和三十八年法律第 号）

の精神にのっとり、中小企業者の
組織について定めるものとする。
（中小企業等協同組合等の種類）

第二条 この法律による中小企業等
協同組合は、中小企業基本法第十
一条に規定する中小企業等協同組
合をいうものであって、その種類
は、次のとおりである。

一 事業協同組合

二 労働事業協同組合

三 下請協同組合

四 商店街協同組合

五 環境衛生協同組合

六 共済協同組合

七 信用協同組合

八 企業協同組合

九 協同組合連合会

2 この法律による中小企業団体中
央会は、中小企業基本法第十一条
に規定する中小企業団体中央会を
いうものであって、その種類は次
のとおりである。

一 都道府県中小企業団体中央会

二 全国中小企業団体中央会
（定義）

第三条 この法律において、次の各
号に掲げる用語の意義は、それぞ
れ当該各号に定めるところによ
る。

一 中小企業者 中小企業基本法
第九条第一項に規定する中小企
業者をいう。

二 労働事業者 中小企業基本法
第九条第二項に規定する労働事
業者をいう。

三 資格事業 中小企業等協同組
合の組合員（協同組合連合会に
あつては、会員たる中小企業等
協同組合の組合員）の資格とし

て当該中小企業等協同組合の定
款で定められる事業をいう。

（人格及び住所）

第四条 中小企業等協同組合（以下
「組合」という。）及び中小企業団
体中央会（以下「中央会」という。）
は、法人とする。

2 組合及び中央会の住所は、その
主たる事務所の所在地にあるもの
とする。

（基準及び原則）

第五条 組合及び中央会は、この法
律に別段の定めのある場合のほか、
中小企業基本法第十条第一項
に規定する要件を備えなければなら
ない。

2 組合及び中央会は、その運営に
当たつては、中小企業基本法第十
条第二項に規定する事項を守らな
ければならない。

（登記）

第六条 組合及び中央会は、政令で
定めるところにより、登記しなけ
ればならない。

2 前項の規定により登記しなけれ
ばならない事項は、登記の後でな
ければ、これをもって第三者に対
抗することができない。

第二章 組 合

第一節 通 則

（名称）

第七条 組合は、その名称中に、次
の文字を用いなければならない。

一 事業協同組合にあつては、協
同組合

二 労働事業協同組合にあつて
は、労働事業協同組合

三 下請協同組合にあつては、下
請協同組合

四 商店街協同組合にあつては、
商店街協同組合

五 環境衛生協同組合にあつて
は、環境衛生協同組合

六 共済協同組合にあつては、共
済協同組合

七 信用協同組合にあつては、信
用協同組合又は信用組合

八 企業協同組合にあつては、企
業協同組合

九 協同組合連合会にあつては、
その種類に従い、協同組合、勤
労事業協同組合、下請協同組合、
商店街協同組合、環境衛生協同
組合、共済協同組合、信用協同
組合又は企業協同組合のうちの
一を冠する連合会

2 この法律によつて設立された組
合又は他の法律によつて設立され
た協同組合若しくはその連合会以
外の者は、その名称中に、事業協
同組合、労働事業協同組合、下請
協同組合、商店街協同組合、環境
衛生協同組合、共済協同組合、信
用協同組合、企業協同組合又は協
同組合連合会であることを示す文
字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法
（明治三十二年法律第四十八号）第
十九条から第二十一条（商号）の
規定を準用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律との関係）

第八条 次の各号に掲げる組合は、
私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律（昭和二十二年法
律第五十四号。以下「私的独占禁
止法」という。）の適用について
は、同法第二十四条第一号に掲げ

る要件を備える組合とみなす。

一 事業協同組合、下請協同組
合、商店街協同組合、環境衛生
協同組合、共済協同組合又は信
用協同組合であつて、その組合
員たる事業者が中小企業者であ
るもの

二 労働事業協同組合

三 前二号に掲げる組合をもつて
組織する協同組合連合会
（地区）

第九条 第十六条各号に掲げる調整
事業の全部又は一部を行なう事業
協同組合又は環境衛生協同組合の
地区は、それぞれ、その資格事業
の種類、全部又は一部が同一であ
り、かつ、その同一である資格事
業に係る同条各号に掲げる調整事
業の全部又は一部を行なう他の事
業協同組合又は環境衛生協同組合
の地区と重複するものであつては
ならない。

2 第十六条各号に掲げる調整事業
の全部又は一部を行なう下請協同
組合の地区は、次の各号の一に掲
げる場合を除き、その資格事業の
種類の全部又は一部が同一であり、
かつ、その同一である資格事業
に係る同条各号に掲げる事業の
全部又は一部を行なう他の下請協
同組合の地区と重複するものであ
つてはならない。

一 第十四条第三項第一号に掲げ
る一の下請協同組合の地区と当
該下請協同組合の組合員の資格
として定款で定める親事業者
（下請代金支払遅延等防止法（昭
和三十一年法律第二十号）第
二条第三項に規定する親事業者

をいう。以下同じ。と異なる

親事業者を組合員資格として定
款で定める第十四条第三項第一
号に掲げる他の下請協同組合の
地区とが重複する場合

二 第十四条第三項第一号に掲げ
る下請協同組合の地区と同項第
二号に掲げる下請協同組合の地
区とが重複する場合

第十條 商店街協同組合の地区は、
他の商店街協同組合の地区と重複
するものであつてはならない。

第十一條 共済協同組合の地区は、
一又は二以上の都道府県の区域に
よる。ただし、定款で定める一の
業種に属する事業を行なう中小企
業者を組合員の資格とするものに
あつては、全国の区域による。

2 一又は二以上の都道府県の区域
を地区とする共済協同組合の地区
は、一又は二以上の都道府県の区
域を地区とする他の共済協同組合
の地区と重複するものであつては
ならない。

第十二條 第二十二條第一項の総合
調整事業を行なう協同組合連合会
であつて政令で定める割合に相当
する数以上の事業協同組合で組織
するものの地区は、全国の区域に
よる。ただし、商業又はサービス
業に属する事業のみを資格事業と
するものの地区は、一又は二以上
の都道府県の区域によることので
きる。

2 第二十二條第一項の総合調整事
業を行なう協同組合連合会であつ
て、政令で定める割合に相当する
数以上の下請協同組合、商店街協
同組合、環境衛生協同組合又は信

用協同組合のいずれかで組織する
ものの地区は、一若しくは二以上
の都道府県の区域（政令で定める
割合に相当する数以上の信用協同
組合で組織する協同組合連合会に
あつては、二以上の都道府県の区
域）又は全国の区域による。

第十三條 前条第一項又は第二項に
規定する協同組合連合会の地区
は、それぞれ、資格事業の種類
の全部又は一部が同一であり、か
つ、その同一である資格事業に係
る第二十二條第一項の総合調整事
業の全部又は一部を行なう他の前
条第一項又は第二項に規定する協
同組合連合会であつて同種類のも
の地区と重複するものであつて
はならない。

2 第二十一條第一項第四号に掲げ
る事業を行なう協同組合連合会の
地区は、全国の区域によるものと
し、当該協同組合連合会は、全国
を通じて一個とする。

3 第二十二條第二項に規定する協
同組合連合会であつて第十六條第
二号ニ又はホに掲げる調整事業を
行なうものの区域は、他の第二十
二條第二項に規定する協同組合連
合会であつて第十六條第二号ニ又
はホに掲げる調整事業を行なうも
のの地区と重複するものであつて
はならない。

第十四條 事業協同組合の組合員た
る資格を有する者は、その地区内
において資格事業を行なう中小企
業者及び、第十六條各号に掲げる
調整事業を行なうため必要がある
場合において定款で定めるとき

は、中小企業者以外の者で、その
地区内において資格事業を行なう
ものとする。

2 勤労事業協同組合の組合員たる
資格を有する者は、その地区内
において資格事業を行なう勤労事業
者とする。

3 下請協同組合の組合員たる資格
を有する者は、次の各号に掲げる
ものとする。

一 特定の事業者を共通の親事業
者とする下請事業者（下請代金
支払遅延等防止法第二条第四
項に規定する下請事業者をい
う。以下同じ。）で組織する下
請協同組合にあつては、当該親
事業者をその親事業者としてそ
の地区内において資格事業を行
なう下請事業者及び、第十六條
各号に掲げる調整事業を行なう
ため必要がある場合において定
款で定めるときは、下請事業者
以外の者で、当該親事業者から
製造委託又は修理委託を受けて
資格事業を行なうもの

二 特定の地区に工場又は事業場
を有する下請事業者で組織する
下請協同組合にあつては、その
地区内において資格事業を行な
う下請事業者及び、第十六條各
号に掲げる調整事業を行なうた
め必要がある場合において定款
で定めるときは、下請事業者以
外の者で、その地区内において
他の事業者から製造委託又は修
理委託を受けて資格事業を行な
うもの

4 商店街協同組合の組合員たる資
格を有する者は、その地区内にお
いて小売業又はサービス業に属す
る事業を行なう中小企業者及び、
定款で定めるときは、これらの者
以外の者で、その地区内において
事業を行なうものとする。

5 環境衛生協同組合の組合員たる
資格を有する者は、その地区内
において環境衛生関係の業種に属
する事業のうち政令で定めるもの
を行なう中小企業者で定款で定め
るもの及び、第十六條各号に掲げ
る調整事業を行なうため必要がある
場合において定款で定めるとき
は、中小企業者以外の者で、その
地区内において当該政令で定める
事業を行なうものとする。

6 共済協同組合の組合員たる資格
を有する者は、その地区内にお
いて店舗、事務所又は事業所を有
する中小企業者（その者が法人で
ある場合にあつては、役員を含む）
及びその従業員とし、全国の区域
をその地区とする共済協同組合に
あつては、中小企業者のうち定款
で定める一の業種に属する事業を
行なうもの（その者が法人である
場合にあつては、役員を含む）
及びその従業員とする。

7 信用協同組合の組合員たる資格
を有する者は、その地区内にお
いて事業を行なう中小企業者、そ
の地区内に住所若しくは居所を有
する者又はその地区内において勤
労に従事する者であつて定款で定
めるものとする。

8 企業協同組合の組合員たる資格
を有する者は、定款で定める個人
とする。

を有する者は、協同組合連合会の
地区の全部若しくは一部の区域を
地区としてこの法律に基づいて設
立された組合（企業協同組合に
あつては、協同組合連合会の地区
内に店舗、事務所又は事業所を有
するものに限る。）又は他の法律
に基づいて設立された協同組合で
あつて、定款で定めるときとする。

第二節 事業

第一款 通則

第十五條 事業協同組合、勤労事業
協同組合、下請協同組合、商店街
協同組合、及び環境衛生協同組合
は、次の各号に掲げる事業を行な
うことができる。

一 生産、加工、修理、販売、購
買、役務の提供、保管、運送、
検査その他組合員の事業に関す
る共同施設

二 組合員に対する事業資金の貸
付け（手形の割引を含む。）及び
組合員のためにするその借入れ
三 金融機関に対して組合員が負
担する債務の保証又はその金融
機関の委託によるその債権の取
立て

四 組合員のためにする試験研究
五 組合員の福利厚生に関する施
設

六 組合員の雇用する労働者の集
団的雇入れ及びその労働者に係
る労働時間、宿舍等の労働条件
の改善に関する事業

七 組合員の事業に関する営業及
び技術の改善向上又は組合事業
に関する知識の普及を図るため
の教育及び情報の提供に関する

施設

八 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2 事業協同組合、下請協同組合及び商店街協同組合は、前項の事業のほか、組合員の事業の用に供するための団地の造成及びこれに附帯する事業を行なうことができる。

3 事業協同組合及び商店街協同組合は前二項の事業のほか、商品券の発行及び割賦購入あつせん並びにこれらの事業に附帯する事業を行なうことができる。

4 商店街協同組合は、前三項の事業のほか、組合員及び一般消費者の利便を図るため、街灯、アーケード、駐車場等の共同施設及びこれらの事業に附帯する事業を行なうことができる。

(事業協同組合等の調整事業)

第十六条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、前条の事業のほか、第一号に掲げる事業及びこれに附帯する事業(以下「安定事業」という。)又は第二号に掲げる事業及びこれに附帯する事業(以下「合理化事業」という。)(以下「調整事業」と総称する。)を行なうことができる。

一 その組合の地区内において資格事業を行なう中小企業者の競争が正常の程度をこえて行なわれているため、その中小企業者の事業活動に関する取引の円滑な運行が阻害され、その相当部分の経営が著しく不安定となっており、又はなるおそれがある

場合における次に掲げる制限

イ 組合員が生産(加工を含む。以下この条において同じ。)をする資格事業に係る物の種類、生産、出荷その他の取扱いの数量若しくは販売若しくは引渡しの方法に関する制限、その物の生産の設備に関する制限又はその物の原材料の購買若しくは引取りの数量若しくは方法に関する制限

ロ 組合員が生産をする資格事業に係る物の販売価格若しくは加工賃の制限又はその物の原材料の購買価格の制限

ハ 組合員が販売をする資格事業に係る物の種類若しくは販売の数量若しくは方法に関する制限、その物の販売のための設備の制限又はその物の購買の数量若しくは方法に関する制限

ニ 組合員が販売をする資格事業に係る物の販売価格又は購買価格の制限

ホ 組合員が提供をする資格事業に係る役務(修理を含む。以下この条において同じ。)の種類若しくは提供の数量若しくは方法に関する制限、役務に係る資材の購買の方法に関する制限又は役務の提供のための設備の制限又は役務の提供価格の制限又は役務に係る資材の購買価格に関する制限

二 技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他経営の合理化を遂行するため特に必要がある場合における次に掲げる制限。ただし、制限に係る物、その物の原材料、役務又は役務に係る資材の数量又は価格若しくは加工賃に不当に影響を与えるものを除く。

イ 組合員が生産をする資格事業に係る物の生産の技術に関する制限、その物の種類に関する制限、その物の種類別の生産数量に関する制限(その物の種類に関する制限を実施することが若しく困難である場合においてするものに限る。)

ロ 組合員が販売をする資格事業に係る物の種類に関する制限、その物の購買の方法に関する制限、その物の購買の方法に関する制限又はその物の販売の方法に関する制限

ハ 組合員が提供をする資格事業に係る役務の種類に関する制限、役務の提供の方法に関する制限、役務に係る資材の種類に関する制限又は役務に係る資材の購買の方法に関する制限

ニ 組合員が資格事業に関し行なう広告、宣伝その他の事業活動の促進のための行為に関する制限

ホ 組合員が行なう資格事業に係る休日又は営業若しくは就業の時間に関する制限

(事業協同組合等の団体協約の締結に関する事業)

第十七条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、前二条の事業のほか、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。

一 組合員の経済的地位の改善に関する団体協約の締結

二 組合員が雇用する労働者の労働条件その他に関する労働協約の締結

三 前各号に掲げる事業に附帯する事業

(共済協同組合の事業)

第十八条 共済協同組合は、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

一 組合員のために火災、風水害、地震、盗難、交通事故又は爆発その他の事故によりその財産に生ずることのある損害をうめるための共済事業

二 前号に掲げる事業に附帯する事業

2 共済協同組合は、前項各号に掲げる事業のほか、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。

一 組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者のために火災、風水害、地震、盗難、交通事故又は爆発その他の事故によりその財産に生ずることのある損害をうめるための共済事業

二 組合員の福利厚生に関する施設

三 共済事業に関する知識の普及を図るための調査研究及び情報提供に関する施設

四 前各号に掲げる事業に附帯する事業

(信用協同組合の事業)

る事業

第十九条 信用協同組合は、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

一 組合員に対する資金の貸付け

二 組合員のためにする手形の割引

三 組合員の預金又は定期積金の受入れ

四 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2 信用協同組合は、前項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行なうことができる。

一 金融機関の業務の代理

二 前号の規定により貸付けの業務の代理をする場合において、その貸付けによつて生ずる債務の保証

三 組合員に対する有価証券の貸付け

四、国、地方公共団体その他営利を目的とし法人の預金の受け入れ

五 組合員と生計を一にする配偶者その他の親族の預金又は定期積金の受入れ

六 前号に掲げる者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付け

七 組合員のためにする内国為替取引

八 組合員のためにする有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱

十 前各号に掲げる事業に附帯する事業

3 信用協同組合は、前項第七号に掲げる事業を行なうとするとときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 信用協同組合は、第二項第八号に掲げる事業に關しては、商法第七十五條第二項第十号、第七百七十八條及び第七百八十九條（同法第二百八十條の十四においてこれらの規定を準用する場合を含む。）（払込取扱銀行等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第七百八十七條第二項第十号及び第七百八十九條第六号（払込取扱銀行等の証明書）の規定の適用については、これらの規定にいう銀行とみなす。

（企業協同組合の事業）
第二十條 企業協同組合は、商業、工業、飲業、運送業、サービス業その他の事業を行なうものとす。

（協同組合連合会の事業）
第二十一條 協同組合連合会は、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。

一 会員の預金又は定期積金の受入れ
二 会員に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び会員のためにするその借入れ
三 金融機關に対して会員が負担する債務の保証又はその金融機關の委任によるその債權の取立て

四 会員が共済事業を行なうことによつて負う共済責任の再共済

五 生産、加工、修理、販売、購買、役務の提供、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所屬員」という。）の事業に關する共同施設

六 所屬員の事業の用に供するための団地の造成
七 所屬員のためにする試験研究
八 所屬員の福利厚生に關する施設

九 所屬員の雇用する労働者の集體的雇入れ及びその労働者に係る労働時間、宿舍等の労働条件の改善に關する事業
十 所屬員の事業に關する経営及び技術の改善向上又は組合事業に關する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に關する施設

十一 会員たる組合の事業についての指導及び連絡
十二 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2 前項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号、第十号及び第十一号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業のほか、他の事業を行なうことができる。

3 第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号、第四号、第十号及び第十一号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業のほか、他の事業を行なうことができる。

4 第一項第一号に掲げる事業を行

なう協同組合連合会については、第十九條第二項第一号から第四号まで、第七号及び第九号の規定を準用する。

5 協同組合連合会であつて、政令で定める割合に相當する数以上の事業協同組合又は商店街協同組合のいづれかで組織するものについては、第十五條第三項の規定を準用する。

第二十二條 協同組合連合会は、前條の事業のほか、会員が行なう調整事業についての総合調整及びこれに附帯する事業（以下「総合調整事業」という。）を行なうことができる。

2 前條第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会であつて、政令で定める割合に相當する数以上の信用協同組合で組織するものであり、かつ、都道府県の区域をその地区とするものは、同條の事業のほか、第十六條第二号三又はホに掲げる事業及びこれらに附帯する事業を行なうことができる。

第二十三條 協同組合連合会は、前二條の事業のほか、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。

一 所屬員の經濟的地位の改善のためにする団体協約の締結
二 所屬員が雇用する労働者の労働条件その他に關する労働協約の締結

三 前各号に掲げる事業に附帯する事業
第二款 共同經濟事業（事業協同組合等の行なう共済事業の制限）

第二十四條 事業協同組合、勤勞事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、第十五條第一項第五号に掲げる事業として締結する火災、風水害、地震、盜難、交通事故又は爆発その他の事故により当該組合員の財産に生ずることのある損害をうめるための共済契約において、共済契約者一人につき共済金額の總額を三十万円をこえるものと定めてはならない。

（員外利用）
第二十五條 事業協同組合、勤勞事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合が、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。

ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分益の總額は、その事業年度における組合員の利用分益の總額の百分の二十をこえてはならない。

（倉庫証券）
第二十六條 保管事業を行なう事業協同組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉庫証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた事業協同組合は、組合員たる寄託者の請求により、寄託物の倉庫証券を交付しなければならない。

3 第一項の倉庫証券については、商法第六百二十七條第二項（預証券に關する規定の準用）及び第六百二十八條（倉庫証券による買入れ）の規定を準用する。

4 第一項の場合については、倉庫

業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第六條第二項、第八條第二項、第十二條、第二十二條及び第二十七條（監督）の規定を準用する。この場合において、同法第十二條中「第五條第四号の基準」とあるのは主務省令で定める基準」と読み替へるものとする。

第二十七條 前條第一項の許可を受けた事業協同組合の作成する倉庫証券には、その事業協同組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならない。

第二十八條 事業協同組合が倉庫証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができ、ただし、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限り、

第二十九條 事業協同組合が倉庫証券を発行した場合については、商法第六百六十六條から第六百九十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條まで（寄託者又は証券の所持人の權利及び倉庫營業者の責任）の規定を準用する。

（商品券）
第三十條 事業協同組合又は商店街協同組合が第十五條第三項の規定により商品券を発行したときは、組合員は、これに対してその取扱商品につき引換の義務を負う。

2 事業協同組合又は商店街協同組合が商品券を発行した場合において、その組合員が商品券の引換えをすることができないとき、又は

その引換えを停止したときは、その事業協同組合又は商店街協同組合は、商品券の所有者に対し、券面に表示した金額を限度として、弁済の責めを負う。

3 商品券を発行した事業協同組合又は商店街協同組合が自ら商品券を販売する場合においては、前二項中「組合員」とあるのは、「事業協同組合又は商店街協同組合及び組合員」と読み替えるものとす。

（共済金額の制限）

第三十一条 共済協同組合は、危険を同一にする共済目的についての共済金額の総額が当該共済契約を締結する事業年度の直前の事業年度終了の日における次の各号に掲げる額の合計額（当該事業年度終了の日において決算上の損失の金額があるときは、その金額を控除した金額）の百分の十五に相当する金額をこえる共済契約を締結することができない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 出資総額

第二百六十六条第一項の規定により積み立てた準備金の額

三 第三百六十六条第五項に規定する責任準備金のうち主務省令で定める金額

四 任意積立金の額

五 地方公共団体又は金融機関が当該共済協同組合のために支払を保証した金額

（共済の目的の譲渡等）

第三十二条 共済契約の共済の目的

が譲渡された場合においては、譲受人は、共済協同組合の承諾を得て、その目的に關し譲渡人が有する共済契約上の権利義務を承継することができる。この場合において、当該目的がその譲渡により共済協同組合の組合員、組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者（以下「組合員等」という。）の財産でなくなったときは、当該目的は、当該共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第十八条の規定を適用する。

「大蔵省」とあるのは「主務大臣」と、同法第十八条第一項中「その役員若しくは使用人又は同項の規定により登録された損害保険代理店に対する場合」とあるのは「その共済協同組合の役員又はその共済協同組合の役員若しくは職員に対する場合」と読み替えるものとする。

第三十四条 企業協同組合の組合員の三分の二以上は、企業協同組合の行なう事業に従事しなければならない。

第三十五条 協同組合連合会（第二十一条第一項第一号又は第四号に掲げる事業を行なうものを除く。）

2 前項の規定は、死亡又は合併により共済の目的が承継された場合について準用する。

3 組合員等が組合員等でなくなった場合（前項に規定する場合を除く。）において、その際締結されていた共済契約の目的のうち、その組合員等でなくなったことにより組合員等の財産でなくなった財産があるときは、当該財産は、当該財産に係る共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第十八条の規定を適用する。

3 企業協同組合の組合員は、総会の承認を得なければ、自己又は第三者のために企業協同組合の行なう事業の部類に属する取引をしてはならない。

3 主務大臣は、前条の認可に係る処分をする場合において、その認可の申請に係る事業協同組合等の資格事項について第十六条第一号に掲げる事項が生じているかどうかを判断するに当たっては、中小企業審議会に諮問して定める基準に従わなければならない。

第三十三条 商法第三編第十章第一節第一款（第六百五十条第一項及び第六百六十四条を除く。）（損害保険の総則）及び第二款（火災保険）の規定は、共済協同組合が締結する共済契約について準用する。

4 組合員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、企業協同組合は、総会の議決により、これをもって企業協同組合のためにしたものとみなすことができる。

3 主務大臣が第三十六条の認可の申請に關し、事業協同組合等に報告を求め、又は関係行政機関に照会を求めたときは、その日から主務大臣がその報告又は照会に対する回答を受理するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。この場合において、主務大臣は、関係行政機関に照会を求めたときは、遅滞なく、その旨をその事業協同組合等に通知しなければならない。

3 主務大臣は、前条の認可に係る処分をする場合において、その認可の申請に係る事業協同組合等の資格事項について第十六条第一号に掲げる事項が生じているかどうかを判断するに当たっては、中小企業審議会に諮問して定める基準に従わなければならない。

第三十五条 協同組合連合会（第二十一条第一項第一号又は第四号に掲げる事業を行なうものを除く。）

第三十六条 事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合又は環境衛生協同組合（以下「事業協同組合等」という。）であつて中小企業者以外の者が加入できることとなつてゐるものは、調整事業を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定めた規程（以下「調整規程」という。）を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第三十七条 主務大臣は、前条の認可の申請に係る調整規程が次の各号（合理化事業に係る調整規程については、第二号及び第三号）に適合すると認めるときでなければ、同条の認可をしてはならない。

3 主務大臣が第三十六条の認可の申請に關し、事業協同組合等に報告を求め、又は関係行政機関に照会を求めたときは、その日から主務大臣がその報告又は照会に対する回答を受理するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。この場合において、主務大臣は、関係行政機関に照会を求めたときは、遅滞なく、その旨をその事業協同組合等に通知しなければならない。

い。

(調整規程の変更命令及び認可の取消し)

第三十九条 主務大臣は、調整規程の内容が第三十七条第一項各号(合理化事業に係る調整規程については、同項第二号及び第三号、以下第七十三条第四項において同じ。)に適合するものでなくなつたと認めるときは、その事業協同組合等に対し、その調整規程を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならぬ。

(調整規程の届出)

第四十条 事業協同組合等であつて中小企業者のみが加入できることとなつてゐるもの及び勤労事業協同組合は、調整事業を実施しようとするときは、調整規程を設定し、主務大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

(調整規程の廃止の届出)

第四十一条 事業協同組合等及び勤労事業協同組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

(調整規程の設定等の議決)

第四十二条 調整規程の設定、変更及び廃止は、総会の議決を経なければならぬ。

2 前項の議決は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもってしなければならない。

3 調整規程の設定は、第一項の規程にかかわらず、創立総会の議決によつてすることができる。

(過怠金)

第四十三条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合は、調整規程で定めるところにより、調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することが出来る。

(監査員)

第四十四条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施に関する監査を行なうため、監査員を置くことができる。

(従業員に対する配慮)

第四十五条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員は、調整規程に従ひその事業活動を制限するに当たつては、その従業員に不利益を及ぼすことがないように努めなければならない。

第四十六条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員は、調整規程の実施によりその従業員が離職するに至つた場合においては、その後の従業員の雇入れについてその離職した者に優先権を与えるように努めなければならない。

(総合調整規程の認可等)

第四十七条 総合調整事業を行なう協同組合連合会であつて第三十六条の規程の適用を受けるべき事業協同組合等が加入できることとなつてゐるものは、総合調整事業を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定めた規程(以下「総合調整規程」という。)を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 会員たる組合が行なう第十六

条第一号又は第二号に掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行なう期間の総合調整

二 前号に掲げる制限を実施するための検査の方法の総合調整

三 手数料及び過怠金に関する事項の総合調整

第四十条の規定の適用を受けるべき事業協同組合等又は勤労事業協同組合のみが加入できることとなつてゐる協同組合連合会が行なう総合調整事業については、同条の規定を準用する。この場合において、同条中「調整規程」とあるのは、「総合調整規程」と読み替へるものとする。

3 第二十二條第二項の協同組合連合会が行なう調整事業については、第三十六条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十六条までの規定を準用する。

(準用)

第四十八条 協同組合連合会が行なう総合調整事業については、第三十七條から第三十九條まで及び第四十一條から第四十四條までの規定を準用する。

第四款 団体協約

第四十九条 第十七條第一号又は第二十三條第一号に掲げる団体協約は、組合員又は所屬員のためにする取引条件に関するもの、組合員又は会員ののためにする調整事業又は総合調整事業に関するものその他組合員又は所屬員の経済的地位の改善に関するものとする。

(団体協約の効力)

第五十条 第十七條第一号に掲げる

団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同号に掲げる団体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

2 第十七條第一号に掲げる団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

3 組合員の締結する契約であつて、その内容が第十七條第一号に掲げる団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

(団体交渉の応諾)

第五十一条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員と取引関係がある事業者(中小企業者(組合を除く。))は、その取引条件について事業協同組合等又は勤労事業協同組合の代表者(これらの組合が会員となつてゐる協同組合連合会の代表者を含む。)が政令で定めるところにより第十七條第一号に掲げる団体協約を締結するため交渉したい旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、事業協同組合等又は勤労事業協同組合の代表者(これらの組合が会員となつてゐる協同組合連合会の代表者を含む。)が政令で定めるところにより、調整規程又はその案を示してその調整規程による調整事業に關し第十七條第一号に掲げる団体協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たとき

は、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

一 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員と資格事業に關し取引関係にある事業者であつて、中小企業者(組合を除く。))以外のもの

二 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員と資格事業に關し取引関係にある事業者をもつて組織する組合、輸出組合若しくは輸入組合又は他の法律によつて設立された協同組合若しくはこれに類する団体で政令で定めるもの

三 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員たる資格を有する者であつて、中小企業者(組合を除く。))以外のもの

四 地区内において資格事業を行なう事業者(農業協同組合、水産業協同組合、消費生活協同組合及びこれに類する団体で政令で定めるもの並びに資格事業を営む者を除く。)であつて、事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員たる資格を有しないもの(政令で定める者に限る。)

事業協同組合等又は勤労事業協同組合の代表者は、調整規程が設定又は変更される前にその案に係る調整事業に關し、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る団体協約の内容及びその申出の相手方につき総会の承認を得なければならない。

(勧告)

第五十三条 主務大臣は、第五十一条又は前条第一項の規定による申

出は、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

出が行なわれた場合において、その事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員たる中小企業者の経営の安定のため特に必要があると認めるときは、その事業協同組合等若しくは勤労事業協同組合又はその交渉の相手方に対し、団体協約の締結に關し必要な勧告をすることが出来る。

(団体協約の認可)

第五十四条 事業協同組合等であつて中小企業者以外の者が加入できることとなつてゐるものが、その行なう調整事業に關し組合員たる資格を有する者と締結する第十七条第一号に掲げる団体協約は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請に係る団体協約又はその變更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 安定事業に係るものにあつては、第十六条第一号に掲げる事態を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二 合理化事業に係るものにあつては、第十六条第二号に規定する要件に適合すること。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

四 その団体協約又はその變更後の団体協約の定めによりその相手方が遵守すべきこととなる事項が組合員が調整規程の定めにより遵守すべき事項と同一であること。

ること。

3 第一項の団体協約については、第三十八条、第三十九条及び第四十一条の規定を準用する。この場合において、第三十九条中「第三十七條第一項各号（合理化事業に係る調整規程については、同項第二号及び第三号。以下第七十三條第四項において同じ。）」とあるのは、「第五十四條第二項各号」と読み替へるものとする。

(団体協約の届出)

第五十五条 事業協同組合等であつて中小企業者のみが加入できることとなつてゐるもの及び勤労事業協同組合は、その行なう調整事業に關し組合員たる資格を有する者と第十七条第一号に掲げる団体協約を締結したときは、当該団体協約を主務大臣に届け出なければならぬ。これを變更したときも、同様とする。

2 前項の団体協約については、第四十一条の規定を準用する。

(団体協約の一般的拘束力)

第五十六条 一の親事業者と組合との団体協約で定める製造委託又は修理委託に係る取引条件に關する事項については、同種の製造委託又は修理委託がある下請事業者の四分の三以上の数の下請事業者が当該団体協約の適用を受けることとなつたときは、当該組合の組合員（当該組合が協同組合連合会である場合にあつては、その所屬員たる組合員）以外の下請事業者であつて、同種の製造委託又は修理委託について当該親事業者と取引

関係があるものに對しても、当該団体協約が適用されるものとする。

(協同組合連合会の団体協約)

第五十七条 協同組合連合会であつて第五十四条の規定の適用を受ける事業協同組合等が加入できることとなつてゐるもの行なう第二十三條第一号に掲げる団体協約については、第五十条から第五十三条まで及び第五十五条の規定を準用する。この場合において、第五十四条第一項及び第二項第四号並びに第五十五条中「組合員」とあるのは「會員たる組合の組合員」と、第五十二条第一項及び第五十三条中「事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員」とあるのは「協同組合連合会の會員たる組合の組合員」と読み替へるものとする。

第三節 組合員及び會員

(出資)

第五十八条 組合の組合員又は會員（以下「組合員」と総稱する。）は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五（信用協同組合にあつては、百分の十）をこえない。

てはならない。ただし、組合員の数が三人以下の場合には、この限りでない。

4 組合員の責任は、第六十条第一項の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に對抗することができない。

6 企業協同組合の出資総口数の過半数は、当該組合の行なう事業に従事する組合員が保有しなければならない。

(議決権及び選挙権)

第五十九条 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。ただし、総合調整事業に關する事項については、協同組合連合会の會員に對しては、その組合員の数に應じて、政令で定める基準に従ひ、定款で定めるところにより、二個以上の議決権を与えることができる。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第六十三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行なうことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることできない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができる。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

い。

(経費の賦課)

第六十条 組合（共済協同組合及び企業協同組合を除く。）は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に對抗することができない。

(使用料及び手数料)

第六十一条 組合（企業協同組合を除く。）は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

(加入の自由)

第六十二条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(加入)

第六十三条 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込み及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

第六十四条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に對し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、

被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。
2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもって選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(持分の譲渡)

第六十五条 組合員は組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。
2 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。
4 組合員は、持分を共有することができない。
(自由脱退)

第六十六条 組合員は、三月前までに予告し、事業年度の終りにおいて脱退することができ。
2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)
第六十七条 組合員は、次の各号に掲げる理由によって脱退する。
一 組合員たる資格の喪失
二 死亡又は解散
三 除名

四 第六百七十四条、第六百七十六条及び第六百七十七条の規定による公正取引委員会の審決
2 除名は、次の各号に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前ま

で、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。
一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員
二 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員
三 その他定款で定める理由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。
(脱退者の持分の払い戻し)
第六十八条 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終りにおける組合の財産によつて定める。
3 前項の持分を計算するに当たり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

(時効)
第六十九条 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。
(払い戻しの停止)
第七十条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組

合は、持分の払い戻しを停止することができる。
(出資口数の減少)
第七十一条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない理由があると認められるときは、定款で定めるところにより、事業年度の終りにおいて、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合については、第六十八條及び第六十九条の規定を準用する。
第四節 設立
(設立の要件)
第七十二条 調整事業を行なう事業協同組合、下請協同組合及び環境衛生協同組合は、組合員たる資格を有する者の二分の一以上が組合員となるのでなければ、設立することができない。

2 中小企業者（下請協同組合にあつては、下請事業者。以下この項において同じ。）以外の者が加入することができ、事業協同組合、下請協同組合及び環境衛生協同組合は、一定の取引分野における事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれている事業を資格事業とするものであり、その地区内における組合員たる資格を有する者の三分の二以上が中小企業者であり、かつ、総組合員の三分の二以上が中小企業者であるものでなければ、設立することができない。

3 商店街協同組合は、商業又はサービス業に属する事業を営む者の五十人以上が近接してその事業を営む地域であつてその相当部分が商店街を形成しているものをその地区とするのでなければ、設立することができない。
4 商店街協同組合は、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となり、かつ、小売業又はサービス業を営む者の数が総組合員の二分の一以上になるものでなければ、設立することができない。

5 共済協同組合は、千人以上の者が組合員となるのでなければ設立することができない。
6 信用協同組合は、三百人以上の者が組合員となるのでなければ設立することができない。
7 調整事業又は総合調整事業を行なう協同組合連合会は、会員たる資格を有する組合の三分の二以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

(発起人)
第七十三条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合又は企業協同組合を設立するにはその組合員にならうとする四人以上の者が、協同組合連合会を設立するにはその会員にならうとする二以上の組合が発起人となることを要する。
(共済協同組合等の出資の総額)
第七十四条 共済協同組合の出資の総額は、二百万円以上でなければならない。

2 第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の出資の総額は、五百万円以上でなければならない。

第七十五条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。
2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。
3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。
4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。
5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。
6 創立総会については第五十九条、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（総会の延期又は執行の決議）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百四十七条から第二百五十條まで、第二百五十二条及び第二百五十三條（株主総会の決議の取消し又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「中小企業組織法第七十五條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコ

ければならない。
(創立総会)
第七十五条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。
2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。
3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。
4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。
5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。
6 創立総会については第五十九条、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（総会の延期又は執行の決議）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百四十七条から第二百五十條まで、第二百五十二条及び第二百五十三條（株主総会の決議の取消し又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「中小企業組織法第七十五條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコ

トヲ要セズ」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「中小企業組織法第七十五條第五項」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第七十六條 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、前項の書類のほか、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書、責任準備金算出方法書及び常務に従事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。

3 信用協同組合又は第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、第一項の書類のほか、業務の種類及び方法並びに常務に従事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。

4 主務大臣は、前二項に規定する組合以外の組合の設立については、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 第七十二條第一項、第二項、第三項、第四項又は第七項に規

定する要件を備えていないとき。

二 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

5 主務大臣は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 共済協同組合にあつては、第七十二條第五項に規定する要件を備えていないとき。

二 設立の手續又は定款、事業方法書若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

三 共済の目的につき危険の分散が十分に行なわれないとき、及び共済契約の締結の見込みが少なくない認められるとき。

四 事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適當でない認められるとき。

6 主務大臣は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 第七十二條第六項又は第七項に規定する要件を備えていないとき。

二 設立の手續又は定款、事業計画の内容若しくは業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。

三 地区内における金融その他の

経済の事情が事業を行なうのに適切でない認められるとき。

四 常務に従事する役員が金融業務に關して十分な経験及び識見を有する者でない認められるとき。

五 業務の種類及び方法並びに事業計画が経営の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適當でない認められるとき。

7 第一項の認可については、第三十八條の規定を準用する。

第七十七條 発起人は、前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

(出資の第一回の払込み)

第七十八條 理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

2 前項の第一回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。

ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立の後に行ふことを妨げない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用協同組合又は第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会にあつては、理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、

出資の金額の払込みをさせなければならない。

(成立の時期)

第七十九條 組合は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(成立の届出)

第八十條 組合は、成立の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

(商法の準用)

第八十一条 組合の設立については、商法第四百二十八條(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

第五節 管理

第八十二条 組合の定款には、次の各号に掲げる事項(共済協同組合にあつては第八号に掲げる事項を、企業協同組合にあつては第三号及び第八号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所所在地

五 組合員たる資格に関する規定

六 組合員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額及びその払込みの方法

八 経費の分担に関する規定

九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十 準備金の額及びその積立ての方法

十二 事業年度

十三 公告の方法

2 共済協同組合及び第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再共済金額の削減及び共済掛金又は再共済料の追徴に関する事項を記載しなければならない。

3 組合の定款には、前二項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の理由を定めたときはその時期又はその理由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに對して与へる出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名又は名称を記載しなければならない。

(規約)

第八十三条 次の各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 總會又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員)

第八十四条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、總會において選舉する。た

だし、設立当時の役員は、創立総会において選舉する。

4 理事（企業協同組合の理事を除く。以下この項において同じ。）の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならぬ。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならぬ。

5 企業協同組合の役員は、組合員でなければならぬ。ただし、設立当時の役員は、組合員にならうとする者でなければならぬ。

6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならぬ。

7 役員は、無記名投票によつて行なう。

8 投票は、一人につき一票とする。

9 第七項の規定にかかわらず、役員は、出席者中に異議がないときは、指名推薦の方法によつて行なうことができる。

10 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを總會（設立当時の役員は、創立總會）にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

11 一の選舉をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

（役員の変更の届出）

第八十五条 組合は、役員の名義又

は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならぬ。

（役員任期）

第八十六条 役員任期は三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

（理事の責任）

第九十一条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第九十三条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定を準用する。

（定款その他の書類の備付け及び閲覧等）

第九十二条 理事は、定款、規約、調整規程又は組合調整規程並びに總會及び理事の議事録を各事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数、払込金額及びその払込みの年月日

組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を要求することがで

きる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等）

第九十三条 理事は、通常總會の日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常總會に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を要求することができ、この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（会計帳簿等の閲覧等）

第九十四条 組合員は、組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を要求することができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（役員の変更）

第九十五条 組合員は、組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の変更を請求することができるものとし、その請求につき總會において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求

は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは規約若しくは調整規程若しくは組合調整規程の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を總會の議に附し、かつ、總會の会日から七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、總會において弁明する機会を与えなければならない。

5 前項の場合については、第一百一条第二項及び第二百二条の規定を準用する。

（商法等の準用）

第九十六条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴え）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を、理事については、民法第五十五条（代表権の委任）並びに商法第五百四十四条ノ二（取締役の職務）、第二百六十一条から第二百六十二条まで（会社代表）及び第二百七十二条（株主の差止請求権）の規定を、監事については、第九十一条、商法第二百七十四条

(報告を求め調査をなす権限) 及び第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、商法第二百三十九条第五項、第二百四十三條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「中小企業組織法第九十三條第二項」と読み替えるものとする。

(顧問)

第九十七條 組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時、組合の重要事項に關し助言を求めることができ。ただし、顧問は、組合を代表することとできない。

(参事及び会計主任)

第九十八條 組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

2 参事については、商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支配人)の規定を準用する。

第九十九條 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に對し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任

の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に對し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の招集)

第一百條 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第一百一條 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

第一百二條 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が總會招集の手続をしないときは、主務大臣の承認を得て總會を招集することができる。理事の職務を行なう者がない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

(總會招集の手続)

第一百三條 總會の招集は、会の十日前までに、會議の目的たる事項を

示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第一百四條 組合の組合員に對してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(總會の議決事項)

第一百五條 次の各号に掲げる事項は、總會の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 規約の設定、変更又は廃止
 - 三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
 - 四 経費の賦課及び徴収の方法
 - 五 その他定款で定める事項
- 2 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。
- 3 前項の認可については、第七十六條第四項から第七項までの規定を準用する。

(總會の議事)

第一百六條 總會の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、總會において選任する。

3 議長は、組合員として總會の議決に加わる権利を有しない。

4 總會においては、第一百三條の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときはこの限りでない。

(特別の議決)

第一百七條 次の各号に掲げる事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散又は合併
- 三 組合員の除名
- 四 事業の全部の譲渡

(商法の準用)

第一百八條 總會については商法第二百三十一條(總會の招集の決定)、第二百三十九條第五項、第二百四十四條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(總會の延期又は続行の決議)、第二百四十四條(株主總會の議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條(株主總會の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「中小企業組織法第三十三條」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「中小企業組織法第七十七條」と読み替へるものとする。

第九十九條 組合員の総数が二百人をこえる組合(企業協同組合を除く)は、定款で定めるところにより、總會に代わるべき総代会を設けることができる。

(総代会)

2 総代は、定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住所、事業の種類等に應じて公平に選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時にける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人をこえる組合にあっては百人)を下つてはならない。

4 総代の選挙については、第八十四條第七項及び第八項の規定を準用する。

5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 総代会については、總會に關する規定を準用する。この場合において、第五十九條第二項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替へるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く)をし、又は第七十七條第二号若しくは第四号に掲げる事項について議決することができる。

(出資一口の金額の減少)

第一百十條 組合は出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、預金者及び定期預金の積金者以外の知れている債権者

には、各別にこれを催告しなければならぬ。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第百十一条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならぬ。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。

（共済協同組合等の事業方法書等の変更）

第百十二条 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済掛金算出方法書及び責任準備金算出方法書で定めた事項の変更をするには、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可については、第三十八条の規定を準用する。

（信用協同組合等の事業の全部の譲渡）

第百十三条 信用協同組合又は第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会がその事業の全部を譲渡するには、総会の議決を経なければならない。

2 前項に規定する組合がその事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならぬ。

3 前項の公告をしたときは、第一項に規定する組合の貸付金の債務者に対し、民法第四百六十七条の規定による確定日附のある証書をもつてする通知をしたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

4 第一項に規定する組合の事業の全部の譲渡については、第百十条及び第百十一条の規定を準用する。

（共済協同組合等の事業の譲渡の禁止）

第百十四条 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、その事業を譲渡することができない。

（共済協同組合等の余剰金運用の制限）

第百十五条 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、その業務上の余剰金を次の各号に掲げる方法によるほか運用してはならない。ただし、主務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 銀行、相互銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工協同組合連合会若しくは協同組合連合会であつて、業として預金若しくは貯金の受入れをすることができても、のへ預金、貯金又は金銭信託の郵便貯金

三 国債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得（準備金及び繰越金）

第百十六条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎年事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならぬ。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失をうめる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 第十五条第一項第七号又は第二十一条第一項第十号に掲げる事業を行なう組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

5 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

6 前項の責任準備金及び支払準備金に關し必要な事項は、主務省令で定める。

（剰余金の配当）

第百十七条 組合は、損失をうめ、前条第一項の準備金及び同条第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款で定める

とて、組合員が組合の事業を利用した分量に應じ、又は年一割をこえない範囲内において払込済出資額に應じてしなければならない。

3 企業協同組合にあつては、前項の規定にかかわらず、剰余金の配当は、定款で定めるところにより、年一割をこえない範囲内において払込済出資額に應じてし、なお剰余があるときは、組合員が企業協同組合の事業に従事した程度に應じてしなければならない。

第百十八条 組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込みを終るまでは、その組合員に配当する剰余金をその払込みに充てることができる。

（組合の持分取得の禁止）

第百十九条 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第六節 解散及び清算

（解散の理由）

第百二十条 組合は、次の各号に掲げる理由によつて解散する。

一 総会の決議
二 組合の合併
三 組合の破産
四 定款で定める存立時期の満了
又は解散理由の発生
五 第百八十六条第一項又は第二項の規定による解散の命令

一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、第一項各号に掲げる理由のほか、第百八十八条において準用する保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第十二条第一項の規定により認可を取り消されたときは、これによつて解散する。

4 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（合併の手續）

第百二十一条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならぬ。

2 組合の合併については、第百十条及び第百十一条の規定を準用する。

3 合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前項の認可については、第七十六条第四項から第七項までの規定を準用する。

第百二十二条 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第百七条の規定を準用する。

4 第一項の規定による役員を選任については、第八十四条第四項本文及び第五項本文の規定を準用する。

(合併の時期及び効果)

第二百二十三条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によって成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、合併の登記をすることによってその効力を生ずる。

2 合併後存続する組合又は合併によって成立した組合は、合併によって消滅した組合の権利義務(その組合がその行なう事業に関し、主務大臣の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(商法等の準用)

第二百二十四条 組合の合併については、商法第四十条から第六十六条まで及び第八十一条から第八十三条まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法第二百二十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(清算人)

第二百二十五条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会が第八十八条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消しにより解散したときは、前項の規定及び第二百二十八条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、主務大臣が清算人を選任する。

定及び第二百二十八条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、主務大臣が清算人を選任する。

(解散後の共済金額の支払)

第二百二十六条 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、総会の決議、第八十八条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消し又は第二百八十六条第一項若しくは第二項の規定による解散命令により解散したときは、共済金額を支払うべき理由が解散の日から三月以内に生じた共済契約については、共済金額を支払わなければならない。

2 前項の組合は、第二百二十条第一項第四号に掲げる理由により解散したときは、その解散の日から共済契約の期間の末日までの期間に對する共済掛金を払いもどさなければならない。

3 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間に對する共済掛金を払いもどさなければならない。

(財産処分の順序)
第二百二十七条 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の清算人は、次の順序に従って組合の財産を処分しなければならない。

一 一般の債務の弁済
二 共済金額並びに前条第二項及び第三項に規定する共済掛金の

支払
三 残余財産の分配
(商法の準用)
第二百二十八条 組合の解散及び清算については、商法第六十六条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十九条第二項及び第三項、第三百一一条、第四百七条第二項、第四百八条から第四百二十四条まで、第四百二十六条及び第四百二十七条(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二、第三百三十七條、第三百三十八條及び第三百三十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第八十七條から第九十四條まで、第二百一一条第二項及び第二百二條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四條ノ二(取締役の職務、第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴え)、第二百七十二條(株主の差止請求権)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十九條」とあるのは「第二百五十

八条第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「中小企業組織法第二百二十八條ニ於テ準用スル同法第九十三條第二項」と同法第四百七条第二項中「前項」とあるのは「中小企業組織法第二百二十五條」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。

第七節 事業活動の規制に関する命令等

(事業活動の規制に関する命令)

第二百二十九条 主務大臣は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、安定事業を実施している事業協同組合等(第十四条第三項第一号に掲げる下請協同組合を除く、以下この条において同じ)の組合員たる資格を有する者であつてそれぞれその組合員以外のものの事業活動が第十六条第一号に掲げる事業の克服を阻害しており、又は当該事業協同組合等の組合たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては同号に掲げる事業を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適當でないことを認められる場合において、このような状態が継続することは、その地区内において資格事業を行なう中小企業者(下請協同組合が安定事業を実施している場合にあつては、下請事業者。以下この条において同じ)の経営の安定に重大な

悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る同号に掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に對し、これに従うべきことを命ずることができる。

一 事業協同組合、下請協同組合及び環境衛生協同組合にあつてはその地区内において資格事業を行なう者であつて中小企業者以外のものが、商店街協同組合にあつてはその地区内において資格事業を行なう者であつて小売業又はサービス業に属する事業を行なう中小企業者以外のものが加入することができること。

二 組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となつて

三 その地区内における資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれて

第二百三十条 主務大臣は、次に掲げる要件を備え、かつ、総合調整事業のうち安定事業に係るものを実施している協同組合連合会の地区内において資格事業を行なう者であつてその会員たる事業協同組合等(安定事業を実施しているものに限る。以下この条において同じ)の組合員以外のものの事業活動がその地区の全部若しくは大部分について第十六条第一号に掲げる事業の克服を阻害しており、又はその協同組合連合会の会員たる

事業協同組合等の全部若しくは大部分が組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては、同号に掲げる事業を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないと思はれる場合において、このような状態が継続することは、資格事業を行なう中小企業者（政令で定める割合に相当する数以上の下請協同組合で組織する協同組合連合会が総合調整事業のうち安定事業に係るものを実施している場合にあつては、下請事業者。以下この条において同じ。）の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その総合調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る同号に掲げる制限を定め、当該協同組合連合会の会員たる資格を有する組合の組合員たる資格を有する者に對し、これに従ふべきことを命ずることができ、

制限若しくは役務の提供のための設備の制限に関する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認められるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、その命令に係る地区内における当該資格事業に係る物の生産の設備、販売のための設備又は役務の提供のための設備の新設の制限又は禁止を命ずることができ、

（命令の決定及び形式）
 第三百三十二條 第二百二十九條又は第三百三十條の規定による命令は、その組合が總會の議決を経て申し出した場合でなければすることができない。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、第二百二十九條又は第三百三十條の規定による命令をするかどうかを決定し、その申出をした組合にその結果を通知しなければならない。

3 第一項の議決については、第四十二條第二項の規定を準用する。

4 第二百二十九條、第三百三十條又は前条の規定による命令は、主務省令をもってするものとする。

（聴聞）
 第三百三十三條 主務大臣は、第二百二十九條から第三百三十一條までの規定による命令をしようとするときは、聴聞を行ない、広く一般の意見をきかなければならない。

（調整規程等の変更命令）
 第三百三十四條 主務大臣は、第二百二十九條若しくは第三百三十條の規定による命令をしようとするとき、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令に係る組合（協同組合連合会を含む）に對し、その調整規程又は総合調整規程を変更すべきことを命ずることができ、

（命令の変更又は取消し）
 第三百三十五條 主務大臣は、第二百二十九條から第三百三十一條までの規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

特に必要があると認めるときは、その命令に係る組合（協同組合連合会を含む）に對し、その調整規程又は総合調整規程を変更すべきことを命ずることができ、

（事務の処理）
 第三百三十六條 主務大臣は、第二百二十九條又は第三百三十條の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部の処理についてその命令に係る組合（協同組合連合会を含む）に對し必要な協力を求めることができる。

（手数料）
 第三百三十七條 第二百二十九條又は第三百三十條の規定による命令に基づく登録、割当て、検査その他の処分を受ける者は、主務省令で定めるところにより、その処分をするのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（秘密保持義務）
 第三百三十八條 第三百三十六條の規定

により第二百二十九條若しくは第三百三十條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第三章 中央会

第一節 通則

（名称）
 第三百三十九條 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

一 都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）に於ては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業団体中央会

二 全国中小企業団体中央会（以下「全国中央会」という。）に於ては、全国中小企業団体中央会

2 中央会以外の者は、その名称中に、都道府県中央会は全国中央会であることを示す文字を用いてはならない。

（数）
 第四百十條 都道府県中央会は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。

2 全国中央会は、全国を通じて一個とする。

第二節 事業

（都道府県中央会）
 第四百十一條 都道府県中央会は、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

一 組合の組織、事業及び経営の

指導並びに連絡

二 組合の監査

三 組合に関する教育及び情報の提供

四 組合に関する調査及び研究

五 前各号に掲げる事業のほか、組合及び中小企業者の事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 都道府県中央会は、組合、中央会及び中小企業者の事業に関する事項について、国会、地方公共団体の議會又は行政庁に建議することができる。

（全国中央会）
 第四百十二條 全国中央会は、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

一 都道府県中央会の組織及び事業の指導並びに連絡

二 組合の連絡

三 組合に関する教育及び情報の提供

四 組合に関する調査及び研究

五 前各号に掲げる事業のほか、組合、都道府県中央会及び中小企業者の事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 全国中央会は、その事業を行なうために必要があるときは、定款で定めるところにより、都道府県中央会に對し、その業務若しくは会計に関する報告を求め、又は事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に関する重要な事項について指示することができ、

3 全国中央会については、前条第二項の規定を準用する。

第三節 会員

(会員の資格)

第四百四十三条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 都道府県中央会の地区内に事務所を有する組合
- 二 前号に掲げる者以外の者であつて、定款で定めるもの
- 三 前二号に掲げる者以外の者であつて、定款で定めるもの

2 全国中央会の会員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 都道府県中央会
- 二 全都道府県の区域を地区とする組合
- 三 前二号に掲げる者以外の者であつて、定款で定めるもの

(議決権及び選挙権)

第四百四十四条 都道府県中央会の会員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2 全国中央会の会員は、各一個の議決権及び役員、各二個の議決権を有する。ただし、前条第二項第一号に掲げる者に対しては、定款で定めるところにより、議決権又は選挙権の総数の五十百分の一をこえない範囲内において、二個以上の議決権又は選挙権を与えることができる。

3 会員は、定款で定めるところにより、第五百五十九条第四項において準用する第百三十三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行なうことができる。

4 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

5 都道府県中央会にあつては、代理人は、五人以上の会員を代理することができない。

6 全国中央会にあつては、代理人は、議決権又は選挙権の総数の五十百分の一をこえる議決権又は選挙権を代理して行なうことができない。

7 代理人は、代理権を証する書面を中央会に差し出さなければならぬ。

(経費の賦課)

第四百四十五条 中央会は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に對抗することができない。

(加入)

第四百四十六条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

2 都道府県中央会が、全国中央会が成立したときは、すべてその会員となる。全国中央会が成立した後において成立した都道府県中央会についても同様である。

3 第四百四十三条第二号及び第三号に掲げる者が全国中央会に加入しようとする場合については、第一項の規定を準用する。

(脱退)

第四百四十七条 都道府県中央会の会

員及び都道府県中央会以外の全国中央会の会員は、一月前までに予告して、脱退することができ

る。

2 全国中央会の会員たる都道府県中央会が、解散によつて脱退する。

3 都道府県中央会の会員及び都道府県中央会以外の全国中央会の会員については、第六十七条の規定を準用する。

第四節 設立

(発起人)

第四百四十八条 中央会を設立するには、その会員にならうとする八人以上の者が発起人となることを要する。この場合において、その発起人中に、都道府県中央会にあつては五以上の第四百四十三条第一項第一号に掲げる者を、全国中央会にあつては五以上の都道府県中央会を含まなければならない。

2 都道府県中央会が、その地区内に主たる事務所を有する組合の五分の一以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

3 全国中央会が、二十五以上の都道府県中央会が会員となるのでなければ、設立することができない。

(創立總會)

第四百四十九条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 創立總會については、第七十五条第二項から第五項まで及び第四百四十四条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項

(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(總會の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主總會の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主總會の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「中小企業組織法第四百九条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第五百五十条 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(準用)

第五百五十一条 設立については、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定を準用する。

第五節 管理

(定款)

第五百五十二条 中央会の定款には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 会員たる資格に関する規定
- 五 会員の加入及び脱退に関する規定
- 六 経費の分担に関する規定

第五百五十三条 中央会の定款には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

七 役員

八 事業年度

九 公告の方法

(規約)

第五百五十三条 次の各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。事項を除いて、規約で定めることができる。

一 總會又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 会員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員)

第五百五十四条 中央会に、役員として会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員職務)

第五百五十五条 会長は、中央会を代表し、理事会の定めるところに従い、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、中央会を代表し、会長を輔佐して中央会の事務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行なう。

3 監事は、中央会の業務及び会計の状況を監査する。

(理事会)

第五百五十六条 会長及び理事をもつて理事会を構成する。

2 中央会の業務の執行は、理事会が決する。

3 理事会の議事は、会長及び理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(商法等の準用)

第百五十七條 会長、理事及び監事については、第八十四條第三項、第四項及び第六項から第十一項まで、第八十五條並びに第八十六條並びに商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)及び第二百五十四條ノ二(取締役の義務)の規定を、会長及び理事については、第九十條及び第九十一條並びに民法第四十四條第一項(法人の不法行為能力)及び第五十五條(代表権の委任)の規定を、会長については、第九十二條から第九十四條までの規定を、監事については、第八十九條第一項の規定を、理事会については、第八十八條第二項及び第九十六條の規定を準用する。この場合において、第八十四條第八項中「一人」とあるのは、「二人(全国中央会にあっては、選挙権一個)」と読み替へるものとする。

(顧問)

第百五十八條 中央会は、学識経験のある者を顧問とし、常時、中央会の重要事項に關し助言を求めることが出来る。ただし、顧問は、中央会を代表することができない。

(總會)

第百五十九條 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、何時でも臨時總會を招集することができる。

3 次の各号に掲げる事項は、都道府県中央会にあっては總會の半数以上が、全国中央会にあっては議決権の總数の半数以上に當たる議決権を有する議員が出席し、それぞれその議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 中央会の解散
三 会員の除名
4 總會については、第一百一條第二項、第一百二條から第一百四條まで、第一百五條第一項及び第二項並びに第一百六條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百四十三條(總會の延期又は続行の決議)及び第二百四十四條(總會の議事録)の規定を準用する。この場合において、第一百一條第二項中「理事会」とあるのは「会長」と商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「中小企業組織法第百五十九條第四項ニ於テ準用スル同法第二百三條」と読み替へるものとする。

(總代会)

第百六十條 会員の總数が二百人をこえる都道府県中央会は、定款で定めるところにより、總會に代るべき總代会を設けることができる。

2 總代会については、都道府県中央会の總會に關する規定及び第九條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第一百四十四條第五項中「五人」とあるのは「二人」と読み替へるものとする。

のとする。

3 總代会においては、前項の規定にかかわらず、總代の選挙(補充の總代の選挙を除く)をし、又は前条第三項第二号に掲げる事項について議決することができる。

(部会)
第百六十一條 中央会は定款で定めるところにより、組合の種類ごとに部会を設けることができる。

第六節 解散及び清算

(解散の理由)
第百六十二條 中央会は、次の各号に掲げる理由によつて解散する。

一 總會の議決
二 破産
三 第百八十六條第二項の規定による解散の命令

2 中央会は、前項第一号に掲げる理由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(清算人)

第百六十三條 中央会が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、会長がその清算人となる。ただし、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第百六十四條 清算人は、就職の後遅滞なく、中央会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出して、その承認を求めなければならない。

(財産分配の制限)
第百六十五條 清算人は、中央会の

債務を弁済した後でなければ、中央会の財産を分配することができない。

(決算の承認)

第百六十六條 清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出して、その承認を求めなければならない。

(民法等の準用)

第百六十七條 解散及び清算については、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十二條まで(法人の清算)並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十七條、第三百三十八條並びに第三百三十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、清算人については、第八十九條第一項、第九十條、第九十二條、第九十三條、第一百一條第二項、第一百二條並びに第一百五十九條第一項及び第二項、民法第四十四條第一項(法人の不法行為能力)並びに商法第二百五十四條第三項(会社と取締役との関係)及び第二百五十四條ノ二(取締役の義務)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは「中小企業組織法第百六十三條」と、第三十八條中「理事会」とあるのは「監事」と読み替へるものとする。

第四章 助成

(助成措置)
第百六十八條 政府は、組合がその組合員(協同組合連合会にあっては、その所屬員)の事業の振興若しくは近代化を図るための共同施設又は従業員福利厚生を図るための施設を新設し、又は増設する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、組合に対し、当該施設の新設又は増設に要する経費の一部を補助することができる。

2

政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、組合に対し、その事務に要する経費の一部を補助することができる。

第百六十九條 政府は、事業協同組合若しくは商店街協同組合又は主としてこれらの組合で組織される協同組合連合会が設置する街灯に使用される電気の料金については、他の一般の需要に応じ供給される電気の料金よりも軽減されるように特別の措置を講じなければならない。

(免稅)

第百七十條 組合の所得のうち、組合事業の利用分益に應じて組合が配当した剰余金の額に相當する金額については、その組合には、租税を課さない。

(企業協同組合の組合員の所得に対する課税)

第百七十一條 企業協同組合の組合員が企業協同組合の行なう事業に従事したことによつて受ける所得のうち、企業協同組合が組合員以外の者であつて、企業協同組合の行なう事業に従事するものに対して支払う給料、賃金、費用弁償、賞与及び退職給付並びにこれらの

性質を有する給与と同一の基準によつて受けるものは、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、給与所得又は退職所得とする。

第五章 雑則

（私的独占禁止法の適用除外）

第七十二条 私的独占禁止法の規定は、第三十六条若しくは第四十七條第一項の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程又は第五十四條第一項（第五十七條において準用する場合を含む。）の認可を受けた団体協約及びこれらに基づいてする行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 不正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 次条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。ただし、同条第四項の請求に応じ、主務大臣が第三十九條（第四十八條又は第五十四條第三項（第五十七條において準用する場合を含む。）の規定による処分をした場合を除く。）

2 次条第四項の規定による請求が調整規程又は総合調整規程の定めの一部について行なわれたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占禁止法の規定は、その調整規程又は総合調整規程の定めのうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には、適用しない。

3 私的独占禁止法の規定は、組合（第八條各号に掲げる組合を除く。）が第十五條に規定する事業又は第二十一條第一項第二号若しくは第二十五條から第三十條までに掲げる事業若しくはこれらの事業に係る同項第十二号に掲げる事業として行なう行為には、適用しない。ただし、不正の取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

（公正取引委員会との関係）
第七十三条 主務大臣は、第十六條第一号ロ、ニ若しくはヘに掲げる制限に係る調整規程若しくは総合調整規程について第三十六條若しくは第四十七條第一項の認可をしようとするとき、又はその調整規程若しくは総合調整規程に係る団体協約について第五十四條第一項（第五十七條において準用する場合を含む。）の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

2 主務大臣は、第三十六條、第五十四條第一項（第五十七條において準用する場合を含む。）若しくは第四十七條第一項の認可をしようとするとき（前項に規定する場合を除く。）又は第三十九條若しくは第五十三條の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第三十九條（第四十八條又は第五十四條第三項（第五十七條において準用する場合を含む。））の認可をしようとするとき、又はその調整規程若しくは総合調整規程に係る団体協約について第五十四條第一項（第五十七條において準用する場合を含む。）の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

含む。）において準用する場合を含む。）又は第三十四條の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

4 公正取引委員会は、組合が第三十六條若しくは第四十七條第一項の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程の内容が第三十七條第一項各号（第五十七條において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるとき、又は組合が第五十四條第一項（第五十七條において準用する場合を含む。）の認可を受けた団体協約の内容が第五十四條第二項各号（第五十七條において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、第三十九條（第四十八條又は第五十四條第三項（第五十七條において準用する場合を含む。））の規定による処分をすべきことを請求することができる。

5 公正取引委員会は、前項の規定により請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。（排除措置）
第七十四條 公正取引委員会は、組合（勤労事業協同組合組合を除く。）の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数が百人を超えるものが実質的に小規模の事業者でないことを認めるときは、この法律の目的を達成するために、第七十六條に規定する手続に従い、その事業者を組合から脱退させることができる。

（不服の申出等）
第七十八條 組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると考えられる組合員又は会員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を主務大臣に申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の申出があつたときは、この法律の定めるところに従い、必要な措置を採らなければならない。

3 第三十九條、第三十條又は第三十一條の規定による命令に不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に対して不服を申し出ることができる。

4 第三十六條の規定により第三十九條又は第三十條の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服のある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（検査の請求）
第七十九條 組合員又は会員は、その総数の十分の一以上（協同組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する会員）の同意を得て、その組合又は中央会の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、主務大臣にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、主務大臣は、その組合又は中央会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（決算関係書類の提出）
第八十條 組合（信用協同組合及び第二十一條第一号に掲げる事業

を行なう協同組合連合会を除く。）及び中央会は、毎事業年度、通常總會の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を主務大臣に提出しなればならない。

（報告の徴収）

第百八十一条 主務大臣は、毎年一回を限り、組合又は中央会から、その組合員又は役員、使用人、事業の分量その他組合又は中央会の一般的状況に関する報告であつて、組合又は中央会に関する行政を適正に処理するため特に必要なものを徴収することができる。

第百八十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合に中央会、組合員たる資格を有する者、第五十二条第一項各号に掲げる者であつて同項の規定による申出を受けたもの又は第百三十一条の規定による命令に係る設備を設置している者に対し、その業務又は経理の状況に関し必要な報告をさせることができる。

（立入検査）

第百八十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合員たる資格を有する者又は第百三十一条の規定による命令に係る設備を設置している者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合又は中央会の事務所立ち入り、業務又は経理の状況を検査させることができる。

3 第二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣の命令）

第百八十四条 主務大臣は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程に違反し、若しくは組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（役員等の解任）

第百八十五条 主務大臣は、第百三十六條の規定により第百二十九條又は第百三十條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は監査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

（組合等に対する解散の命令）

第百八十六条 主務大臣は、組合が第七十二条に規定する要件を欠くに至つたと認めるときはその組合に対し、協同組合連合会の会員たる組合が一同たつたときはその協同組合連合会に対し解散を命ずることができる。

2 主務大臣は、組合又は中央会が第百八十四条の規定による命令に違反したとき、又は組合の地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。

（弁明の機会の供与）
第百八十七条 主務大臣は、前条の規定による命令をしようとするときは、その組合又は中央会に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならぬ。

（保険業法の準用）
第百八十八条 保険業法第八條、第九條、第十條第二項及び第十二條の規定は、共済協同組合及び第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会に準用する。

（中小企業審議会）
第百八十九条 中小企業審議会は、関係各大臣の諮問に応じ、組合の調整事業又は総合調整事業に関する重要事項を調査審議する。

2 主務大臣は、第百二十九條、第百三十條又は第百三十一条の規定による命令をしようとするときは、中小企業審議会に諮問しなればならない。

（主務大臣及び主務省令）

第百九十条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 次号及び第三号に掲げる事項を除く事項については、中小企業大臣及び資格事業を所管する大臣

二 共済協同組合及び第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合及び第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会に関する事項については、中小企業大臣及び大蔵大臣

三 中央会に関する事項については、中小企業大臣

2 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を地方支庁局長又は都道府県知事に委任することができる。

3 この法律において主務省令は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に掲げる主務大臣の発する命令とし、同項第三号に掲げる事項については、中小企業省令とする。

第六章 罰則

第百九十一条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問はず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のため組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）

に正条がある場合は、同法による。

第百九十二条 第百三十六條の規定により第百二十九條又は第百三十六条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員であつて、その事務に従事するものがその職務に関しわいりを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

第百九十三条 前条に掲げる役員又は職員にならうとする者がその担当すべき職務に関し請託を受けてわいりを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条に掲げる役員又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 前条に掲げる役員又は職員であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関しわいりを收受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第百九十四条 前二条の場合において、收受したわいりは、没収すること。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百九十五条 第百九十二条又は第百九十三条に規定するわいりを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

四 第一百七十九条第二項又は第百

たどる。

準用する商法第二百四十四条、

る商法第二百七十四条第一項の

の財産を分配したとき。

二十 第二百二十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十一 第二百二十八条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十二 第二百八十条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十三 第二百八十条又は第二百八十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二百五条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第七條第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

第二百六条 第二百三十九條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百七条 第二百七十六條において私的独占禁止法第四十条及び第四十六條の規定を準用する場合の違反については、同法第九十四条及び第九十四條の二の規定を準用する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 次に掲げる法律は、廃止する。
一 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)

二 環境衛生関係営業の経営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十二号)

三 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)

四 商店街振興組合法(昭和三十三年法律第四十一号)

3 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な事項及び関係法律の整理に關しては、別に法律で定める。

本条施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約一千万円の見込みである。

二月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、ガソリン価格値上げ反対に關する請願(第九一一号)

一、競走事業労働者の保障に關する請願(第九一二号)(第九一三号)

第九一一号 昭和三十八年二月十一日受理
ガソリン価格値上げ反対に關する請願
請願者 福岡市寿町二ノ一七
株式会社難備内タクシ

代表取締役 角藤雄
一 代表取締役 角藤雄
紹介議員 龜井 光君
この請願の趣旨は、第四二号と同じである。

第九一二号 昭和三十八年二月十一日受理
競走事業労働者の保障に關する請願
請願者 大阪市阿倍野区阿部野

第四一〇一 長谷川成子
外七十九名
紹介議員 近藤 信一君

先般審議会において競輪の存続、運営についての答申案が出されたが、その趣旨については別に反対するものではない。しかし競輪開催日を、地方は土、日中心の三・三制の同時開催とし、密集地区においては五日制とされる点は、従業員的生活に重大な脅威を与えるものであると考えられる。従業員は現在地区により勤務する事業所数はことなっているが、競輪場勤務によつて生計を営んでいる者は現在三事業所又は四事業所に勤務しており、三・三制を実施される場合はたちまち収入は半減となり、またその上に日雇失業保険の受給資格(二箇月印紙二十八枚)を失ふこととなり、重要な収入源である失業保険も受けられない結果をきたすことになる。五日制実施においても実働日数の減少を招く点においても同様である。一事業所又は二事業所勤務者も近接事業所への応援交流による収入が重大な比重を占めているので、同時開催となればこれも不可能となる。これは従業員の生活権侵害もはなはだしいものと考えらるから、(一)競輪開催日の減少による従業員の収入の減収を政府が保障する措置を講ずること、(二)競輪開催日の減少に伴つて発生する失業保険等社会保険の件については、従来どおり適用することとし従業員に不利にならないようにすること等の配慮をせられたいとの請願。

第九一三号 昭和三十八年二月十一日受理
競走事業労働者の保障に關する請願

請願者 神奈川具川崎市坂戸三八五
星榮子外九十五名
紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、中小企業投資育成株式会社法案
一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業投資育成株式会社法案
中小企業投資育成株式会社法
(会社の目的)

第一条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実に促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業に対する投資等の事業を行なうことを目的とする株式会社とする。

(会社の数及び事務所)
第二条 中小企業投資育成株式会社(以下「会社」という。)は、東京、中小企業投資育成株式会社、名古屋、中小企業投資育成株式会社及び大阪中小企業投資育成株式会社とし、それぞれ本店を東京都、名古屋及び大阪市に置く。

(株式)
第三条 会社の株式は、額面株式とする。

2 中小企業金融公庫(以下「公庫」という。)は、中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)第十九條の規定にかかわらず、会社の発行する議決権のない株式で利益の配当及び

残余財産の分配について優先的内容を有し、かつ、利益をもつて消却することができうるもの(以下「優先株式」という。)を引き受けることができる。

3 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十二條第二項の規定は、前項の規定により公庫が引き受ける優先株式の発行については、適用しない。

4 第二項の規定により公庫が引き受ける優先株式の発行価額の総額は、六億円をこえることができないものとし、その引き受ける優先株式の数は、会社ごとにその発行済み株式の総数の三分の一をこえることができないものとする。

5 第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式は、何人も、これを譲り受けることができない。

6 第二項の規定による優先株式の引受けは、中小企業金融公庫法の適用については、同法第十九條の業務とみなし、当該優先株式に対する配当(第五條第三項又は第四項の規定により支払を受ける金額を含む。)は、公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の適用については、同法第五條第三項に規定する収入とみなす。

7 会社は、新株を発行しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第四条 会社は、他の法令の規定にかかわらず、前条第二項の規定に

より公庫が引き受ける優先株式を發行する旨及び当該優先株式の数を定款に記載しなければならない。

2 会社は、前条第二項の規定により公庫が引き受ける優先株式を發行する前に、当該優先株式の消却及び当該優先株式に対する配当に關する優先株式消却計画を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第五条 会社は、毎營業年度における利益のうちから、次の各号に定めるところにより、第三条第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式の消却及び当該優先株式に対する配当をしなければならない。

一 利益のうち、優先株式消却計画に定める金額の当該優先株式の消却への充當

二 前号の金額を控除してなお利益があるときは、当該優先株式に對して優先株式消却計画に定める割合（以下「優先配當割合」という。）に達するまでの金額の配當への充當

2 第三条第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式の消却は、額面金額により行なう。

3 第三条第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式に對する配當金額が優先配當割合（優先株式消却計画において二以上の優先配當割合を定めたときは、その最も大きい割合）によつて計算した金額に達しない營

業年度があつたときは、当該会社は、その不足額の合計額に相當する金額を、政令で定めるところにより、当該優先株式の總数の消却を終わつた營業年度以後の各營業年度における利益のうちから、公庫に對して支払わなければならない。

4 会社が前項の不足額の全部を支払う前に解散した場合において残余財産があるときは、まだ支払われない不足額は、残余財産の分配に先き立つて支払わなければならない。

5 公庫に對する残余財産の分配については、第三条第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式以外の株式に優先して当該優先株式の額面金額を支払うものとする。

（商号の使用制限）

第六条 会社以外の者は、その商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用してはならない。（代表取締役等の選定等の決議）

第七条 会社の代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（事業の範圍）

第八条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 資本の額が五千万円以下の株式会社であつて、その業種に屬する中小企業の健全な成長発展を図ることが産業構造の高度化又は産業の國際競争力の強化の

促進に寄与すると認められる業種で政令で定めるものに屬する事業を主たる事業として営むものの發行する新株の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 前号の規定により会社がその株式を保有している株式会社（同号に規定する株式会社を除く。）の發行する新株の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

三 前二号の規定により会社がその株式を保有している株式会社（同号に規定する株式会社を除く。）の發行する新株の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

四 前三号の事業に附帶する事業

2 会社は、前項第一号又は第二号の規定により新株を引き受けた場合において、当該引受けに係る新株の發行後のその株式会社の資本の額は一億円をこえることとなるときは、その新株を引き受けてはならない。

（事業に關する規程）

第九条 会社は、業務開始の際、その営む事業に關する規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、次の事項を定めておかなければならない。

一 新株の引受けの相手方の選定の基準、新株の引受けの際の評価の基準、新株の引受けの限度、株式の保有期間及び株式の処分の方法

二 前条第一項第三号に掲げる事業に係る手数料

（事業計画等）

第十条 会社は、毎營業年度の開始

前に、その營業年度計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

（定款の變更等）

第十一条 会社の定款の變更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（財産目録等の提出）

第十二条 会社は、毎營業年度経過後三月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに營業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（監督）

第十三条 会社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができ

（協議）

第十四条 通商産業大臣は、第三条第一項、第四条第二項、第九条第一項、第十条又は第十一条（会社

の定款の變更の決議に係るもの）については、会社の發行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（報告及び検査）

第十五条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員

に、会社の營業所若しくは事務所

に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（公庫の貸付け）

第十六条 公庫は、中小企業金融公庫法第十九条の規定にかかわらず、会社に對し、その事業に必要な長期資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けは、中小企業金融公庫法の適用については、同法第十九条の業務とみなす。

（罰則）

第十七条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に關して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に處する。これによつて不正の行為をし、又は相當の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に處する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十八条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

2 前項の罪を犯した者が自首した

ときは、その刑を減輕し、又は免除することができ、

第十九条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三条第七項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二 第八条第二項の規定に違反して、新株を引き受けたとき。

三 第九条第一項の規定に違反して、事業に関する規程の認可を受けなかったとき。

四 第十条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかったとき。

五 第十二条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

六 第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十一条 第六条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
一 この法律は、公布の日から施行する。
(会社の設立)
二 通商産業大臣は、設立委員を命

じ、会社の設立に関して発起人の職務を行なわせる。
三 設立委員は、定款及び会社の発行する優先株式に係る優先株式消却計画を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
四 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。
五 設立委員は、附則第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式につき、株主を募集しなければならない。
六 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。
七 設立委員は株式の申込みをした者に対し株式を割り当てる場合において、当該株式の申込みをした者のうちに地方公共団体があるときは、当該会社につき公庫が引き受ける優先株式の数に相当する数に達するまでの株式を当該地方公共団体に割り当てなければならない。
八 商法第六十七條、第六十八條及び第六十九條の規定は、会社の設立については、適用しない。
(商号についての経過規定)
九 第六条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。
(事業計画等についての経過規定)
十 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支

予算については、第十条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。
(中小企業庁設置法の一部改正)
十一 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第四号の四の次に次の一号を加える。
四の五 中小企業投資育成株式会社に関すること。
(中小企業金融公庫法の一部改正)
十二 中小企業金融公庫法の一部を次のように改正する。
第五条中「百六十億円」とを「百六十億円、政府の産業投資特別会計からの出資金六億円並びに」に、「金額との」を「金額の」に改める。
(租税特別措置法の一部改正)
十三 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第六十八條中「第十三条第一項又は」を「第十三条第一項若しくは」に改め、「配当をしたとき」の下に「又は中小企業投資育成株式会社(昭和三十三年法律第九号)第五条第一項の規定により利益から優先株式(中小企業金融公庫が同法第三条第二項の規定により昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に引き受けたものに限る)に対する配当をしたとき」を加える。
中小企業信用保険法の一部を改正

する法律案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「一千万円」を「五千万円(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、一千万円)」に、「三十人」を「五十人」に改め、同項第二号中「事業者の常時使用する従業員の数が三百人をこえない」を「事業者が五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である」に、「以下同じ」を以下第三項第一項において同じに改め、同項第五号中「常時三十人」を「一千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五百人に改め、同項第六号中「常時三百人」を「五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五百人に改め、同項第七号中「常時」を「五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時」に改め、同条に次の一項を加える。
三 この法律において「近代化関係中小企業者」とは、中小企業者であつて次に掲げるものをいう。
一 会社及び個人であつて、機械工業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第五十四号)第二条第一項に規定する特定機械工業又は電子工業振興臨時措置法

(昭和三十三年法律第七十一号)第二条第二項に規定する電子工業を行なうもの
二 会社及び個人であつて、中小企業近代化促進法(昭和三十三年法律第九号)第三条第一項に規定する指定業種に属する事業を行なうもの(前号に掲げるものを除く)
三 中小企業等協同組合であつて、前二号の事業を行なうもの又はその構成員の三分の二以上が前二号の事業を行なう者であるもの
四 商工組合及び商工組合連合会であつて、第一号若しくは第二号の事業を行なうもの又はその構成員が第一号若しくは第二号の事業を行なう者であるもの
五 特別の法律により設立された組合又はその連合会(政令で定めるものに限る)であつて、第二号の事業を行なうもの又はその構成員の三分の二以上が同号の事業を行なう者であるもの
六 中小企業近代化資金助成法(昭和三十一年法律第五十五号)第三条第四号の事業協同組合等であつて、同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたもの(中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第九号)による改正前の中小企業振興資金等助成法第三条第一項第四号の事業協同組合等であつて、同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたものを含む)及びその直接又は間接の構成員(前各号に掲げるも

のを除く。

第三条第一項中「国民金融公庫からの借入」を「国民金融公庫（以下「金融機関」と総称する。）からの借入れ」に改め、同条第四項中「必要なもの」の下に「（次条第二項に規定する借入金（給付の場合は、給付金を除く。）を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が近代化関係中小企業者の金融機関からの借入れ（給付を受けることを含む。）による債務の保証をすることにより、近代化関係中小企業者一人についての保険価額の合計額が三千万円（その近代化関係中小企業者が中小企業等協同組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は第二条第三項第五号に掲げるものであるときは、五千万円）を越えることができない保険について、保証をした借入金の額（給付の場合は、当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係が成立する保証をした借入金（給付の場合は、給付金）は、通商産業省令で定めるところにより近代化関係中小企業者の第二条第三項第一号若しくは第二号の事業に係る設備の近代化又は工場若しくは店舗の集団化のため必要なものである旨の証明を

受けたものであって、その額（給付の場合は、当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の合計額）が五十万円をこえるものであり、かつ、その借入期間（給付の場合は、給付の時から当該給付に係る契約の期間の満了の時までの期間）が一年以上のものに限る。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の保険関係に準用する。第五条及び第七条中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第二項」を加える。

第九条中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第二項」を加え「同項」を「第三条第一項又は第三条の二第二項」に改める。

第十条中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第二項」を加える。

第十一条中「第三条第一項」の下に「若しくは第三条の二第二項」を加え、「同項」を「第三条第一項若しくは第三条の二第二項」に改める。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

昭和三十八年三月六日印刷

昭和三十八年三月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局